

第2次八幡浜市男女共同参画計画（素案）

～ 共に創ろう、笑顔輝くまち 八幡浜 ～

平成29年 月

八幡浜市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
(1) 世界の動き	2
(2) 国の動き	3
(3) 愛媛県の動き	5
(4) 八幡浜市の動き	5
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	6
第2章 本市を取り巻く現状	7
データでみる本市の現状	7
(1) 人口・世帯数の動き	7
(2) 年齢別人口構成	8
(3) 世帯構成の状況	9
(4) 婚姻件数等の推移	10
(5) 年齢別就業率	14
第3章 計画の基本的考え方	15
1 基本理念	15
2 基本目標	15
3 施策の体系	16
第4章 計画の内容	17
(基本目標Ⅰ) 男女の人権の尊重	17
施策の方針1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	17
施策の方針2 教育・メディア等を通じた男女の人権の尊重	20
施策の方針3 男女の性についての理解と生涯を通じた女性の健康支援	22
(基本目標Ⅱ) 男女共同参画の視点に立った意識の改革	25
施策の方針4 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	25
施策の方針5 男女共同参画の視点に立った教育の推進	27
(基本目標Ⅲ) 意思決定の場への女性の参画拡大	29
施策の方針6 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入による女性の参画拡大	29
施策の方針7 女性の能力開発（エンパワーメント）等の支援	31
施策の方針8 防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進 ..	32
(基本目標Ⅳ) 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	34
施策の方針9 男女が共に参画する家庭・地域づくり	34
施策の方針10 安心して子どもを育てられる環境整備	36

施策の方針 11 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	39
(基本目標Ⅴ) 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し	42
施策の方針 12 男女均等な雇用環境の整備	42
施策の方針 13 職業生活における女性の活躍推進	43
施策の方針 14 農林水産業等における男女共同参画の促進	46
第5章 推進体制	49
1. 庁内推進体制の充実・強化	49
2. 市民、事業所、民間団体等との連携	49
3. 県・市町との連携強化	49
4. 進行管理	49
5. 調査研究	49
第6章 数値目標	50
(基本目標Ⅰ) 男女の人権の尊重	50
(基本目標Ⅱ) 男女共同参画の視点に立った意識の改革	51
(基本目標Ⅲ) 意思決定の場への女性の参画拡大	51
(基本目標Ⅳ) 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	51
(基本目標Ⅴ) 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し	52
資料編	55
新男女共同参画計画策定のための市民アンケート	57
新男女共同参画計画策定のための事業所アンケート	75
八幡浜市男女共同参画計画検討委員会設置要綱	92
八幡浜市男女共同参画計画検討委員会委員名簿	94
八幡浜市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	95
男女共同参画社会基本法	97
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	103
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	115

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、本格的な少子高齢社会、人口減少社会の到来や、さらには急激な経済、社会情勢の変化などにより、個人のライフスタイルや価値観が多様化し、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、社会のあらゆる分野において、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれることなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、一層重要な課題となっています。

本市においても、平成19年3月に「八幡浜市男女共同参画計画」（以下「第1次計画」）を策定し、本市の現状を踏まえた様々な施策を進めてきましたが、平成28年度末をもって第1次計画の計画期間が満了となることから、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、新たな計画となる「第2次八幡浜市男女共同参画計画」を策定します。

本計画は、国及び県の男女共同参画基本計画との整合性に配慮した上で、これまでの取組の進捗状況や課題を整理するとともに、平成28年10月から11月にかけて実施した市民アンケート調査及び事業所アンケート調査結果等に基づく市の現状や、最近の社会情勢等を踏まえ、より実効性のある計画として、本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針と具体的事業等を示すものです。

また、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画として位置付けるほか、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画としても位置付けるものです。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

昭和 47 年 (1972 年)	○国連総会において昭和 50 年 (1975 年) を「国際婦人年」とすることが宣言される。 ○第 1 回世界女性会議において「世界行動計画」が採択され、各国がとるべき行動のガイドラインとして位置付けられるほか、昭和 56 年からの 10 年間 (1976 年～85 年) が「国連婦人の 10 年」として宣言される。
昭和 54 年 (1979 年)	国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択される。
昭和 55 年 (1980 年)	第 2 回世界女性会議 (コペンハーゲン) が開催される。
昭和 60 年 (1985 年)	第 3 回世界女性会議 (ナイロビ) が開催され、西暦 2000 年に向けた長期的ガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択される。
平成 5 年 (1993 年)	世界人権会議 (ウィーン) において、「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、公的及び私的な生活における女性に対する暴力の撤廃が示される。
平成 7 年 (1995 年)	第 4 回世界女性会議 (北京) が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、貧困・教育・健康等、女性の地位向上のために優先的に取り組むべき 12 の重要課題が定められる。
平成 12 年 (2000 年)	国連特別総会女性 2000 年会議 (ニューヨーク) が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」について検討・評価がなされるとともに、今後の各国がとるべき行動目標が成果文書として採択される。
平成 17 年 (2005 年)	「北京+10」第 49 回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク) が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」並びに「女性 2000 年会議成果文書」が再確認され、完全実施を求める宣言が採択される。
平成 27 年 (2015 年)	国連「北京+20」記念会合 (第 59 回国連婦人の地位向上委員会) がニューヨークで開催され、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」等が採択される。

(2) 国の動き

①「男女共同参画基本計画」に関する動き

昭和 50 年 (1975 年)	総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置される。
昭和 52 年 (1977 年)	「国内行動計画」が策定される。
昭和 60 年 (1985 年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が批准される。
昭和 62 年 (1987 年)	21 世紀に向けて男女共同参画社会の形成を目指す「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定される。
平成 6 年 (1994 年)	「婦人問題企画推進本部」が「男女共同参画推進本部」に改組される。
平成 8 年 (1996 年)	「男女共同参画 2000 年プラン」が策定される。
平成 11 年 (1999 年)	「男女共同参画社会基本法」が施行される。
平成 12 年 (2000 年)	「男女共同参画基本計画」が策定される。
平成 13 年 (2001 年)	内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」が設置される。
平成 17 年 (2005 年)	「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定される。
平成 18 年 (2006 年)	「男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」)が改正される。
平成 19 年 (2007 年)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及びこれを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定される。
平成 22 年 (2010 年)	「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定される。
平成 27 年 (2015 年)	「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定される。
平成 28 年 (2016 年)	男女雇用機会均等法が改正され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設される。

②「次世代育成支援対策推進法」等に関する動き

平成 15 年 (2003 年)	「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定される。
平成 24 年 (2012 年) 8 月	「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が公布される。

③「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」)に関する動き

平成 17 年 (2005 年)	育児・介護休業法が改正される。
------------------	-----------------

平成 24 年 (2012 年)	育児・介護休業法の改正により、子育て中の短期時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や介護休暇が導入される。
平成 28 年 (2016 年)	育児・介護休業法の改正により、介護休業の分割取得、介護休暇の半日単位の取得、子の看護休暇の半日単位の取得、有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い防止措置義務等が導入される。

④「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」)等に関する動き

平成 12 年 (2000 年) 11 月	「ストーカー行為等の規則等に関する法律」(以下「ストーカー規制法」)が施行される。
平成 13 年 (2001 年)	女性に対する暴力の根絶を目的としたDV防止法が施行される。
平成 16 年 (2004 年)	DV防止法の改正により、暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充等が規定される。
平成 17 年 (2005 年)	「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が制定される。
平成 25 年 (2013 年) 7 月	○DV防止法が改正され、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となる。 ○ストーカー規制法が改正され、ストーカー行為の禁止命令を出す権限が加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも付与されるほか、迷惑メールの繰り返し行為もストーカー行為に認定される。
平成 26 年 (2014 年)	DV防止法が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされる。

⑤「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」)に関する動き

平成 27 年 (2015 年) 8 月	○女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける女性活躍推進法が成立する。
9 月	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」が閣議決定される。

(3) 愛媛県の動き

昭和 54 年 (1979 年)	女性行政に関する総合的な窓口として「婦人対策班」が設置される。
昭和 58 年 (1983 年)	「愛媛の婦人対策基本指針」が策定され、「愛媛県婦人対策推進会議」が設置される。
昭和 62 年 (1987 年)	「愛媛県婦人総合センター (現：愛媛県男女共同参画センター)」が開館する。
平成 3 年 (1991 年)	「(財) えひめ女性財団 (現：(公財) えひめ女性財団)」が設立される。
平成 4 年 (1992 年)	「愛媛県女性行動計画」が策定されるほか、「男女共同参画社会づくり推進県民会議」が設立される。
平成 13 年 (2001 年) 5 月	「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」が策定される。
平成 14 年 (2002 年)	「愛媛県男女共同参画推進条例」が施行される。
平成 18 年 (2006 年)	「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」の中間改定が行われるほか、「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定される。
平成 23 年 (2011 年) 3 月	「第 2 次愛媛県男女共同参画計画」が策定される。
平成 28 年 (2016 年) 3 月	「第 2 次愛媛県男女共同参画計画」の中間改定が行われるとともに、「女性活躍推進法」に定める「女性活躍推進計画」を含めた一体的な計画として整備される。

(4) 八幡浜市の動き

平成 17 年 (2005 年)	八幡浜市・保内町の合併により、新八幡浜市が誕生する
平成 19 年 (2007 年) 3 月	平成 19 年度 (2007 年度) から平成 28 年度 (2016 年度) までの 10 年間を計画期間とする「八幡浜市男女共同参画計画」を策定する。

3 計画の位置付け

○本計画は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。

○本計画は、次の性格を併せ持つものです。

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」
- 八幡浜市総合計画を上位計画とした部門別計画

○本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び愛媛県の「第2次愛媛県男女共同参画計画」に配慮しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）の10か年とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

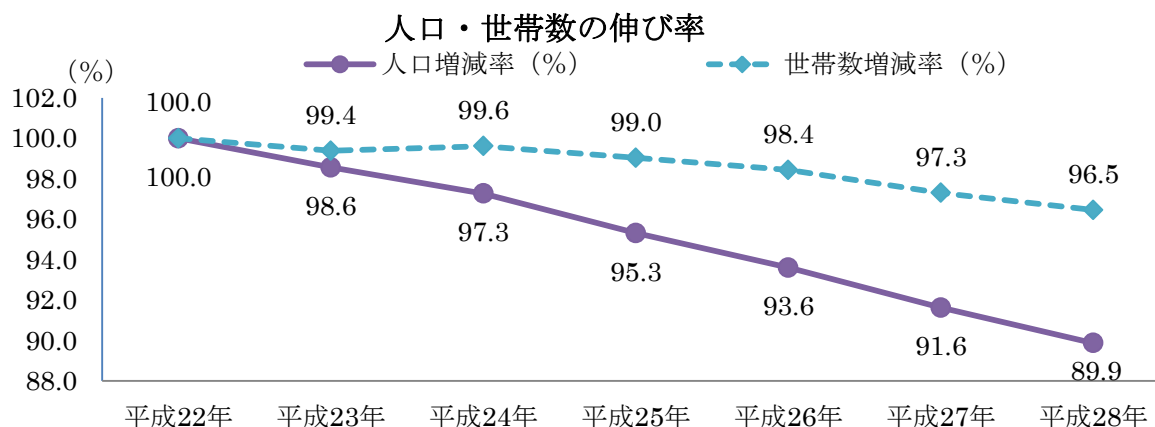
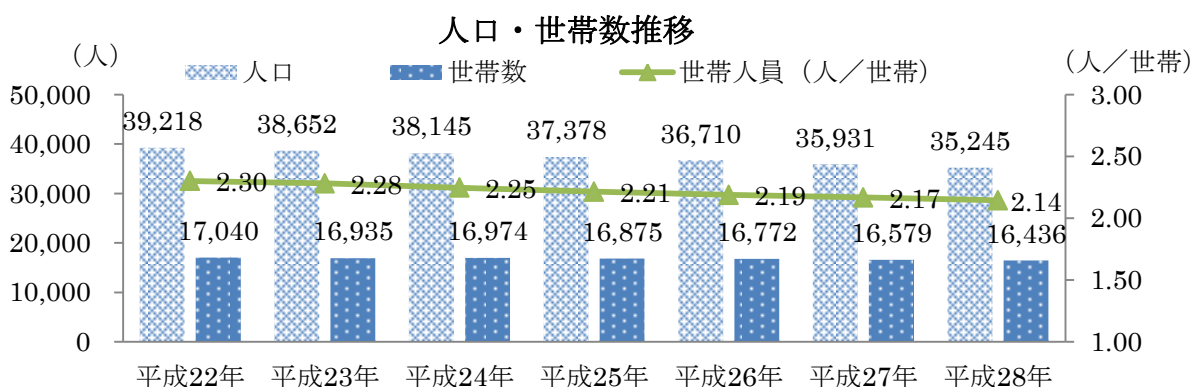
第2章 本市を取り巻く現状

データでみる本市の現状

(1) 人口・世帯数の動き

本市の人口は、平成28年12月末現在35,245人で、平成22年12月末から6年間で約4,000人の減少（平成22年を100.0とした場合89.9）となっており、近年、人口の減少が進行しています。

世帯数は微減傾向で推移していますが、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成22年の2.30人から平成28年では2.14人となっており、緩やかに小家族化傾向が進んでいます。

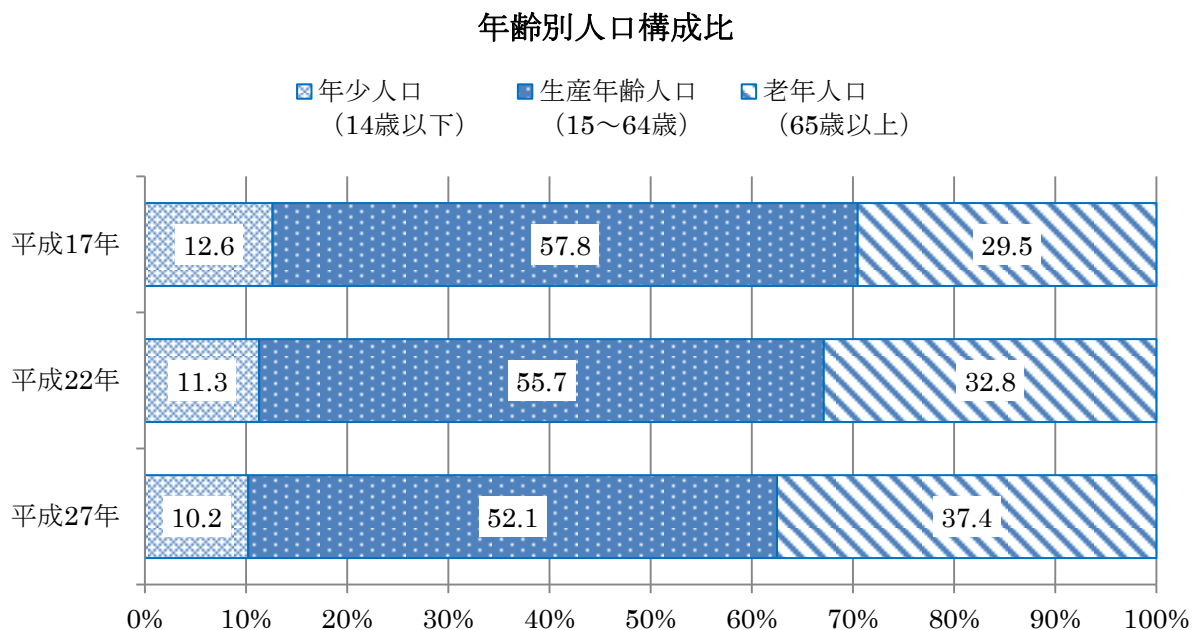


資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

注：伸び率は、平成22年を100とした場合の各年の増減割合

(2) 年齢別人口構成

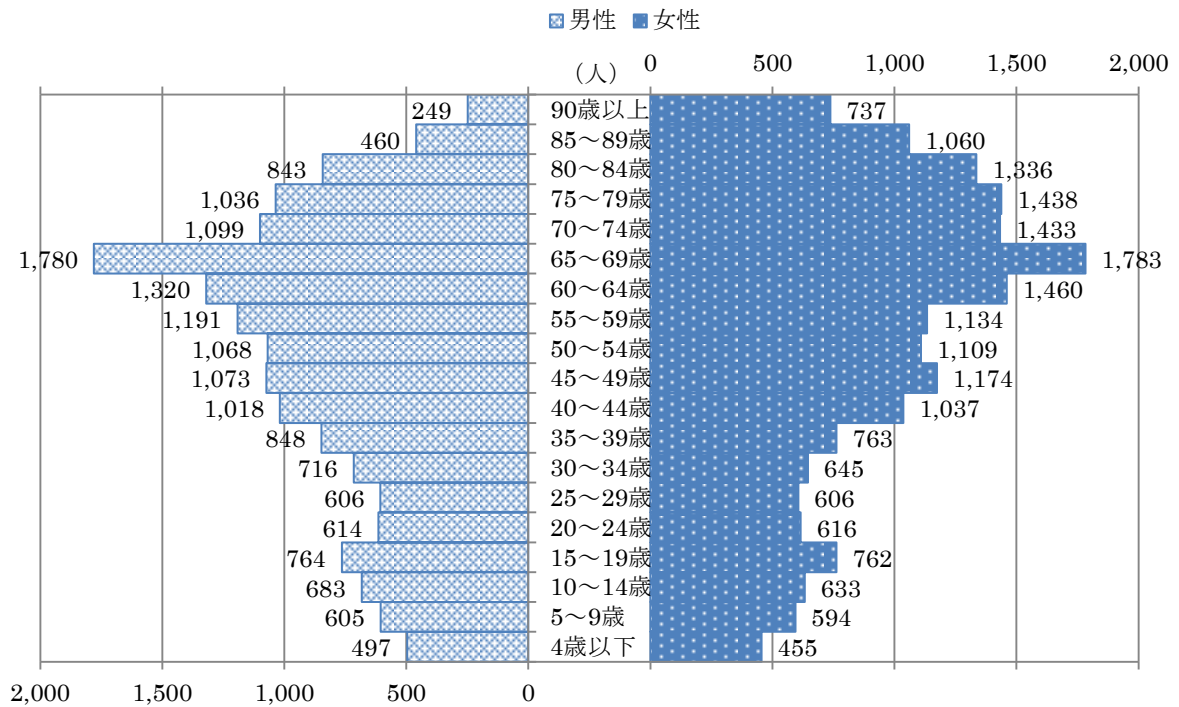
本市の14歳以下の年少人口比と生産年齢人口比は減少傾向で推移しています。一方、高齢化率（65歳以上の老年人口構成比）は増加傾向で推移しており、平成27年で37.4%と、4割近くにまで達しており、本市においても少子高齢化の顕著な進行がみられます。



資料：「平成17年、22年、27年国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

人口ピラミッドデータにより年齢を細分化してみると、男女ともに65歳から69歳の年齢層をピークに、60歳代の「団塊の世代」がボリュームの多い年齢層となっており、その子世代となる40歳代の「団塊ジュニア層」に至るまでの年齢層がボリュームの多い層となっています。また、医療や介護の必要性が高まる75歳以上の高齢者も総人口の20.3%を占めています。

年齢別人口 人口ピラミッド

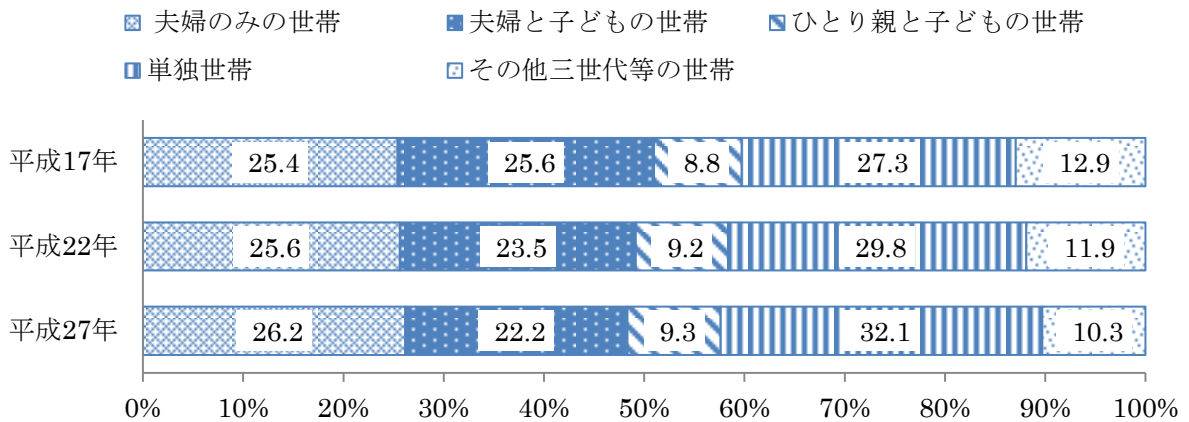


資料：住民基本台帳（平成28年12月末現在）

(3) 世帯構成の状況

世帯構成を10年間の推移で見ると、「夫婦と子どもの世帯」や世帯人員が多い「その他三世帯等の世帯」が減少し、一方で「単独世帯」の増加がみられます。

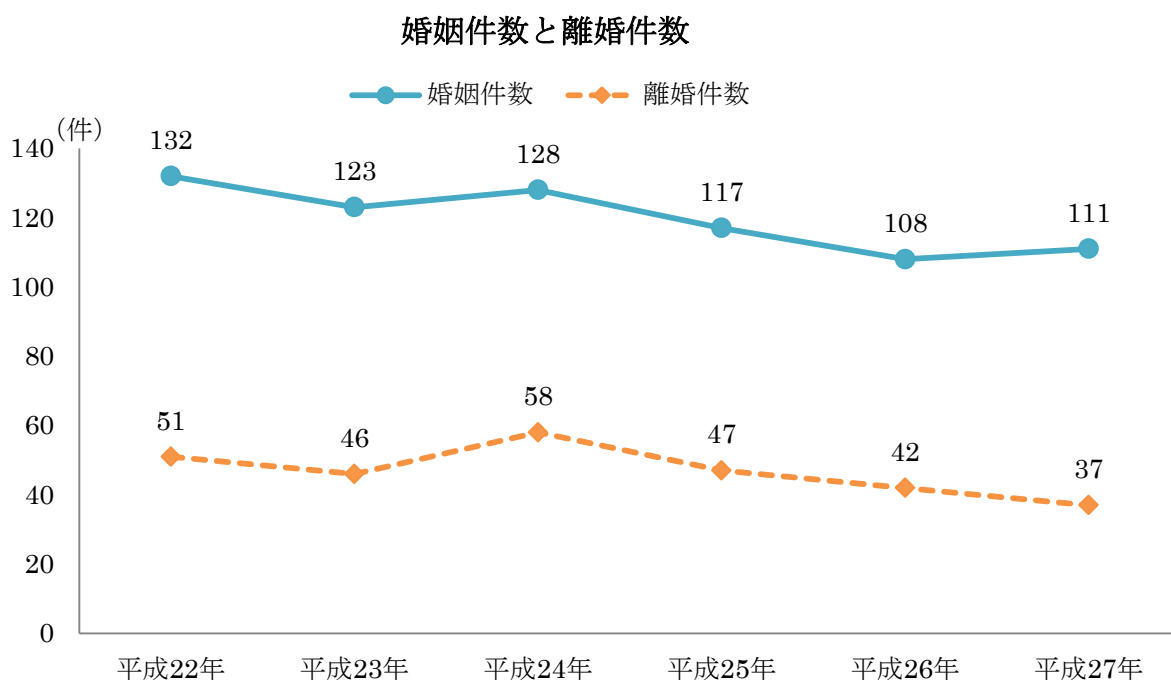
世帯構成



資料：「平成17年、22年、27年国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

(4) 婚姻件数等の推移

本市の婚姻件数は、平成24年から平成26年まで減少傾向にありましたが、平成27年には年間111件と一転増加に転じています。一方で、離婚件数は、近年では平成24年をピークに減少傾向がみられます。

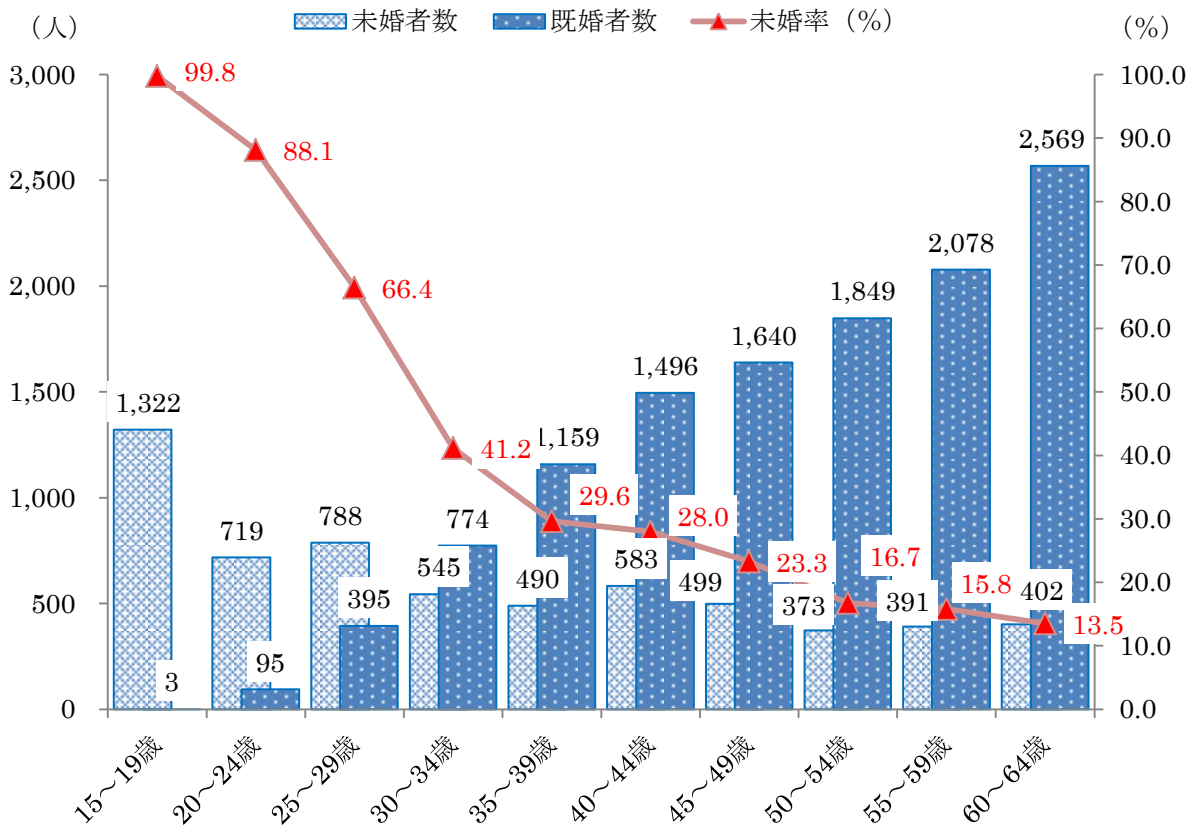


資料：厚生労働省「人口動態統計」

本市の未既婚者数を年齢別にみると、20歳代後半では未婚率が66.4%となっており、未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代前半になると逆転し、未婚率は41.2%まで大きく減少します。

つまり、婚姻の中心となる年齢層は30歳代前半となっていることが分かります。

年齢別未婚率等の状況

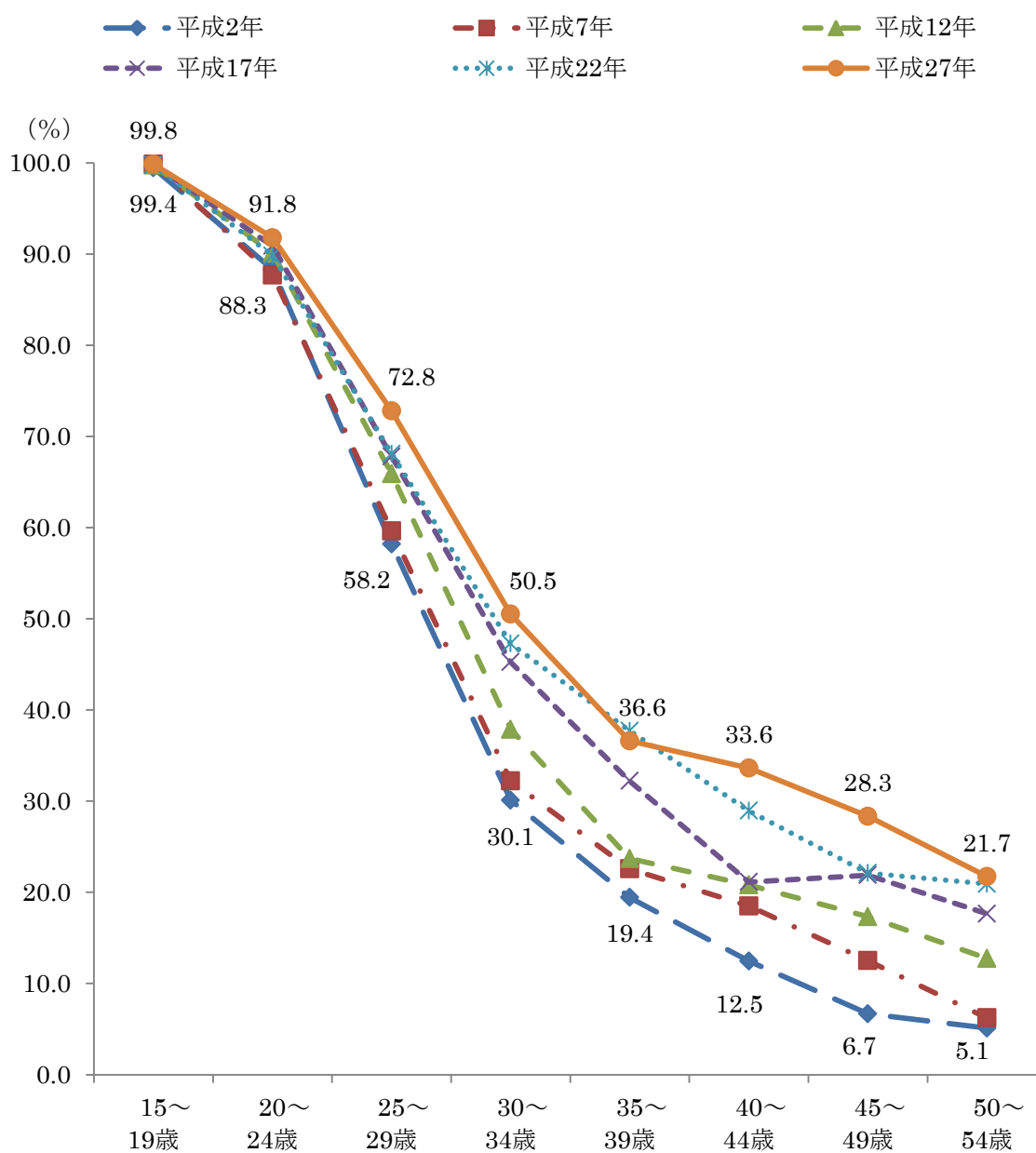


資料：「平成 27 年国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

注：離婚、死別は「既婚者数」に含む。

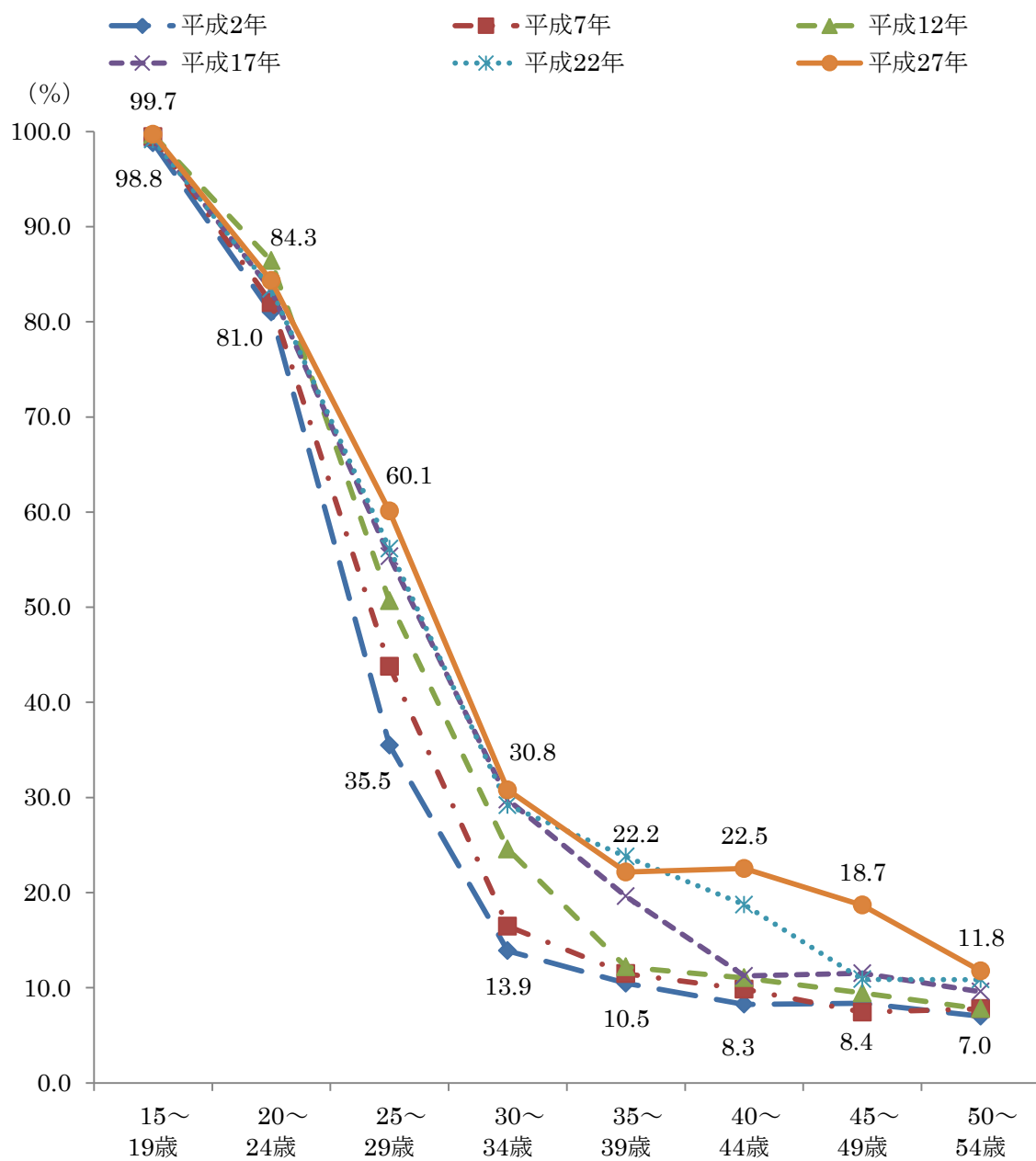
また未婚率を 25 年間の推移で見ると、男女ともに 20 歳代後半以降の年齢層においておおむね未婚率は増加傾向にあり、特に 20 歳代後半に着目すると、平成 2 年から平成 27 年までに男性の未婚率が 14.6 ポイント増加しているのに比べ、女性の未婚率は 24.6 ポイントと大幅に増加しています。また、平成 27 年には 30 歳代前半の男性の未婚率がはじめて 50% を超え、特に女性は平成 12 年以降、未婚率が 50% を割る婚姻の中心となる年齢層が 20 歳代後半から 30 歳代前半に移行しており、男女ともに晩婚化の傾向が顕著にみられます。

男性未婚率の推移



男性未婚率	15~ 19歳	20~ 24歳	25~ 29歳	30~ 34歳	35~ 39歳	40~ 44歳	45~ 49歳	50~ 54歳
平成2年	99.4	88.3	58.2	30.1	19.4	12.5	6.7	5.1
平成7年	99.8	87.7	59.6	32.2	22.6	18.5	12.5	6.2
平成12年	99.7	90.1	65.9	37.9	23.7	20.8	17.3	12.7
平成17年	99.8	90.9	67.8	45.2	32.2	21.1	21.9	17.7
平成22年	99.7	89.8	68.1	47.3	37.7	28.9	22.1	20.9
平成27年	99.8	91.8	72.8	50.5	36.6	33.6	28.3	21.7

女性未婚率の推移



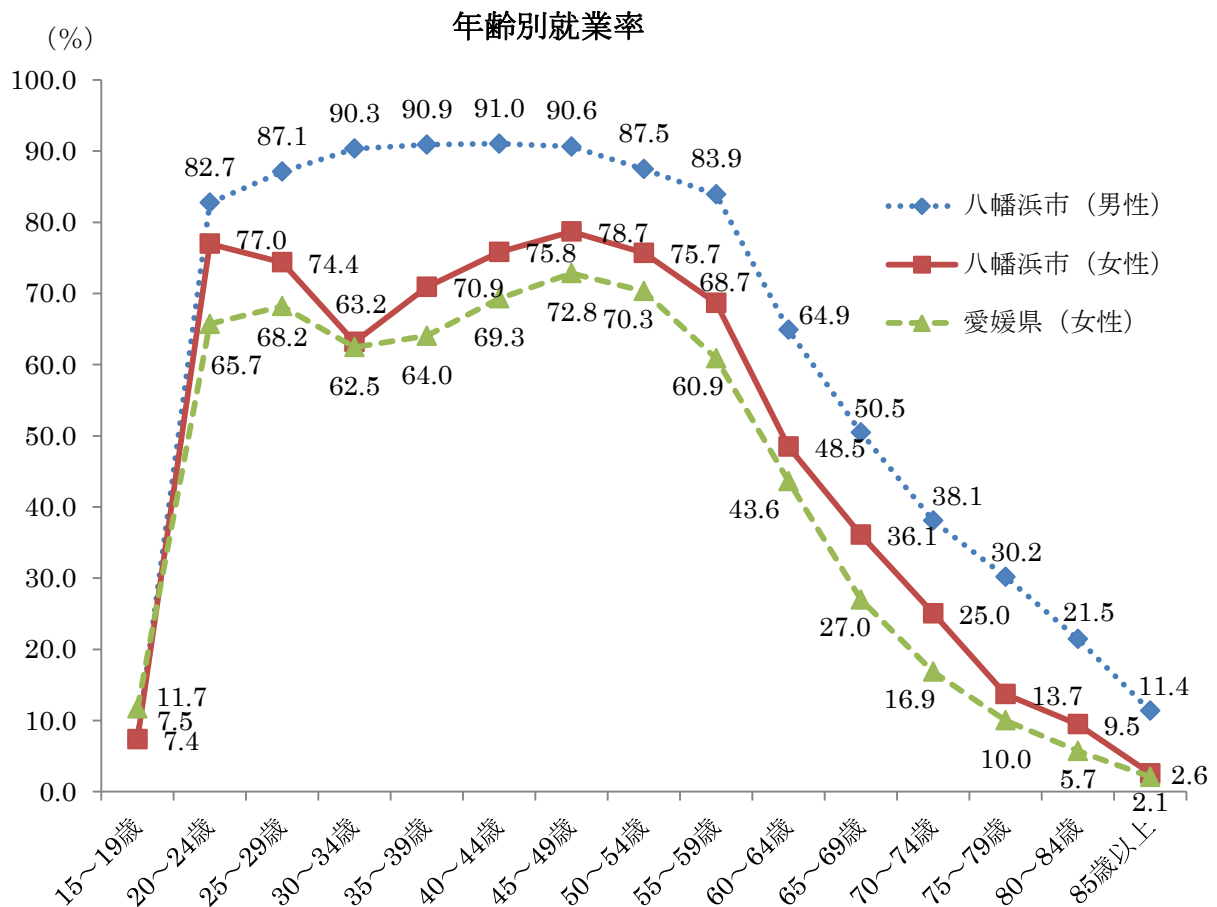
女性未婚率	15~ 19歳	20~ 24歳	25~ 29歳	30~ 34歳	35~ 39歳	40~ 44歳	45~ 49歳	50~ 54歳
平成2年	98.8	81.0	35.5	13.9	10.5	8.3	8.4	7.0
平成7年	99.5	82.0	43.8	16.5	11.5	9.8	7.4	7.8
平成12年	99.6	86.4	50.7	24.6	12.2	11.0	9.4	7.8
平成17年	99.3	83.4	55.3	29.8	19.6	11.2	11.5	9.6
平成22年	99.1	83.5	56.1	29.2	23.8	18.7	10.9	10.9
平成27年	99.7	84.3	60.1	30.8	22.2	22.5	18.7	11.8

注：表中の網掛けは、各年の数値を比較して最も高い数値を示す。

資料：「平成2年～27年国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

(5) 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、婚姻の中心となる年齢層の30歳代前半に大きく減少し、その後再び上昇をみせる「M字カーブ」(※)に近い状況にあります。一方で、女性の就業率はおおむね愛媛県の平均を上回っていることから、共働き世帯も比較的多いことがうかがえます。



資料：「平成22年国勢調査結果」(総務省統計局)を加工して作成

(※) M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

第1次計画においては、「男女共同参画の風をおこそう 八幡浜から」をテーマに、6つの基本目標を定め、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を推進してきました。

本計画においては、少子高齢化、家族形態、雇用環境、高度情報化、格差の存在といった社会経済環境の変化に対応した計画とするほか、次の4点を強調したものとし、「共に創ろう、笑顔輝くまち 八幡浜」を新たなテーマとして、第1次計画の基本目標を発展的に継承しつつ、男女が共に輝き、自分らしさを活かせる社会づくりを目指します。

- あらゆる分野における女性の活躍
- 安全・安心な暮らしの実現
- 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- 推進体制の整備・強化

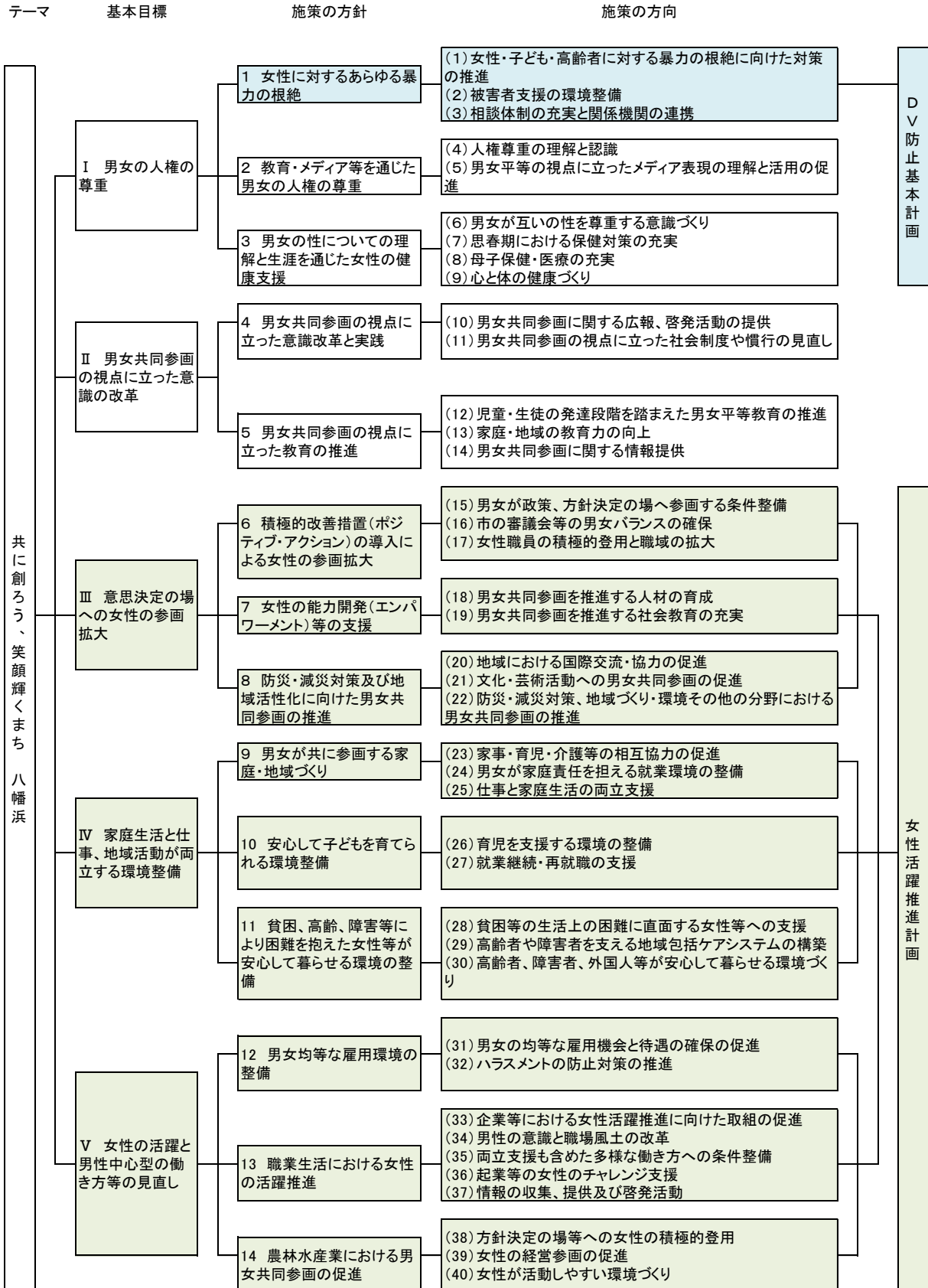
～ 共に創ろう、笑顔輝くまち 八幡浜 ～

2 基本目標

基本理念を現実のものとするために、以下の5つの基本目標を定め、男女共同参画社会実現への取組を推進していきます。

- (目標Ⅰ) 男女の人権の尊重
- (目標Ⅱ) 男女共同参画の視点に立った意識の改革
- (目標Ⅲ) 意思決定の場への女性の参画拡大
- (目標Ⅳ) 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備
- (目標Ⅴ) 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し

3 施策の体系



DV防止基本計画

女性活躍推進計画

第4章 計画の内容

(基本目標Ⅰ) 男女の人権の尊重

施策の方針1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

■■現状■■

○「男女間における暴力に関する調査」(平成26年度内閣府調査)によると、これまでに結婚したことのある人(2,673人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「生活費を渡さないなどの経済的圧迫」又は「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」という者は女性9.7%、男性3.5%、「1、2度あった」という者は女性14.0%、男性13.1%となっており、一度でも受けたことがある者は女性23.7%、男性16.6%となっています。

○「新男女共同参画計画策定のための市民アンケート調査結果報告書」(平成28年度八幡浜市調査。以下「市民アンケート調査」)によると、「配偶者等から一度でも暴力を受けたことがある」と回答した者(「何度もある」と「1、2度ある」の合計)の割合は、「社会的暴力」2.8%、「経済的暴力」2.6%、「性的暴力」3.5%、「精神的暴力」14.8%、「身体的暴力」8.5%となっています。

○「男女共同参画に関する世論調査」(平成26年度愛媛県調査。以下「男女共同参画に関する世論調査」)によると、男女共同参画に関する用語のうち、「配偶者暴力相談支援センター」を「知っている」と回答した者の割合は60.1%、「ドメスティック・バイオレンス(DV)(※)」を「知っている」と回答した者の割合は89.0%、「デートDV(交際相手からのDV)」を「知っている」と回答した者の割合は72.2%、といずれについても高い割合となっており、関心が高いことが分かります。

○市民アンケート調査によると、「DV・デートDV」を「知っている」と回答した者(「内容を含めてよく知っている」(13.3%)、「ある程度知っている」(51.9%)、「言葉は聞いたことがある」(21.7%)の合計(以下同じ))の割合は86.9%、「配偶者暴力防止法」を「知っている」と回答した者の割合は87.3%となっており、認知度は比較的高いことが分かります。

○「配偶者からの暴力に対する相談窓口」を「知っている」と回答した者（「八幡浜市の窓口を知っている」（28.9%）、「各都道府県にあることは知っている」（35.0%）の合計）の割合は64.0%となっています。

○男女共同参画に関する世論調査によると、配偶者から暴力を受けたことのある人は24.4%いますが、そのうちで警察に相談した人は1.9%、人権擁護委員等に相談した人は0.8%、その他の公的な機関に相談した人は0.4%、支援センターに相談した人は0.0%とかなり低い状況です。

○愛媛県配偶者暴力相談支援センターでの相談について、相談者のほとんどは女性であり、平成14年度には220件であった相談は増加し、平成25年度には851件と約4倍近い相談が寄せられています。

○平成27年度において本市が対応した児童虐待件数は、相談件数45件、うち市単独で対応した件数21件となっています。

○愛媛県内での高齢者虐待件数は、養介護施設の従事者等による高齢者虐待については、市町に17件の相談・通報が寄せられ、そのうち虐待の事実が認められたものは、6件（身体的虐待や心理的虐待等）となっており、また、養護者による高齢者虐待については、市町に261件の相談・通報が寄せられ、虐待の事実が認められたものは、133件となっています。

■■課題■■

○あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発を進めるとともに、被害者支援体制の充実に努める必要があります。

○デートDV等、学生を対象とした若い世代からの啓発が必要です。

○福祉・保健・医療・教育・司法等関係機関の連携をより強化していく必要があります。

（1）女性・子ども・高齢者に対する暴力の根絶に向けた対策の推進

施策の基本的方向	
主に女性や子ども、高齢者に向けられるあらゆる形態の暴力を防止するため、効果的な啓発を展開するとともに、その実態把握にも努めます。	
具体的施策	担当課
女性・子ども・高齢者への暴力に関する意識啓発の推進	

「広報やわたはま」による意識啓発	子育て支援課 保健センター
「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日～25日）における集中的な啓発	子育て支援課
職員対象のDVに関する研修会	総務課
県と連携した市民や事業者に対するDV防止の啓発	子育て支援課
男女間における暴力に関する調査の実施	子育て支援課
虐待防止用パンフレット・リーフレットの配布	子育て支援課 保健センター

（２）被害者支援の環境整備

施策の基本的方向	
配偶者等からの暴力に関する相談業務を充実させるとともに、一時保護、自立支援等の情報提供、被害を受けた方を保護・支援するため、関係各課の連携を図り、県福祉総合支援センター（婦人相談所）・警察・就労センター等関係機関との連携を強化していきます。	
具体的施策	担当課
ア 被害者支援の環境整備	
被害者救済体制の検討	子育て支援課
DV被害者に対する心のケアの実施	子育て支援課
被害者自立支援のための取組	子育て支援課
イ 子どもの健康と安心・安全の確保	
八幡浜市要保護児童対策地域協議会の充実	子育て支援課
子育て・虐待電話相談室	子育て支援課
養育支援訪問事業（子育て支援の必要な親子）	子育て支援課
育児支援家庭訪問事業（妊産婦、赤ちゃん訪問）	保健センター
乳幼児相談、健診	保健センター

（３）相談体制の充実と関係機関の連携

施策の基本的方向	
DVの被害を受けた市民を支援するための専門的相談を行っていくとともに、各種専門機関と連携した相談しやすい体制の整備に努めます。	
具体的施策	担当課
相談体制の充実	
被害者相談体制の充実	子育て支援課
婦人相談・母子相談・家庭児童相談の充実	子育て支援課

高齢者虐待に対する相談体制の整備	保健センター
スクールカウンセラーや青少年相談の充実	学校教育課

(※) ドメスティック・バイオレンス

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもあります。「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はなく、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。

施策の方針 2 教育・メディア等を通じた男女の人権の尊重

■■現状■■

○10代の男女については、性的関心を過剰にあおる情報が氾濫する中で、性行動の低年齢化や性の逸脱行為が社会問題となっています。

○インターネット等の普及やSNS（※）などのコミュニケーションツールの多様化により、メディアによってもたらされる情報の影響は更に拡大するものと見込まれています。

■■課題■■

○法律や制度が整備され、男女に与えられる機会は平等になりつつありますが、人々の社会通念や慣行においては、男女の人権を尊重する意識の浸透を図るための一層の取組が必要です。

○八幡浜市では、「八幡浜市人権尊重のまちづくり条例」を策定し、人権問題の解決に向けた取組を推進していますが、今後とも、すべての人の基本的人権を尊重するという観点から、市民一人一人の人権意識を醸成し、人権尊重のまちづくりを図る必要があります。

○児童・生徒が発達段階に応じた性知識、生命尊重や男女平等の意識、性に関して自ら考え判断する能力を身につけることができるよう、人権尊重の精神に基づく性教育を推進する必要があります。

(4) 人権尊重の理解と認識

施策の基本的方向

「八幡浜市人権尊重のまちづくり条例」の普及を図るとともに、人権に関して多様で効果的な広報・啓発活動を行います。また、学校教育、地域における人権・同和教育を推進します。

具体的施策	担当課
人権意識の普及と定着	
「八幡浜市人権尊重のまちづくり条例」の普及	人権啓発課
広報・啓発活動の推進	人権啓発課 生涯学習課
学校教育における人権・同和教育の推進	学校教育課
地域における人権・同和教育の推進	人権啓発課 生涯学習課

(5) 男女平等の視点に立ったメディア表現の理解と活用の促進

施策の基本的方向	
性別に基づく固定観念にとらわれない表現を推進するため、適切な表現に努め、さらに徹底を図る仕組みも検討します。市民に対しては、メディアにおける性・暴力表現に対して敏感な目を養うよう啓発に取り組むとともに、学校、事業所についても意識を高めるよう啓発を拡充していきます。また、メディアからの様々な情報を男女平等の視点に立って主体的に読み解く力（メディア・リテラシー（※））の向上を支援します。	
具体的施策	担当課
ア 行政刊行物の表現における配慮	
男女共同参画の視点に立った表現の推進	政策推進課
市の刊行物等の点検の仕組み構築	政策推進課
イ メディアにおける性・暴力表現への対応	
「広報やわたはま」等による啓発	政策推進課
ウ メディア・リテラシーの向上支援	
「広報やわたはま」等による啓発<再掲>	政策推進課
生涯学習講座の開催	生涯学習課

(※) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。

(※) メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

施策の方針 3 男女の性についての理解と生涯を通じた女性の健康

支援

■■現状■■

○女性も男性も各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。

○子どもを産む、産まない、いつ何人産むか、安全で満足のいく性生活、子どもを健康に産み育てるなど、女性自らが選び、決定できることが権利として尊重されなければなりません。

○特に女性については、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患等、生涯を通じて健康上の問題に直面しています。

■■課題■■

○男女が、互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくために、心身及び健康について正確な知識・情報を入手する必要があります。

○女性の身体・健康に関する自己決定の尊重を教育の場はもちろん、広く社会全体に浸透させていく必要があります。

(6) 男女が互いの性を尊重する意識づくり

施策の基本的方向	
両親（母親）学級、健診時等や学校保健との連携により、男女が互いに性を理解・尊重し合えるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）(※)の理念の浸透を図るとともに、人工妊娠中絶等による生命・健康に対する危害からの女性の保護にも取り組みます。また、男女の更年期障害等について正しい理解に向けて啓発に取り組みます。	
具体的施策	担当課
ア 母性保護についての啓発	
マタニティ倶楽部、妊婦体操、両親学級、乳幼児各種健診・	保健センター

健康相談、妊産婦家庭訪問指導、赤ちゃん訪問指導、育児電話相談等	子育て支援課
イ 保育所・幼稚園との連携による性教育	
幼児対象の講話の実施	子育て支援課
ウ 学校保健との連携による性教育	
小学生・中学生対象の講話の実施	保健センター 学校教育課
エ HIV、性感染症対策、薬物乱用防止対策等の推進（八幡浜保健所との連携）	
エイズ、HIVに関する知識の普及啓発	保健センター
パンフレットの配布	保健センター
小中学校における性教育	学校教育課
薬物乱用防止等の広報啓発	生涯学習課

（7）思春期における保健対策の充実

施策の基本的方向	
学校教育において、児童・生徒が発達段階に応じた性知識、生命尊重や男女平等の意識、性に関して自ら考え判断する能力を身につけられるよう、人権尊重の精神に基づく性教育を推進します。	
具体的施策	担当課
思春期における保健対策	
思春期健康教室	保健センター
赤ちゃんとのふれあい体験教室	保健センター
性教育講座	保健センター

（8）母子保健・医療の充実

施策の基本的方向	
妊娠・出産期の女性を対象とした健康診査、相談、指導等を充実し、安全な出産に向けた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・子育て等への男性の理解と協力を促進します。また、乳幼児の病気や障害の予防、早期発見、相談、指導などにより、すこやかな発育・発達の支援、親の育児不安の解消を図ります。	
具体的施策	担当課
ア 妊娠・出産期における女性の健康管理の支援	
妊産婦健診事業	保健センター
マタニティ倶楽部<再掲>	子育て支援課 保健センター
妊産婦訪問<再掲>	保健センター
赤ちゃん訪問<再掲>	保健センター

イ 妊娠・出産・子育て等への男性の理解と協力の促進	
両親学級への父親の参加	子育て支援課 保健センター
ウ 安心・安全な出産ができる環境整備	
赤ちゃん訪問<再掲>	保健センター
エ 乳幼児の発育・発達の支援	
1歳6ヶ月児、3歳児 各健診	保健センター

(9) 心と体の健康づくり

施策の基本的方向	
男女の様々な不安やストレスの軽減・解消を図るため、スポーツ活動への参加の促進など、男女のライフステージに応じた心と体の健康づくりを総合的に推進していきます。	
具体的施策	担当課
ア 健康意識の普及	
健康まつりの開催	保健センター
ヘルスボランティアの育成	保健センター
イ 生活習慣病予防の推進	
生活習慣病検診	保健センター
健康教室	保健センター
健康相談<再掲>	保健センター
「活動的な85歳」をめざす健康づくり計画の策定と推進	保健センター
ウ 骨粗しょう症予防の推進	
骨密度検診	保健センター
エ 生涯スポーツ事業の推進	
多様なスポーツ行事の開催、スポーツ関連情報の提供による参加機会の提供	生涯学習課
スポーツ活動体制の充実、施設の整備	生涯学習課
地域型スポーツクラブの育成支援	生涯学習課

(※) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

(基本目標Ⅱ) 男女共同参画の視点に立った意識の改革

施策の方針 4 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

■■現状■■

○市民アンケート調査によると、「中心的な仕事は男性、補佐的な仕事は女性」に賛成と回答した者（「非常に賛成」(3.8%)と「やや賛成」(15.0%)の合計(以下同じ))の割合が18.8%に対して、反対と回答した者（「やや反対」(27.0%)と「非常に反対」(19.5%)の合計(以下同じ))の割合は46.5%と高くなっており、相対的に男女共同参画の意識が高い状況が分かります。

○一方で、「新男女共同参画計画策定のための事業所アンケート調査結果報告書」(平成28年度八幡浜市調査。以下「事業所アンケート調査」)によると、「中心的な仕事は男性、補助は女性という傾向がある」に思うと回答した事業所（「そう思う」(11.7%)と「ややそう思う」(20.0%)の合計(以下同じ))の割合が31.7%に対して、思わないと回答した事業所（「あまりそう思わない」(18.3%)と「そう思わない」(17.5%)の合計(以下同じ))の割合は35.8%となっており、事業所と市民の意識にかい離がみられます。

○事業所アンケート調査によると、「性別に関係なく適材適所の人員配置を行っている」と思うと回答した事業所の割合は64.2%となっており、思わないと回答した事業所の割合の3.3%を大幅に上回っています。

○「男は仕事、女は家庭」といわれるように、その個人ではなく性別によって期待され、または現実に果たす役割が異なることがよくあります。

■■課題■■

○男女平等の実現に向けては、社会の様々な分野に残存する固定的性別役割分担(※)意識を見直していく必要があります。

(10) 男女共同参画に関する広報、啓発活動の提供

施策の基本的方向

固定的性別役割分担意識に基づく意識・慣行を見直し、家庭・地域・職場での男女

共同参画を促進するため、「広報やわはたま」や県のパンフレット等の効果的な配布を行います。また、人権啓発課、生涯学習課と政策推進課の連携のもと、人権啓発活動や男女共同参画講演会の充実など、様々な機会・広報媒体を通じて、市民との協働による効果的な啓発活動を展開していきます。

具体的施策	担当課
様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進	
男女共同参画講演会の開催	政策推進課
「広報やわはたま」、県パンフレット等による啓発	政策推進課
「八幡浜市人権尊重のまちづくり条例」の普及<再掲>	人権啓発課
男女共同参画推進条例の制定に向けた調査・研究	政策推進課

(11) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

施策の基本的方向	
<p>固定的性別役割分担意識に敏感な視点を醸成するよう施策を充実していくとともに、男女共同参画の啓発事業への参加を促し、地域全体の意識の高揚を図ります。</p> <p>市役所においては、様々な分野における男女間の実際の格差やニーズの違いを把握し、施策の企画・立案・実施・評価に男女共同参画社会づくりの視点を反映できるよう努めます。また、市の職員が率先して男女共同参画社会づくりを担えるよう、意識を高めていきます。</p>	
具体的施策	担当課
ア 地域における慣習・慣行の見直し	
出前講座の実施	政策推進課
市の活動団体に啓発事業参加への働きかけ	政策推進課
イ 市の施策に対する意見・苦情等への対応	
市の施策に対する意見・苦情等への対応	政策推進課
ウ 男女別の統計資料の充実	
男女別統計の徹底	政策推進課
策定委員会等市民参加会議の男女別参加者数の表示の徹底	政策推進課

(※) 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

施策の方針 5 男女共同参画の視点に立った教育の推進

■■現状■■

○学校制度やカリキュラムなど教育機会の男女平等は概ね達成されたといえますが、その一方で、性別による固定的な役割分担意識や、学習活動の中で無意識的・無自覚的に教師から児童・生徒に伝えられる知識や文化、規範（「隠れたカリキュラム」）が指摘されています。

■■課題■■

○人権尊重や男女平等の精神を高める学習だけでなく、児童・生徒の個性や能力を重視した進路指導、教職員への研修など、男女平等の視点に立って教育環境を整備していく必要があります。

○家庭や地域で教育・学習環境の整備に努める必要があります。

(12) 児童・生徒の発達段階を踏まえた男女平等教育の推進

施策の基本的方向	
<p>市内全小・中学校において、男女混合呼名、男女混合名簿を推進していきます。また、各学校における教職員の研修会等の取組を支援するとともに、幼稚園教諭、保育士をはじめ保育施設関係者の資質の向上を図ります。</p> <p>児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し評価できるよう、人権教育、道徳教育を進めながら、研修などを通じて教職員の男女平等に関する意識の向上を図るとともに、男女平等の視点に立った進路指導など男女平等教育を進めます。</p>	
具体的施策	担当課
ア 小・中学校における慣行等の点検	
入学式・卒業式の男女混合呼名の推進	学校教育課
出席簿の男女混合名簿の推進	学校教育課
イ 教職員・保育関係者等に対する研修の充実	
幼稚園教諭・保育士等の研修会・講習会の実施	子育て支援課
男女平等教育を進めるための研修会の実施	学校教育課
ウ 男女共同参画を推進する学校教育の充実	
人権感覚を高める人権教育、道徳教育の推進	学校教育課
技術家庭科における指導法の工夫	学校教育課
男女平等観に立った進路指導計画の推進	学校教育課

(13) 家庭・地域の教育力の向上

施策の基本的方向	
家庭教育学級や地域子育て支援事業を充実するとともに、家庭教育に関する相談体制を充実し、家庭や地域における教育力の向上を支援します。	
具体的施策	担当課
ア 利用しやすい子育て情報の提供	
子育て相談体制の充実	子育て支援課 保健センター
子育てガイドブックの配布	子育て支援課
インターネットによる子育て情報の提供	子育て支援課
イ 家庭教育の支援	
家庭教育を支援する学習機会の提供	学校教育課
家庭教育手帳の配布	学校教育課
両親学級の実施<再掲>	子育て支援課 保健センター
教育相談の充実	学校教育課
適応指導教室の充実	学校教育課
ウ 地域における子育ての支援	
地域子育て支援センター事業の機能充実	子育て支援課
ファミリーサポート事業（※）	子育て支援課
子育て活動への支援とネットワーク化の推進	子育て支援課
子どもを社会で支える意識の醸成	子育て支援課 生涯学習課
子育てボランティアの育成	子育て支援課
健全育成のための幼保及び小中の連携	学校教育課
開かれた学校づくり	学校教育課
公民館を中心とした地域の団体の協力による見守り支援体制づくり	生涯学習課

(14) 男女共同参画に関する情報提供

施策の基本的方向	
男女共同参画等に関する学習ニーズに応えるため、国内外の様々な情報を収集・整備・提供します。また、参考図書等の案内・展示についても充実を図ります。	
具体的施策	担当課
情報の収集・提供	
参考図書の収集・整備	生涯学習課

(※) ファミリーサポート事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

(基本目標Ⅲ) 意思決定の場への女性の参画拡大

施策の方針 6 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入に

よる女性の参画拡大

■■現状■■

○市民アンケート調査によると、「女性を管理職や役職に登用すべき」に賛成と回答した者の割合が 45.8%に対して、反対と回答した者の割合は 11.2%と相対的に低くなっています。

○一方で、事業所アンケート調査によると、「将来管理職になりそうな女性社員がいる」と思うと回答した事業所の割合が 41.7%に対して、思わないと回答した事業所の割合は 11.6%となっており、事業所と市民の意識に差がほとんどみられない状況が分かります。

○本市における女性委員がいる審議会（平成 28 年 4 月 1 日時点）については地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会が 35 のうち 28、地方自治法第 180 条の 5 に基づく審議会が 6 のうち 3 にとどまる結果となっています。

■■課題■■

○意思決定の場に女性と男性が共に参画することは、多様な意見や考えを政策・方針に反映させていくために必要です。

(15) 男女が政策、方針決定の場へ参画する条件整備

施策の基本的方向

事業所や各種団体等に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※）の普及をはじめ、組織の意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備を働きかけます。各種団体へ委員推薦を依頼する場合は、適任の女性の選出を依頼するなど庁内の

統一的対応を定めます。また、市政運営にあたっては、市民の意見が反映されるよう、公募委員の登用を検討するとともに、パブリックコメント（重要な施策への市民意見募集）の推進、審議会等の公開と審議内容の情報提供等を推進します。

具体的施策	担当課
政策、方針決定の場への均等な参画の実現に向けた条件整備	
パブリックコメントの推進	政策推進課
委員公募制の導入に向けた調査・研究	政策推進課
審議会等の公開と審議日程・内容の情報提供	政策推進課

(16) 市の審議会等の男女バランスの確保

施策の基本的方向	
政策・方針決定に関与する場としての審議会・委員会等への女性の積極的な登用を図り、各種審議会・委員会等の委員には原則として女性を登用するよう努めます。また、委員の兼務や任期についても考慮し、女性委員のいない審議会等の早期解消に取り組むとともに、女性委員の登用状況の実情把握と公表に努めます。	
具体的施策	担当課
審議会等委員への女性参画促進	
女性委員の登用状況調査と公表	政策推進課
各種審議会等への女性の積極的登用	政策推進課

(17) 女性職員の積極的登用と職域の拡大

施策の基本的方向	
市役所においては職員一人ひとりの意識を高めながら、女性職員の育成と積極的登用を推進し、性別によって固定化された職域を見直すことにより、全ての女性職員が、その個性と能力を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組むなど、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（八幡浜市特定事業主行動計画）を着実に推進し、市役所が地域のモデルとして率先して取り組んでいきます。	
具体的施策	担当課
八幡浜市特定事業主行動計画の推進	
市女性職員の管理職への登用	総務課
市女性職員の職域の拡大	総務課

(※) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

施策の方針 7 女性の能力開発（エンパワーメント）等の支援

■■現状■■

○事業所アンケート調査によると、「女性を積極的に活用するための取組」について回答した事業所は、「仕事と家庭の両立のための勤務時間を配慮」に次いで「能力等による人事評価」が上位を占めています。

○事業所アンケート調査によると、「職務能力は女性よりも男性の方が高い」と思うと回答した事業所の割合が 10.8%に対して、思わないと回答した事業所の割合は 47.5%と相対的に高くなっています。

○女性の参画が進まない現状について、男性優位の組織運営や性差別等の意識、家庭の協力不足などの社会的環境が挙げられます。

■■課題■■

○女性の能力開発（エンパワーメント）の機会提供や女性が積極的に社会に参画できる条件整備が必要です。

(18) 男女共同参画を推進する人材の育成

施策の基本的方向	
女性のエンパワーメントにつながる学習プログラム研究のため、国や県主催の研修会へ職員を派遣します。また、各地区公民館での女性学級の内容の充実を図るとともに、女性団体をはじめとする活動団体を育成し、地域や市民活動のリーダーとして活躍できるよう支援します。	
具体的施策	担当課
ア 女性団体の支援・指導者の育成	
女性リーダーの育成及び自主的な活動支援	政策推進課 総務課 生涯学習課
婦人学級の実施	生涯学習課
消費者活動団体への支援	商工観光課
指導者研修、女性団体への支援	政策推進課 生涯学習課
県のエンパワーメントカレッジの参加推進	政策推進課
イ 女性教育の充実	
女性教育推進事業	生涯学習課

(19) 男女共同参画を推進する社会教育の充実

施策の基本的方向	
各地区公民館実施事業、各種講座の開催により、市民一人ひとりの個性を尊重し、互いに協力し、助け合う心と姿勢、自主的な地域の自治とコミュニティを大切にするまちづくりを進めます。	
具体的施策	担当課
自主的な学習活動の支援	
公民館実施事業	生涯学習課
生涯学習講座	生涯学習課
各地区公民館における市民講座	生涯学習課
社会教育指導者研修	生涯学習課

施策の方針 8 防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画

の推進

■ ■ 現状 ■ ■

○少子高齢化による大幅な人口減少社会に直面する中、地域の活力が失われつつあります。

○大規模災害時において、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、避難所運営等において男女のニーズの違いが配慮されないといった問題が指摘されています。

■ ■ 課題 ■ ■

○一人ひとりが個性や能力を磨きながら、多様な生き方を展望できる生涯学習の環境づくりが必要です。

○災害時には、平常時における社会の課題が顕著に現れるため、平常時から女性の参画を拡大するための事前の備えをする取組が求められています。

(20) 地域における国際交流・協力の推進

施策の基本的方向
外国籍市民の生活に関する情報提供や相談などを充実させるとともに、本市在住の外国人が市民交流によって安心して暮らすことのできる環境を整備します。

また、国籍や民族などの違いを理解・尊重し、共に生きる社会の構築に向け、学校教育を通じて国際理解を促進し、世界の多様な文化との交流・共生を図ります。	
具体的施策	担当課
ア 在住外国人への生活支援	
外国人相談	政策推進課
外国語による生活情報の提供	政策推進課
イ 国際理解のための教育・啓発活動の推進	
外国語指導助手の導入	学校教育課
外国語教室の開催	政策推進課
ウ 諸外国との相互理解の促進	
諸外国との相互理解の促進	政策推進課

(21) 文化・芸術活動への男女共同参画の促進

施策の基本的方向	
男女が共に文化・芸術を支え、実践し、楽しむことができるよう、様々な支援を行います。	
具体的施策	担当課
市民参加型文化活動の推進	
市文化会館ゆめみかんの自主文化事業の充実	生涯学習課
市文化会館ゆめみかん友の会の育成充実	生涯学習課

(22) 防災・減災対策、地域づくり・環境その他の分野における男女共同参画の推進

施策の基本的方向	
まちづくり、地域おこし、観光、環境、防災などの分野において、男女共同参画の視点を取り入れ、各分野の新たな発展を図ります。	
具体的施策	担当課
「まちづくり」への男女共同参加・参画の促進	
まちづくりに関する活動をしている女性団体との連携	政策推進課
環境問題についての男女協働への啓発	生活環境課
観光分野における女性の参画促進	商工観光課
防災分野における女性の参画促進	総務課

(基本目標Ⅳ) 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

施策の方針 9 男女が共に参画する家庭・地域づくり

■■現状■■

○「平成 23 年社会生活基本調査結果」(総務省統計局。以下「社会生活基本調査」)によると、家事関連時間(家事、介護・看護、育児、買い物の時間)の総平均時間は男性で 42 分、女性で 3 時間 35 分と男女の間に依然として大きな差が見られます。

○「平成 24 年就業構造基本調査結果」(総務省統計局)によると、育児(未就学児(小学校入学前の幼児)を対象とした育児)をしながら働いている女性(25~44 歳)の割合が全国平均 52.4%に対して、愛媛県は 55.0%となっています。

○市民アンケート調査によると、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」が取れていると回答した者(「取れている」(20.2%)と「どちらかといえば取れている」(47.1%)の合計)の割合が 67.3%となっていることに対して、取れていないと回答した者(「どちらかといえば取れていない」(15.8%)と「取れていない」(9.1%)の合計)の割合が 25.0%となっています。

○事業所アンケート調査によると、「ワーク・ライフ・バランスを支援する取組」に関する制度を導入していない事業所(「導入していない」と「導入予定である」の合計)の割合はそれぞれ「短時間勤務制度」61.8%、「残業の免除」61.6%、「始業・就業時間の繰り下げ、繰り上げ」60.7%、「フレックスタイム制度」86.2%、「在宅勤務制度」94.4%、「時間単位の有給休暇」61.1%に対して、「半日単位の有給休暇」32.1%となっており、他の制度に比べて「半日単位の有給休暇」制度の導入が進んでいることが分かります。

○女性に家事や育児の負担が偏るのは、一つには性別役割分担意識がまだ根強いということにも起因しています。また、男性が仕事に忙しく家事・育児を行う余裕がないということも要因としてあげられます。

■■課題■■

○男性が家事、育児、介護に参加するためには家族の話し合いにとどまらず、企業の積極的な職場環境づくりが求められています。

(23) 家事・育児・介護等の相互協力の促進

施策の基本的方向	
<p>男女が等しく家事、育児、介護など家庭生活に参加するよう、固定的な役割分担意識の解消に努めます。また、消費生活の安定・向上や生活に密着した講座、料理教室、両親学級、介護教室などの講座の開催にあたっては参加しやすい時間や場所などに配慮し、家事、育児、介護などの大切さを伝え、男女が共に生活者として自立できるよう支援します。</p>	
具体的施策	担当課
ア 男性の生活能力を高める意識啓発・生活技術などの学習活動	
「広報やわたはま」、市ホームページ等を活用した消費者教育・啓発の推進	商工観光課
消費者団体、指導者の育成	商工観光課
イ 家事・育児・介護等の相互協力の促進	
イクメン（※）の普及など男性や周囲の意識啓発	政策推進課
公民館における男性料理講座	生涯学習課
両親学級＜再掲＞	子育て支援課 保健センター

(24) 男女が家庭責任を担える就業環境の整備

施策の基本的方向	
<p>事業所における育児休業や介護休業などの制度の定着と利用促進を図るとともに、労働時間の短縮等に向けた広報、フレックスタイム制など働き方の普及、ファミリー・フレンドリー企業（※）の奨励などに取り組むことにより、男女が共に家庭責任を担える就業環境の整備を促進します。</p>	
具体的施策	担当課
男女が家庭責任を担える就業環境の整備	
育児・介護休業制度の普及・啓発、企業の両立支援の充実	商工観光課
八幡浜市特定事業主行動計画の推進＜再掲＞	総務課

(25) 仕事と家庭生活の両立支援

施策の基本的方向
<p>男女が共に子育て・介護等をしながら働き続けることができるよう、事業所における育児休業や介護休業などの制度の定着と利用促進を図ります。また、労働時間の短縮等に向けた広報の推進や、フレックスタイム制などの普及、ファミリー・フレンドリー企業の奨励を通じて、ゆとりのある働き方の創出を促します。なお、市役所が地域のモデルとして率先して取り組み、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（八幡浜市特定事業主行動計画）を着実に推進していきます。</p>

具体的施策	担当課
事業所への啓発・市役所の実践	
育児・介護休業制度の普及・啓発、企業の両立支援の充実（再掲）	商工観光課
両立支援に取り組む事業所への育児休業代替要員等の情報提供	商工観光課
労働時間短縮の意識啓発	商工観光課
広報紙等による仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所の紹介	商工観光課
八幡浜市特定事業主行動計画の推進<再掲>	総務課

(※) イクメン

子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。

(※) ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業をいいます。

施策の方針 10 安心して子どもを育てられる環境整備

■■現状■■

○社会生活基本調査によると、6歳未満の子どもがいる世帯の約4割が親族（祖父母など）からの育児支援を受けています。

○市民アンケート調査によると、出産や育児後に職を持ちたいと回答した女性（「子どもができてでも職を持ちたい」（24.1%）と「子どもが大きくなれば再び職を持ちたい」（43.5%）の合計）の割合が67.6%、出産や育児後に配偶者に職を持ってほしいと回答した男性（「子どもができてでも職を持ってほしい」（22.2%）と「子どもが大きくなれば再び職を持ってほしい」（34.1%）の合計）の割合が56.3%となっており、男女ともに再就職への意識が高いことが分かります。

○事業所アンケート調査によると、「再雇用制度」を利用したことのある者がいると回答した事業所（「現在利用者がいる」（16.6%）と「これまでに利用者がいた」（3.7%）の合計）の割合は20.3%となっています。

○核家族化の進行等による地域からの孤立感や男性の子育て参加の不十分さなどから、子育てに関して不安や困難を抱える女性も少なくありません。

○子育てを総合的に支援していくためには、子育て支援センターの相談、情報提供、交流等の機能の強化や市民相互の子育て支援ネットワークの充実など、地域における様々な子育て支援サービスの拡充が不可欠です。

■■課題■■

○女性雇用者の増加と就業形態の多様化に伴い、子どもを持つ女性が安心して働くことができる条件として、子育ての社会的支援体制の整備がますます重要な課題となっています。

○本市には市立保育所 12 箇所が整備されていますが、乳幼児保育や病児・病後児保育など多様なニーズに対応した保育サービスが求められています。

○出産・育児等を理由に離職した女性が、再就職に向けて再チャレンジできるよう情報提供、相談、職業能力開発の機会の提供などの支援が必要です。

○八幡浜市次世代育成支援地域行動計画を着実に推進する必要があります。

(26) 育児を支援する環境の整備

施策の基本的方向	
<p>男女が共に安心して子育てできるように、低年齢児・延長・病児・病後児・障害児保育など、就労形態や子どもの状況などに応じたきめ細かな保育サービスを提供します。</p> <p>また、放課後に保護者がいない児童を対象とした放課後児童クラブの充実、地域型放課後児童見守り事業への支援、育児の相互援助活動を支援するファミリーサポート事業の促進など、子育てしながら働き続けられる条件整備を進めます。</p> <p>さらに、近年増加するいじめ、不登校、子どもの発達に関することなど、保護者からの多様な相談にワンストップで支援する「教育支援室」の体制充実を図り、子育ての不安解消と子育て環境の充実に努めます。</p>	
具体的施策	担当課
ア 地域における子育て支援の充実	
社会全体で子育てを支える意識の啓発	子育て支援課
子育て支援センターの機能充実<再掲>	子育て支援課
子育てサロン<再掲>	子育て支援課
ファミリー・サポート事業<再掲>	子育て支援課
学習や諸活動のための一時保育制度	子育て支援課

教育支援室の体制充実	学校教育課 社会福祉課
イ 保育体制の整備と多様な保育サービスの充実	
地域の実情を踏まえた保育所等の確保	子育て支援課
延長保育、一時保育、休日保育	子育て支援課
病児・病後児保育	子育て支援課
乳児保育等	子育て支援課
放課後児童クラブの充実、地域型放課後児童見守り事業への支援	子育て支援課
障害児保育	子育て支援課
ファミリーサポート事業<再掲>	子育て支援課

(27) 就業継続・再就職の支援

施策の基本的方向	
出産や子育てに伴う離転職の防止に向けた取組や、離職した人が再就職を希望する際の支援を行います。	
具体的施策	担当課
ア 就業継続の支援	
育児・介護休業制度の普及・啓発、企業の両立支援の充実<再掲>	商工観光課
ワーク・ライフ・バランスの推進による市職員の就業継続の支援	総務課
女性のチャレンジ支援に関する各種情報の提供	政策推進課
一時保育<再掲>	子育て支援課
市立病院職員を対象とした院内託児所の運営	市立病院
イ 再就職の支援	
保育所への求職中の条件付入所	子育て支援課
母子・父子家庭自立支援給付金事業	子育て支援課
結婚・育児・介護等で離職した看護職員等の再就職の支援	市立病院

施策の方針 11 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安

心して暮らせる環境の整備

■■現状■■

○平成 27 年度の本市の生活保護の状況は、月平均保護世帯 354 世帯、月平均保護人員 445 人となっており、保護率は 12.5%（前年度 13.6%）と県下市町平均 15.9%よりも 3.4%下回っています。また、保護費支給額のうち、医療扶助費が最も高額となっており、全体の 61.3%を占めています。

○平成 27 年度の本市の母子相談の状況は 431 件（前年 401 件）、婦人相談状況は 10 件（前年 12 件）とおおむね横ばいで推移しています。

○近年、ひとり親家庭の割合は増加傾向にあり、生活・就労・養育など、様々な問題を抱えています。

○全国的に、2025 年問題といわれている高齢者の増大に関して、本市では、前期高齢者（65～74 歳）6,095 人、後期高齢者（75 歳以上）7,159 人、高齢者人口 13,254 人で高齢化率は 37.6%です（平成 28 年 12 月末時点）。高齢者は平成 29 年をピークに減少傾向にある一方、その割合は徐々に増加し、平成 35 年には前期高齢者 5,476 人、後期高齢者 7,185 人、高齢者人口 12,661 人で、高齢化率 41.0%になると推測されます。

■■課題■■

○ひとり親家庭等に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援が必要です。

○介護サービスの充実や質的向上を図ることにより、介護の社会的支援を一層強化するとともに、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域におけるケアシステムの構築が急務となっています。

○介護については、その負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中させることなく、社会全体で支える仕組みとして平成 12 年度から創設された介護保険制度を着実に推進していくことが求められています。

○高齢者や障害のある人、妊産婦や、乳幼児を連れた人などあらゆる人が共に社会を支える重要な一員として認められ、意欲や能力に応じて働き、学び、地域社会に貢献するなど、生きがいを持って充実した暮らしを築くことができるよう、社会参加の機

会の拡充、バリアフリー（※）、ユニバーサルデザイン（※）を推進することが必要です。

(28) 貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援

施策の基本的方向	
<p>子どもの疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持増進を図るため、医療費の一部を助成するとともに、子どもの健全な育成と福祉の増進を目的に、児童手当を支給します。</p> <p>ひとり親家庭の問題や悩みを受ける相談体制や交流の場の提供等の充実を図るとともに、ひとり親家庭の自立や子どもの福祉の推進を図るための就業支援や経済的支援等を推進していきます。</p>	
具体的施策	担当課
ア 子育ての経済的負担の軽減	
子ども医療費助成事業	市民課
私立幼稚園助成事業	子育て支援課
児童手当	子育て支援課
イ ひとり親家庭の生活安定の確保	
ひとり親家庭への総合相談	子育て支援課
若年母子家庭育成事業	子育て支援課
母子寡婦福祉連合会・民生児童委員協議会との連携	子育て支援課
ひとり親家庭への就業支援	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業	市民課
児童扶養手当	子育て支援課
ひとり親家庭への福祉資金の貸付相談の推進	子育て支援課

(29) 高齢者や障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

施策の基本的方向	
<p>市内に地域包括支援センターを整備し、介護予防事業と地域包括支援センターの連携と円滑な運営をめざします。また、地域包括支援センターにおいて、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。</p> <p>加えて、在宅サービスとのバランスを考慮した介護関連施設の整備と介護サービスの質的向上を図ります。</p>	
具体的施策	担当課
ア 介護予防の推進	
介護保険制度による新予防給付、地域支援事業の推進	保健センター
地域包括支援センターの運営	保健センター

イ 介護サービスの充実	
多様な介護サービスの整備・質的向上	保健センター
苦情・相談への対応	保健センター
ウ 自立した生活に向けた総合的なサービスの充実	
高齢者一人ひとりのニーズに応じた保健福祉サービスの包括的・効果的な提供	保健センター

(30) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり

施策の基本的方向	
<p>高齢期における充実した生活の創造に向けて、高齢者の幅広いニーズに対応した学習・交流の場を提供するとともに、意欲と能力に応じた就業機会の確保に努め、高齢者の社会参加を支援します。また、障害のある人の「完全参加と平等」に向けて、社会参加の支援や就業機会の確保等に努めます。</p> <p>さらに、妊産婦、乳幼児を連れた人の社会参加に支援が必要なことへの理解が深められ、支援の輪が広がるよう環境づくりに取り組みます。</p>	
具体的施策	担当課
ア 高齢者の生きがいや学習機会の充実	
生きがい活動支援事業	保健センター
シルバー人材センターへの助成による高齢者の就労支援	保健センター
外出支援事業	保健センター
高齢者の教室をはじめとする高齢者教育の推進	生涯学習課
老人クラブ活動の支援	保健センター
イ 障害のある人等の社会参加の促進	
障害者総合支援法に基づく訓練等給付、地域生活支援事業の推進	社会福祉課
高齢者や障害のある人の権利擁護の推進	保健センター
ウ 人にやさしいまちづくりの推進	
公共施設のバリアフリー化の推進	建設課

(※) バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のことです。

(※) ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

(基本目標Ⅴ) 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し

施策の方針 12 男女均等な雇用環境の整備

■■現状■■

○事業所アンケート調査によると、「セクシュアル・ハラスメント防止についての取組」について回答した事業所は、「特にこれといった取組は行っていない」に次いで「社内規定等への明記」が上位を占めています。

○就業の場において、女性が男性と等しく働く機会をもち、その能力を正しく評価されることは、女性の経済的自立のためばかりでなく、男女が協力し合いながら社会を主体的に形成していくためにも不可欠です。

○現実には採用者の数、賃金、昇進など様々な面で男女の格差が残り、正規・非正規の雇用形態による格差も懸念されます。

■■課題■■

○男女の均等な機会と待遇の確保の徹底を図るとともに、女性の就業継続への阻害要因となるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の根絶に向けた防止対策が求められています。

(31) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

施策の基本的方向	
国・県との連携を図りながら、事業所への広報・啓発、女性労働者への支援等を充実させるとともに、市においても率先した取組を推進します。また、事業所における母性保護に関する法律はもちろんのこと、不妊症治療等の理解と職場の協力が得られるよう、周知していきます。	
具体的施策	担当課
ア 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	

男女の均等な待遇確保、ハラスメントの防止、労働者の就業環境の整備	商工観光課
パートタイム労働旬間月間啓発	商工観光課
労働時間短縮の意識啓発<再掲>	商工観光課
イ 母性健康管理対策の推進	
事業所における母性保護に関する法律の周知・徹底	保健センター
事業所における不妊症治療・習慣性流産等の理解と協力の周知	保健センター
母性健康管理指導事項連絡カードの普及啓発	保健センター

(32) ハラスメントの防止対策の推進

施策の基本的方向	
就業の場（事業所等）、地域活動、学校等でのハラスメント防止に向けた啓発、情報提供や研修を推進します。	
具体的施策	担当課
ア ハラスメント防止に向けた啓発	
「広報やわたはま」による啓発	政策推進課
男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について事業所向けの啓発	商工観光課
地域活動における啓発	政策推進課
イ 学校・市役所のハラスメントの防止対策の推進	
ハラスメント防止を中心とした教職員の研修	学校教育課
市職員のハラスメント防止研修会の実施	総務課

施策の方針 13 職業生活における女性の活躍推進

■■現状■■

○市民アンケート調査によると、「女性の活躍は地域経済の活性化になる」に賛成と回答した者の割合が64.3%に対して、反対と回答した者の割合は3.4%となっており、女性の活躍を期待する市民意識の高まりがみられます。

○また、同調査で「企業は女性が仕事を続けられる環境整備をすべき」に賛成と回答した者の割合が81.1%となっており、企業にも女性活躍への取組を求める市民意識の強さがみられます。

○本市における女性の就業率は、全年齢層を通じておおむね愛媛県平均を上回ってい

るものの、愛媛県平均と比較してM字カーブの谷が深くなっており、婚姻の中心となる年齢層である30歳代前半における女性の就業率の低さが特に顕著となっています。

○事業所アンケート調査によると、女性社員の働き方の傾向として「結婚・妊娠・出産を契機に退職する」と回答した事業所（「結婚を契機に退職する」（12.7%）と「妊娠・出産を契機に退職する」（13.8%）の合計）の割合は26.5%となっています。

○同調査によると、「フレックスタイム制度」と「在宅勤務制度」を導入していない事業所（「導入していない」と「導入予定である」の合計）の割合はそれぞれ「フレックスタイム制度」86.2%、「在宅勤務制度」94.4%となっており、多様で柔軟な働き方を選択できる事業所が少ないことが分かります。

○就労の意欲や能力を持っていても家事・育児・介護の負担などから仕事を辞めたり、就労できない女性も少なくありません。「女性は育児や家事の方が向いている」という性別役割分担意識が高いこともその要因となっています。

○市民アンケート調査によると、「子どもができて自分の配偶者が職業を持つこと」について、「職を持ってほしい」と回答した男性（「子どもができて職を持ってほしい」（22.2%）と「子どもが大きくなれば再び職を持ってほしい」（34.1%）の合計）の割合は56.3%、「職を持ちたい」と回答した女性（「子どもができて職を持ちたい」（24.1%）と「子どもが大きくなれば再び職を持ちたい」（43.5%）の合計）の割合は67.6%となっており、男女ともに子どもができて自分の配偶者に就業を希望する意向が高いことが分かります。

■■課題■■

○女性のライフステージの各段階において多様で柔軟な働き方が選択できる就業環境の整備のほか、どのような働き方を選んでも安心して働くことができるようにするための支援が求められています。

(33) 企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進

施策の基本的方向	
ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方を実現する労働環境整備を推進し、多様な主体と連携した女性の活躍できる環境整備に取り組みます。	
具体的施策	担当課
ア 労働環境整備の推進	
育児・介護休業制度の普及・啓発、企業の両立支援の充実	商工観光課

<再掲>	
短時間正社員制度、フレックスタイム制度、多様就業型ワークシェアリング（※）、在宅勤務制度などの多様な働き方の推進	商工観光課
八幡浜市特定事業主行動計画の推進<再掲>	総務課
イ 多様な主体と連携した取組	
地域の経済団体、NPO（※）、男女共同参画センターなど多様な主体と連携した女性活躍のための取組	政策推進課

(34) 男性の意識と職場風土の改革

施策の基本的方向	
長時間労働等が評価される男性中心型労働慣行の残る職場風土の見直しを図るため、イクメンの普及やハラスメント防止などの啓発活動に取り組みます。	
具体的施策	担当課
男性中心型労働慣行を是正するための啓発活動	
イクメンの普及など男性や周囲の意識啓発<再掲>	政策推進課
「広報やわたはま」による啓発<再掲>	政策推進課
労働時間短縮の意識啓発<再掲>	商工観光課

(35) 両立支援も含めた多様な働き方への条件整備

施策の基本的方向	
男女とも家庭生活と仕事や地域活動が両立する環境整備に取り組みます。	
具体的施策	担当課
ア 多様な働き方への意識啓発	
ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発	政策推進課
短時間正社員制度、フレックスタイム制度、多様就業型ワークシェアリング、在宅勤務制度などの多様な働き方の推進<再掲>	商工観光課
パートタイム労働旬間月間啓発<再掲>	商工観光課
イ 両立支援のための環境整備	
地域ニーズに応じた子育て支援の一層の充実	子育て支援課
地域包括ケアシステムの実現等による家族の介護負担の軽減の促進	保健センター

(36) 起業等の女性のチャレンジ支援

施策の基本的方向	
企業を希望する女性の支援など、女性のチャレンジを支援します。	

具体的施策	担当課
女性のチャレンジ支援	
特定創業支援事業の実施	商工観光課
女性のチャレンジ支援に関する各種情報の提供<再掲>	政策推進課

(37) 情報の収集、提供及び啓発活動

施策の基本的方向	
男女共同参画に関する地域の実情を把握するほか、女性活躍のための分野横断的な情報の発信に取り組みます。	
具体的施策	担当課
啓発活動等の実施	
市民・企業アンケートを通じた市民意識や企業等の状況把握	政策推進課
愛媛県や男女共同参画センターと連携した啓発講座の実施、情報提供等	政策推進課

(※) 多様就業型ワークシェアリング

短時間勤務や隔日勤務など、多様な働き方の選択肢を拡大することについて社会全体で取り組むワークシェアリングです。

(※) NPO

「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

施策の方針 14 農林水産業等における男女共同参画の促進

■■現状■■

○農山漁村においては、女性の役割の重要性がますます高まっていますが、経営における女性の参画状況や女性が働きやすい作業環境の整備は十分でなく、また依然として固定的な性別役割分担意識やこうした意識に基づく行動など古い慣習が残っています。

■■課題■■

○本市は農業、漁業などの第1次産業に従事する女性や、商工業などの自営業に家族単位で携わる女性も多く、そうした女性はその仕事に見合う正当な評価を受け、男性

と対等なパートナーとして経営に参画できるようにするため、家族経営協定（※）などの家族間のルールづくりや、女性が働きやすい作業環境と就業条件の整備など農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスに取り組むことが大切です。

（38）方針決定の場等への女性の積極的登用

施策の基本的方向	
方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の意見が生産や経営の場に反映されるよう、働きかけていきます。	
具体的施策	担当課
方針決定の場等への女性の積極的登用への働きかけ	
農業協同組合、漁業協同組合等への女性の正組合員としての加入促進	農業委員会 水産港湾課
農業委員等への女性の登用の促進	農業委員会

（39）女性の経営参画の促進

施策の基本的方向	
女性の農林水産業従事者に対し経営への参画促進の働きかけや、商工業等自営業に従事する女性も含め、経営能力の向上を支援します。また、引き続き家族経営協定の普及を図り、労働時間の適正化、定期的休日の確保などゆとりある労働環境の整備を働きかけていきます。	
具体的施策	担当課
女性の経営参画と就業環境の整備	
女性農林水産業者の経営への参加促進	農業委員会 水産港湾課
生産技術、経営能力の向上支援	農林課 水産港湾課 商工観光課
家族経営協定の普及・促進	農業委員会
家族経営協定締結農家のグループづくり	農業委員会
女性農業従事者への農業者年金加入促進	農業委員会
商工業等自営業で働く女性の経営能力の向上の研修会への参加促進	商工観光課

（40）女性が活動しやすい環境づくり

施策の基本的方向
本市の柑橘や水産品などの加工や販売に女性の意見を生かした多様な経営を支援

するとともに、都市と農山漁村の女性団体の活動を支援し、生産地と消費地のネットワーク化を促進します。

また、農林水産業、自営業に従事する女性の共通課題を認識し、課題の解決に向けた取組を共有するよう各産業の女性グループのネットワーク化を推進します。

さらに、八幡浜市創業支援事業計画に基づき、起業・創業支援セミナーを定期的開催するとともに、企業関連情報や融資制度等に関し、市のホームページ等、多様な手段を活用した情報提供を行います。

具体的施策	担当課
生産・消費交流ネットワークや起業への支援	
各産業に従事する女性グループの育成	農林課 水産港湾課 商工観光課
各産業に従事する女性グループのネットワーク化の推進	政策推進課 農林課 水産港湾課 商工観光課
生産者と消費者のネットワーク化	農林課 水産港湾課 商工観光課
起業関連情報、融資制度等の情報提供及び活動支援	農林課 水産港湾課 商工観光課

(※) 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

第5章 推進体制

1. 庁内推進体制の充実・強化

全庁的な男女共同参画施策を推進するため、「八幡浜市男女共同参画庁内推進会議」を設置し、計画の実施について関係課の相互の調整を十分に行うとともに、緊密な連携体制の下で、計画を総合的かつ効果的に推進します。

また、引き続き、職員一人ひとりの資質の向上に取り組みながら、研修、推進状況の報告、庁内全体調整などの役割を担い、全庁的に男女共同参画の視点を浸透させるとともに、男女が共に働きやすい職場づくりに率先して取り組みます。

2. 市民、事業所、民間団体等との連携

市民、事業所、民間団体等からなる「八幡浜市男女共同参画計画検討委員会」を設置し、市民意見を取り入れ、地域の実情に即した計画を策定します。

3. 県・市町との連携強化

県との連携を図るとともに、県内の市町との連携により情報の共有化を図り、市、県全体、わが国全体の男女共同参画の促進に取り組みます。

4. 進行管理

計画に掲げた目標の達成状況や施策の実施状況について、「八幡浜市男女共同参画庁内推進会議」で総合的点検・評価を行います。また、市の施策・事業が男女それぞれに及ぼす影響等について点検・評価を行う手法の研究・開発を行います。

5. 調査研究

男女共同参画の先進的な取組を行っている自治体や事業所、団体等について調査・研究を行うとともに、効果的な進行管理手法等についても研究・開発に取り組みます。

第6章 数値目標

男女共同参画社会の実現に向けた施策が総合的かつ計画的に進められるよう、基本目標ごとに以下の数値目標を設定し、本計画の着実な推進を図ります。

(基本目標Ⅰ) 男女の人権の尊重

項目	現状値 (調査時点)	目標値 (期限)	担当課 関連計画
施策の方針1 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
配偶者暴力防止法の認知度	87.3% (H28(2016))	100% (H32(2020))	子育て支援課
DV及びデートDV(交際相手からの暴力)の認知度	86.9% (H28(2016))	100% (H32(2020))	子育て支援課
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	64.0% (H28(2016))	70% (H32(2020))	子育て支援課
施策の方針2 教育・メディア等を通じた男女の人権の尊重			
「男女共同参画社会」という用語の周知度	74.2% (H28(2016))	100% (H32(2020))	政策推進課
施策の方針3 男女の性についての理解と生涯を通じた女性の健康支援			
特定健診受診率	27.2% (H27(2015))	30% (H31(2019))	保健センター 第2次八幡浜市総合計画 第2次八幡浜市健康づくり計画
胃がん健診受診率	9.4% (H27(2015))	20% (H31(2019))	保健センター 第2次八幡浜市総合計画 第2次八幡浜市健康づくり計画
乳がん検診受診率	18.0% (H27(2015))	25% (H31(2019))	保健センター 第2次八幡浜市総合計画 第2次八幡浜市健康づくり計画
子宮頸がん検診受診率	16.2% (H27(2015))	20% (H31(2019))	保健センター 第2次八幡浜市健康づくり計画
歯周病検診受診率	7.1% (H27(2015))	10% (H31(2019))	保健センター 第2次八幡浜市健康づくり計画
かかりつけ医を持つ人の割合(20~64歳)	62.0% (H26(2014))	65% (H31(2019))	保健センター 第2次八幡浜市健康づくり計画

(基本目標Ⅱ) 男女共同参画の視点に立った意識の改革

項目	現状値 (調査時点)	目標値 (期限)	担当課 関連計画
施策の方針 4 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践			
男女の地位が平等と感じる人の割合	6.4% (H28(2016))	40% (H32(2020))	政策推進課
施策の方針 5 男女共同参画の視点に立った教育の推進			
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	15.8% (H28(2016))	20% (H31(2019))	学校教育課

(基本目標Ⅲ) 意思決定の場への女性の参画拡大

項目	現状値 (調査時点)	目標値 (期限)	担当課 関連計画
施策の方針 6 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入による女性の参画拡大			
市の審議会等委員に占める女性の割合	25.4% (H28(2016))	30%以上 (H32(2020))	政策推進課
市職員の各役職段階に占める女性の割合			
本庁課長級以上相当職	7.1% (H28(2016))	20% (H38(2026))	総務課 八幡浜市特定事業主行動計画
施策の方針 8 防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進			
市防災会議の委員に占める女性の割合	8% (H28(2016))	30% (H32(2020))	総務課 八幡浜市地域防災計画
市消防団員に占める女性の割合	1.5% (H28(2016))	5% (H38(2026))	総務課 八幡浜市地域防災計画

(基本目標Ⅳ) 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

項目	現状値 (調査時点)	目標値 (期限)	担当課 関連計画
施策の方針 9 男女が共に参画する家庭・地域づくり			
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	24.0% (H28(2016))	100% (H32(2020))	政策推進課
仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる市民	67.4% (H28(2016))	向上 (H32(2020))	政策推進課

の割合			
施策の方針 10 安心して子どもを育てられる環境整備			
延長保育実施保育所数	2 箇所 (H26 (2014))	3 箇所 (H37 (2025))	子育て支援課 第 2 次八幡浜市総合計画 八幡浜市子ども・子育て支援事業計画
休日保育実施保育所数	1 箇所 (H28 (2016))	1 箇所 (H37 (2025))	子育て支援課 第 2 次八幡浜市総合計画 八幡浜市子ども・子育て支援事業計画
放課後児童クラブ設置箇所数	8 箇所 (H26 (2014))	現状以上 (H37 (2025))	子育て支援課 第 2 次八幡浜市総合計画 八幡浜市子ども・子育て支援事業計画
病児・病後児保育の設置箇所数	0 (H28 (2016))	1 箇所 (H31 (2019))	子育て支援課 八幡浜市子ども・子育て支援事業計画
施策の方針 11 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備			
介護予防に資する住民運営の通いの場	69 会場 (H26 (2014))	90 会場 (H37 (2025))	保健センター 第 2 次八幡浜市総合計画
協議体数・生活支援コーディネーター数	0 (H26 (2014))	7 協議体・7 人 (H37 (2025))	保健センター 第 2 次八幡浜市総合計画
相談窓口（地域包括支援センター）を知っている人の割合	57.3% (H25 (2013))	60% (H31 (2019))	保健センター 第 2 次八幡浜市健康づくり計画
認知症サポーター養成講座受講者数	4,910 人 (H25 (2013))	5,500 人 (H31 (2019))	保健センター 第 2 次八幡浜市健康づくり計画
就労支援事業所利用者数	121 人 (H27 (2015))	150 人 (H37 (2025))	社会福祉課 第 2 次八幡浜市総合計画
地域活動支援センター及び作業所の利用者数	66 人 (H27 (2015))	80 人 (H37 (2025))	社会福祉課 第 2 次八幡浜市総合計画

(基本目標 V) 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し

項目	現状値 (調査時点)	目標値 (期限)	担当課 関連計画
施策の方針 12 男女均等な雇用環境の整備			
男性市職員の育児休業取得率	0% (H26 (2014))	5%以上 (H31 (2019))	総務課 八幡浜市特定事業主行動計画
男性市職員の配偶者出産休	70.0%	100%	総務課

暇取得率	(H26 (2014))	(H31 (2019))	八幡浜市特定事業主行動計画
市職員の年次有給休暇取得日数 (平均取得日数)	9日 (H26 (2014))	12日以上 (H31 (2019))	総務課 八幡浜市特定事業主行動計画
第一子出産前後の女性市職員の継続就業率	100% (H26 (2014))	100% (H37 (2025))	総務課
約10年度前に採用した女性市職員の継続任用割合	99.95% (H26 (2014))	100% (H38 (2026))	総務課
施策の方針 14 農林水産業における男女共同参画の促進			
農業協同組合の役員に占める女性の割合	10% (H28 (2016))	10%以上 (H33 (2021))	農林課
認定農業者に占める女性の割合	4% (H28 (2016))	6% (H33 (2021))	農林課
農業指導士に占める女性の割合	50% (H28 (2016))	50% (H33 (2021))	農林課
家族経営協定の締結数	153戸 (H28 (2016))	170戸 (H33 (2021))	農業委員会
漁業協同組合役員に占める女性の割合	0% (H28 (2016))	5% (H33 (2021))	水産港湾課

資料編

新男女共同参画計画策定のための市民アンケート

調査結果報告書

調査の目的

八幡浜市では市町合併後の平成 19 年 3 月に策定した「八幡浜市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでいる。この計画は、平成 28 年度をもって終期を迎えることから、平成 29 年度から平成 38 年度までを対象期間とする新しい男女共同参画計画を策定することとしている。

男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法において、「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けられており、重要な役割を担う計画である。本調査は、八幡浜市の市民を対象に男女共同参画に関する意識・実態調査を実施し、調査結果をもとに地域の実情に即した計画を策定したいと考えている。

調査の概要

本アンケート調査は、平成 28 年 10 月 1 日時点における八幡浜市内の居住者を対象に、18 歳以上（平成 28 年 10 月 1 日以前生まれ）から、2,000 名を無作為に抽出し、773 名の有効回答が得られた（回答率 38.7%）。アンケートの調査期間は平成 28 年 10 月 11 日から 10 月 31 日までとし、回答者の自著による無記名の調査を実施し、郵送によって回収を行った（当日消印有効）。回収した調査票は、委託先の愛媛大学社会共創学部曾我亘由が集計・分析を行った。

本調査結果報告書について、単純集計の結果については、質問とその結果のグラフ（もしくは表）を示している。問 10 の質問については、本調査期間中に愛媛大学社会共創学部の 1 年生 175 名（男性 84 名、女性 91 名）と松山大学経営学部の 1 年生 137 名（男性 63 名、女性 74 名）に実施した調査結果を参考結果としてあわせて掲載している。問 22 は結婚相手に求める条件を選択型実験によって調査した。問 10 と問 22 の結果については、必要に応じて結果の説明を行っている。

本調査結果報告書における数値については原則小数点第 1 位まで記載している。ただし、統計上必要とされる数値については小数点第 1 位以降も記載している項目がある。

分析にあたって、単純集計は Excel で集計した。問 10 の分散分析は SPSS 22、問 22 の選択型実験は、NLogit 5.0 を用いて分析した。

*Excel は Microsoft 社の製品です。

1. 回答者の属性

性別

	度数(人)	割合 (%)
男性	311	40.2
女性	457	59.1
無回答	5	0.6
計	773	100.0

年齢

	度数(人)	割合 (%)
18～24 歳	19	2.5
25～29 歳	26	3.4
30～34 歳	34	4.4
35～39 歳	34	4.4
40～44 歳	51	6.6
45～49 歳	53	6.9
50～54 歳	62	8.0
55～59 歳	85	11.0
60～64 歳	78	10.1
65～69 歳	89	11.5
70～74 歳	83	10.7
75 歳以上	152	19.7
無回答	7	0.9
計	773	100.0

職業

無回答	20	2.6
計	773	100.0

世帯人数

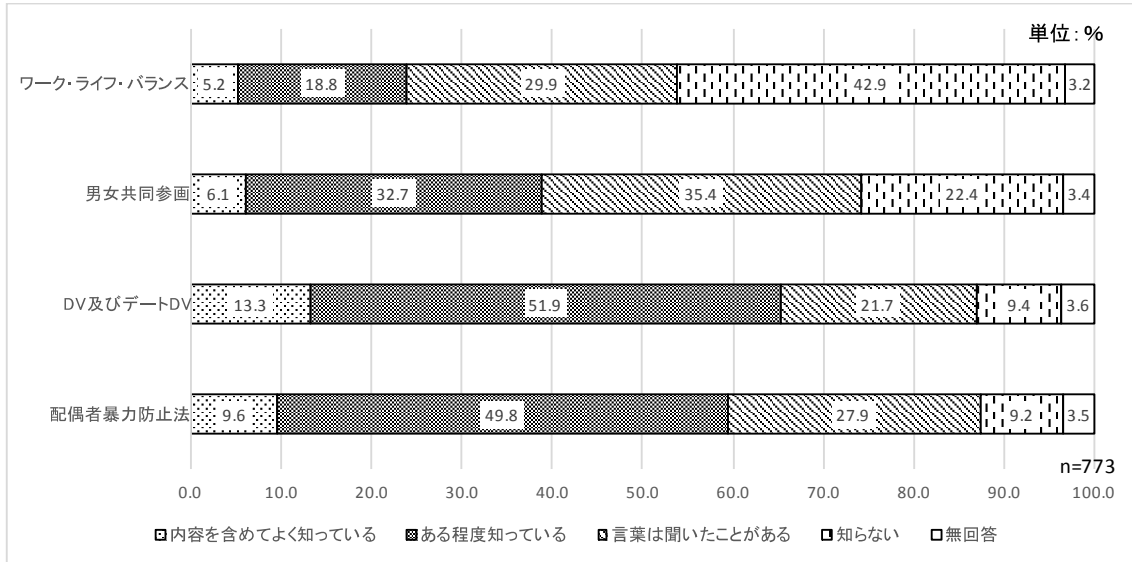
	度数(人)	割合 (%)
単身世帯	105	13.6
2人世帯	277	35.8
3人世帯	189	24.5
4人世帯	118	15.3
5人世帯	47	6.1
6人世帯以上	23	3.0
無回答	14	1.8
計	773	100.0
世帯平均	2.75	

※世帯平均については5人世帯までの世帯の平均数を計算

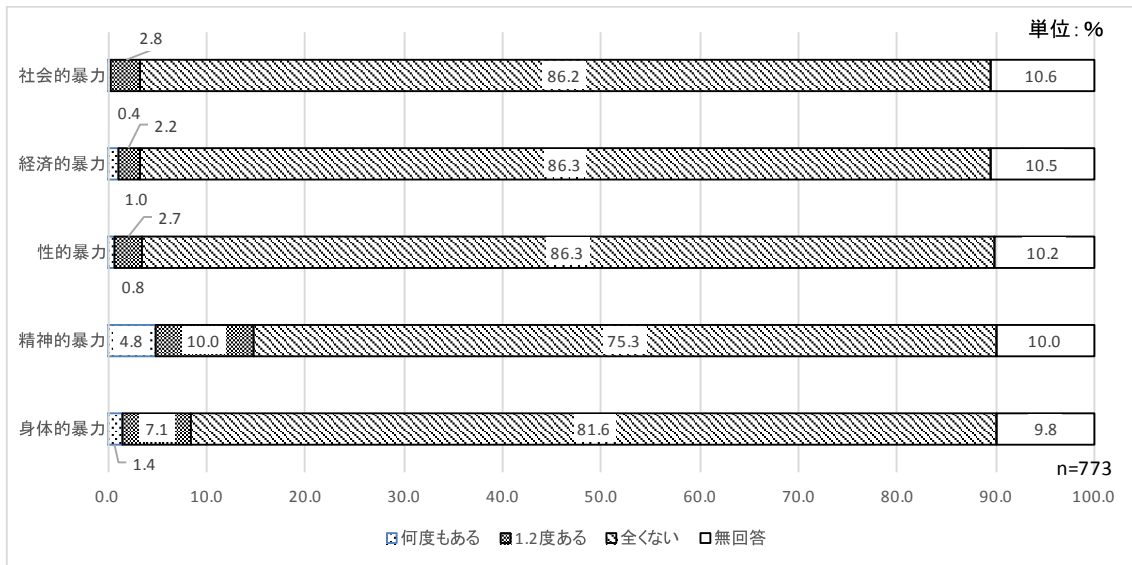
	度数(人)	割合 (%)
正社員・正職員	165	21.3
自営業	135	17.5
非正社員・非正職員	114	14.7
会社・団体の役員	21	2.7
主婦・主夫	192	24.8
学生	12	1.6
無職	70	9.1
その他	44	5.7

2. 男女共同参画、配偶者等からの暴力（DV）等に関する質問、女性の活躍に関する質問

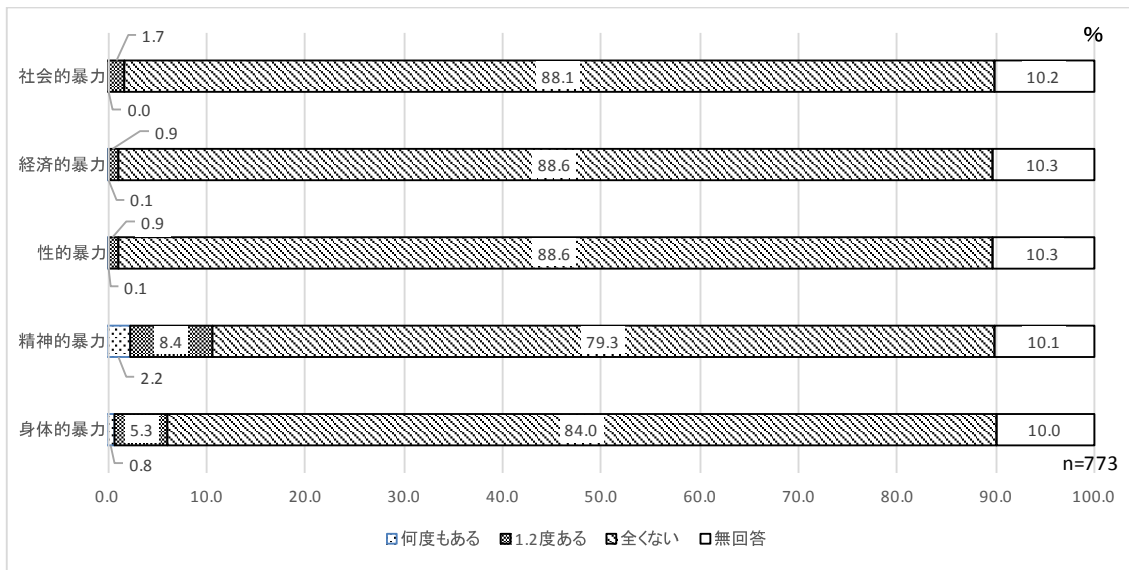
問6 以下の言葉について、あなたはどの程度知っていますか？



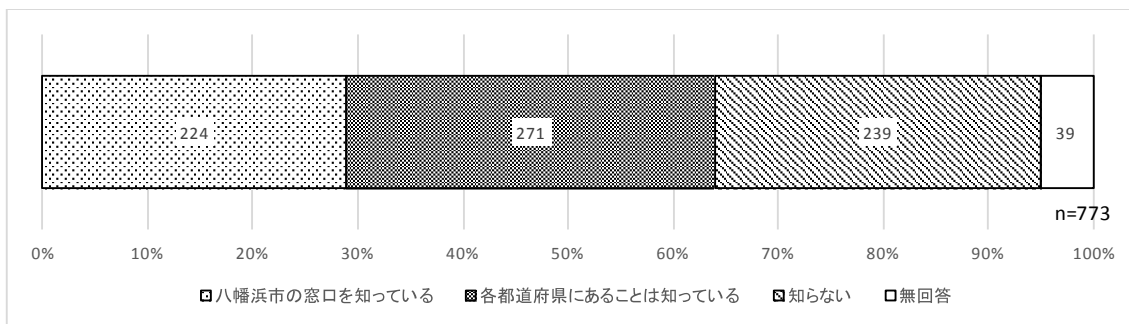
問7-1 あなたは配偶者等から暴力（DV）を受けたことがありますか？



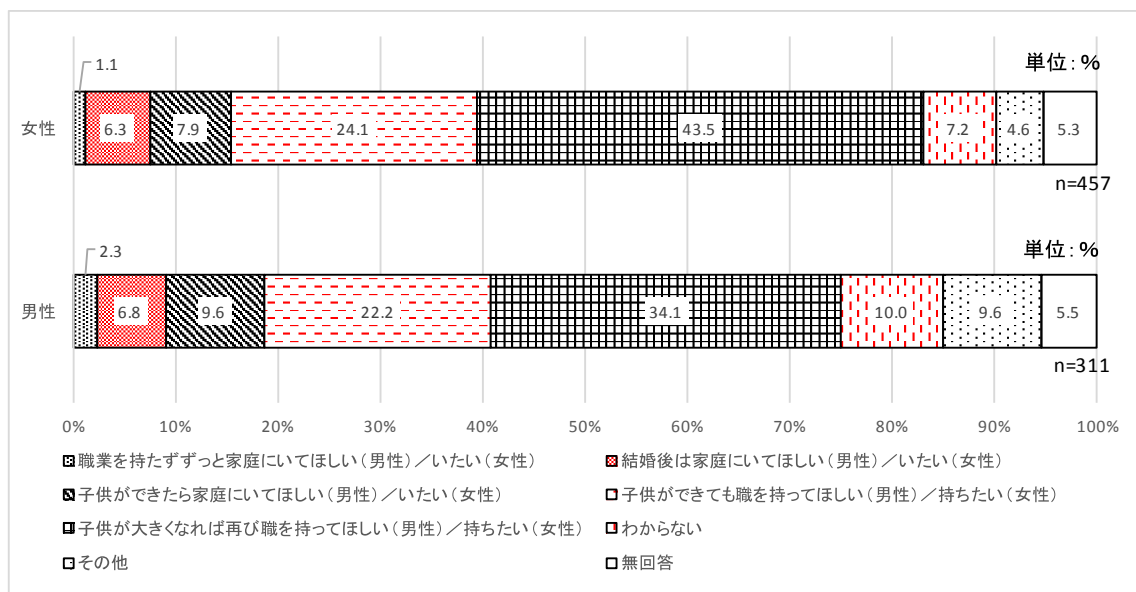
問 7-2 あなたは配偶者等に暴力（DV）をしたことがありますか？



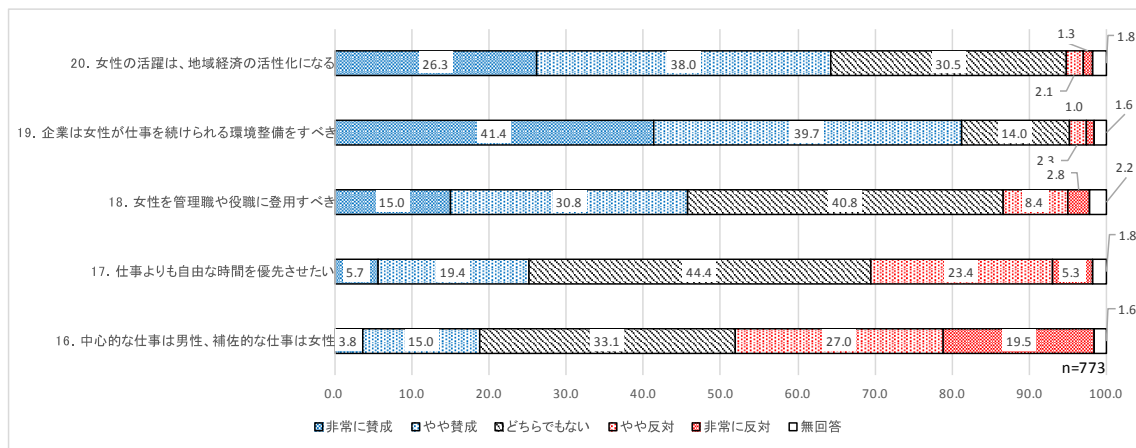
問 8 各都道府県には配偶者からの暴力に対する相談窓口があることを知っていますか？



問 9 自分の配偶者が職業を持つことについて、どのように考えていますか（男性が回答）、
自分自身が職業を持つことについて、どのように考えていますか（女性が回答）。



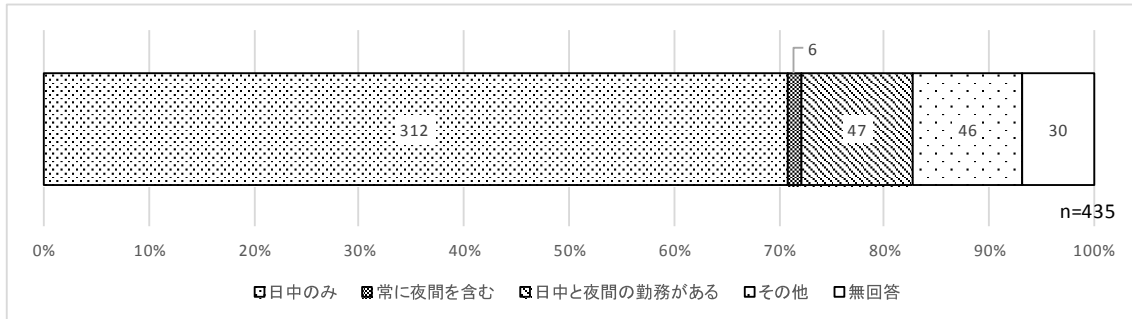
問 10 次に示した 16~20¹について、それぞれの文章について、あなたの気持ちにもっともあてはまると思う番号に○を付けてください。



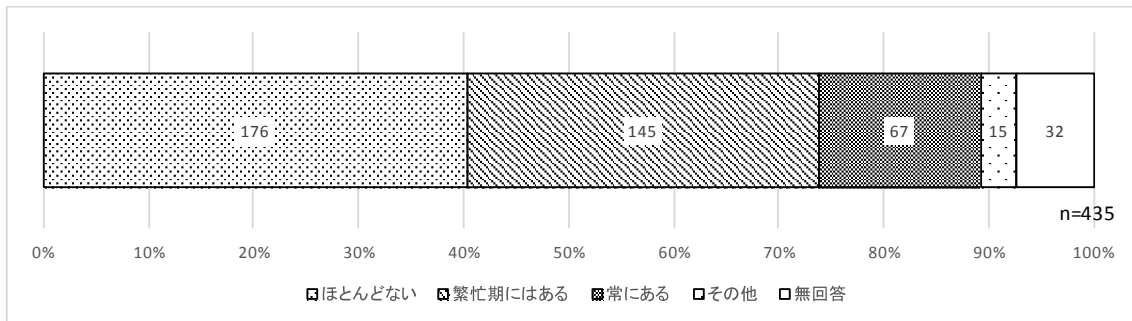
¹ 1~15の結果については後述

3. ワークライフバランスに関する質問（集計は職業欄で1から4を選択した人）

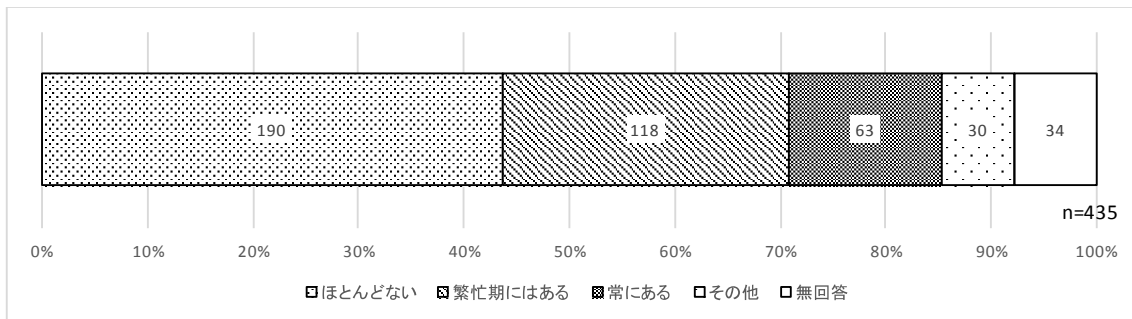
問 11 勤務時間帯について



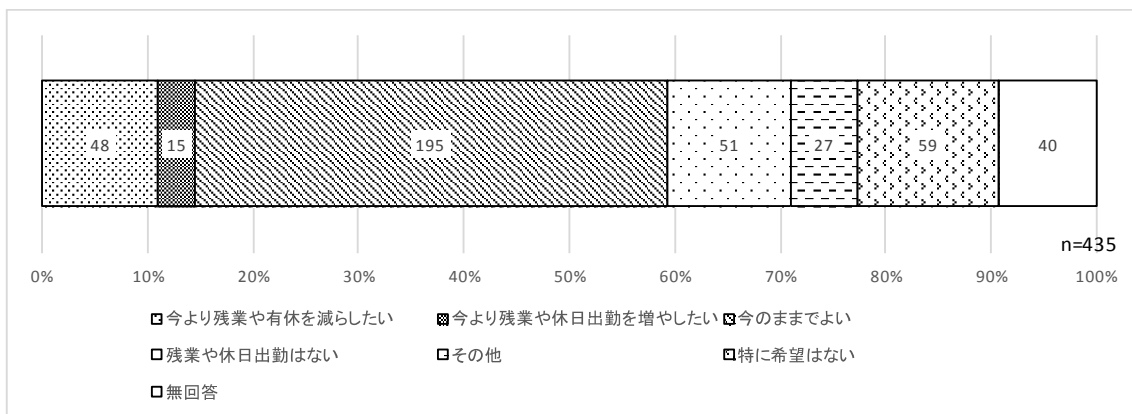
問 12 残業について



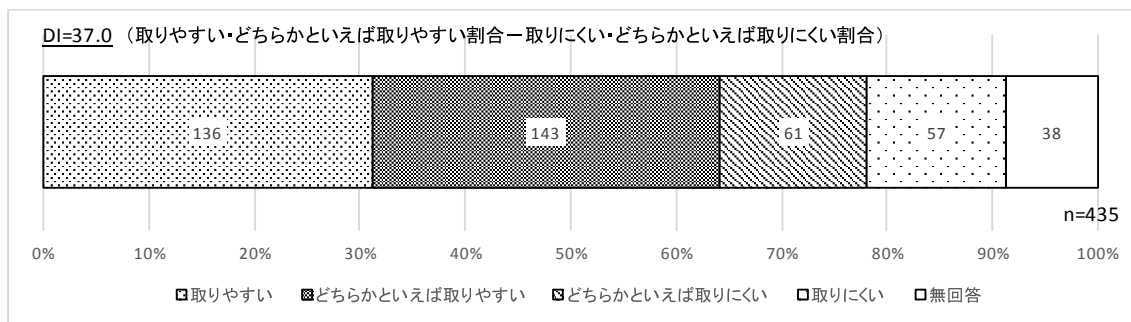
問 13 休日出勤について



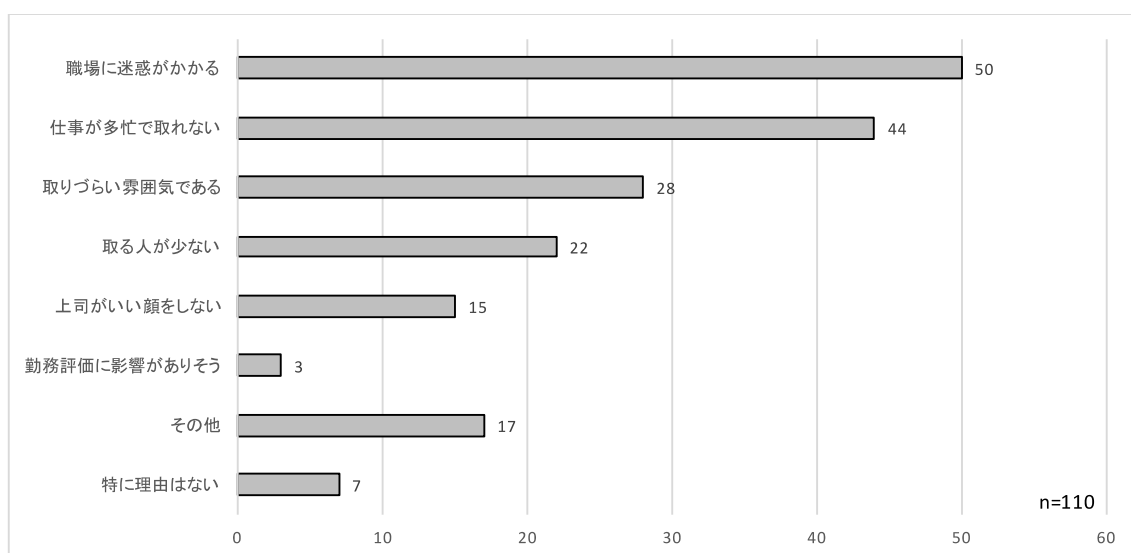
問 14 残業時間や休日出勤に対する希望



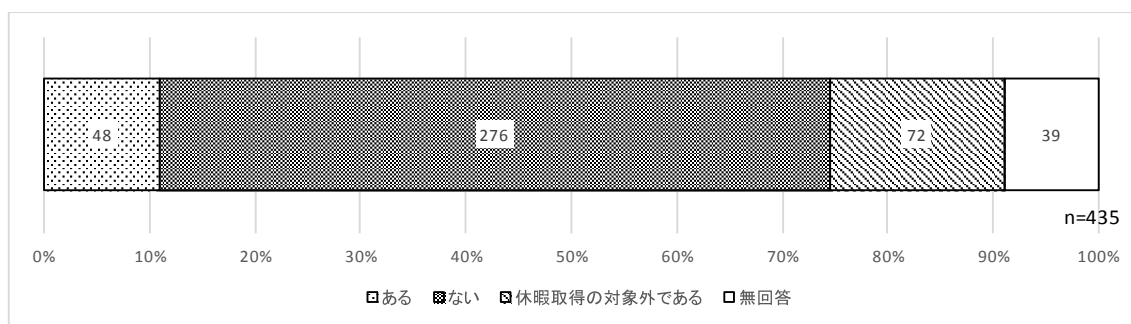
問 15 あなたの職場では年次休業は取りやすいですか。



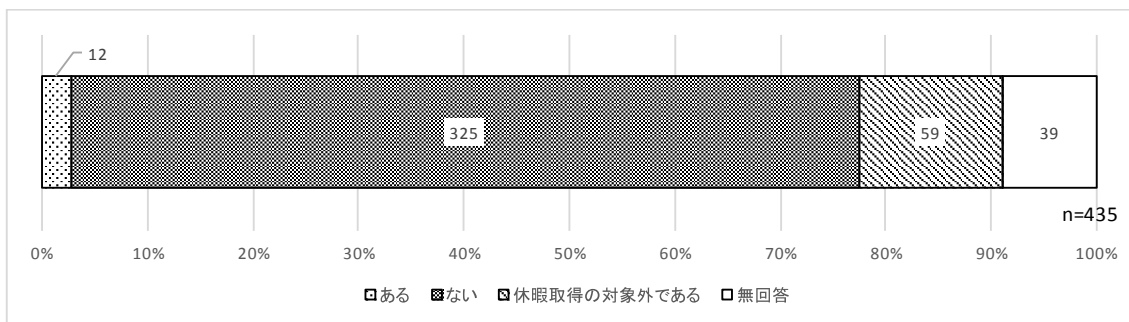
問 16 年次休暇を取りにくい理由 (年次休暇が「どちらかといえば取りにくい」、「取りにくい」と回答した人、あてはまるもの三つまで回答)。



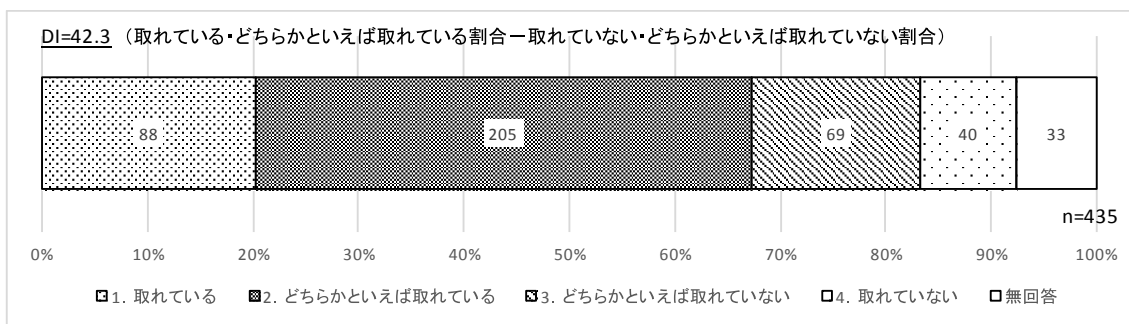
問 17 これまでに育児休暇を取ったことがありますか。



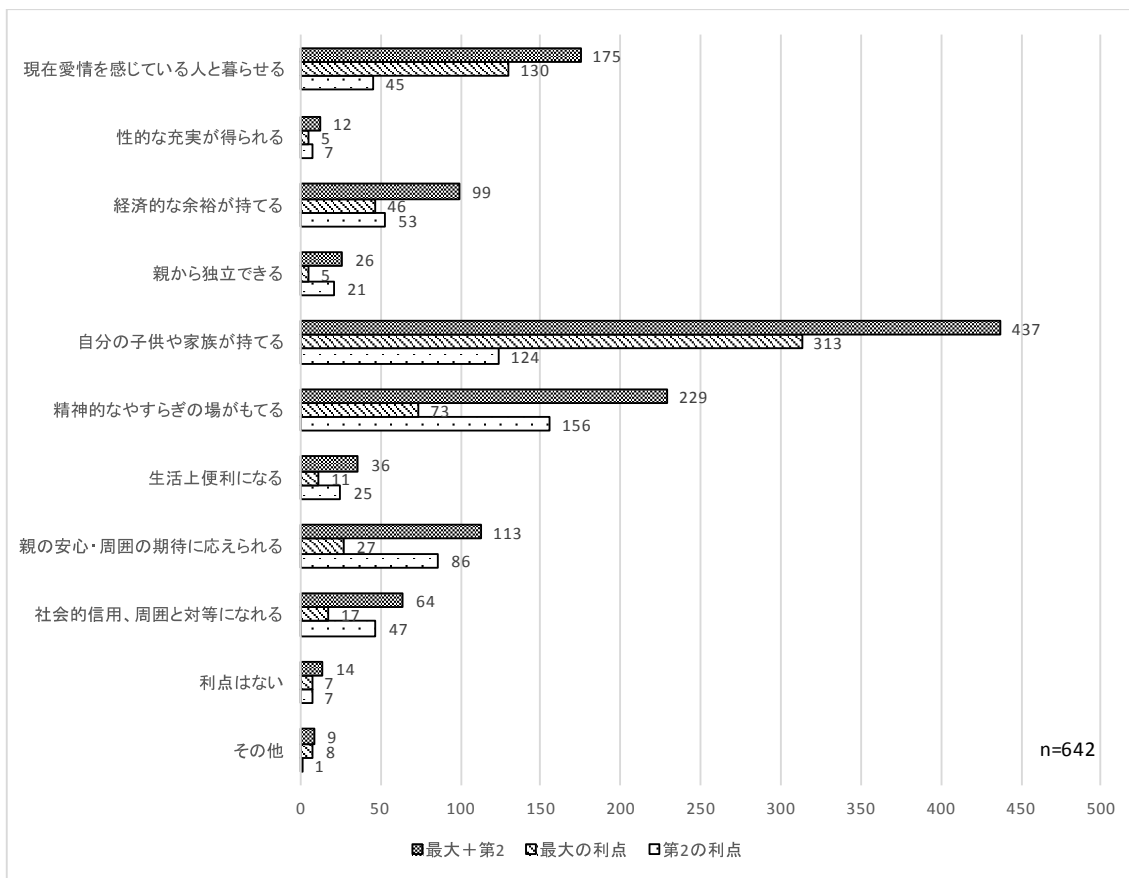
問 18 これまでに介護休暇を取ったことがありますか。



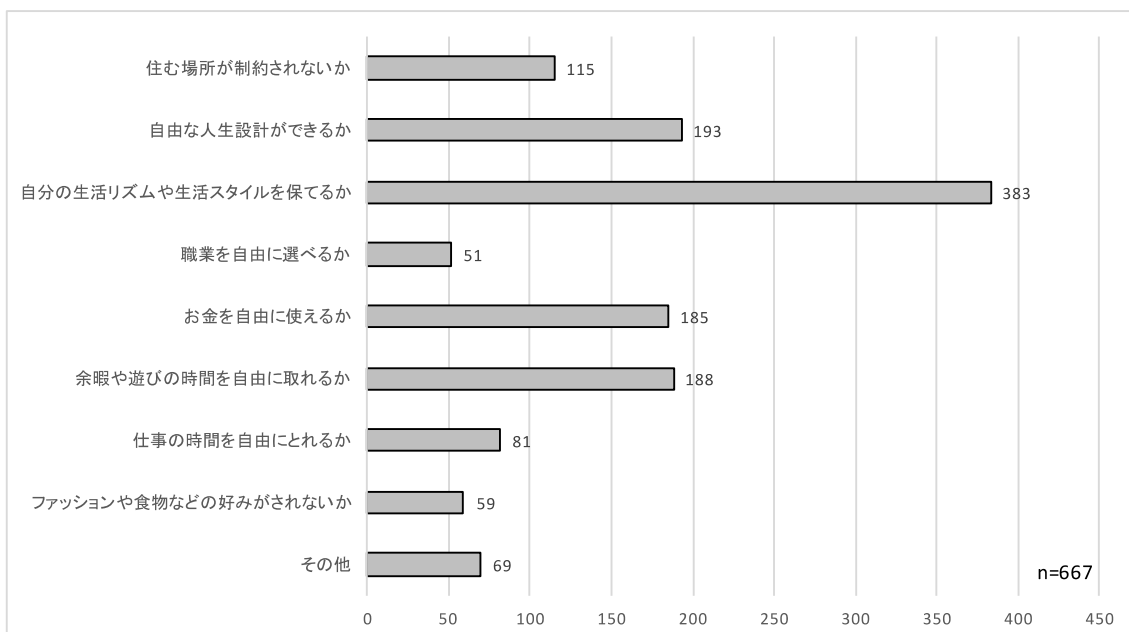
問 19 あなたの今の生活スタイルにおいて、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は取れていると思いますか。



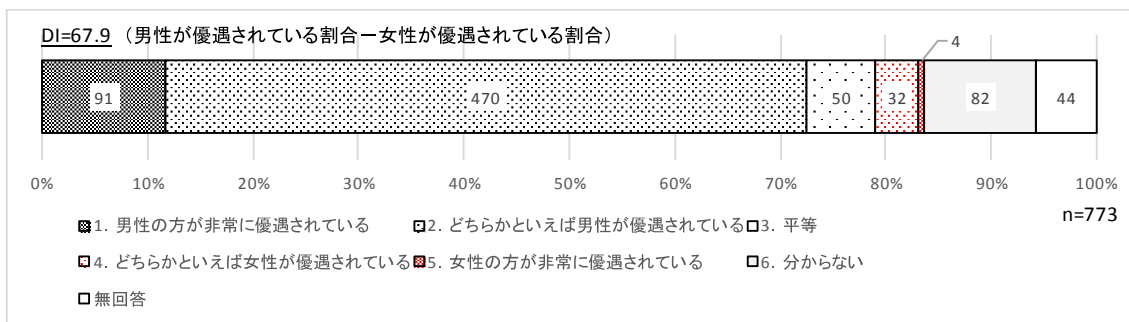
問 20 今のあなたにとって、結婚する（した）ことの利点は何だと思えますか。



問 21 あなたが結婚することを考えたとき、どのようなことが気になります(ました)か。



問 23 社会全体で見た場合、男女の地位は平等になっていると思いますか。



問 10 1 から 15 の質問項目は、短縮版平等主義的役割態度スケール (SESRA-S、鈴木 (1991)) である。

-
- 1 女性が社会的地位や高い賃金を持つと結婚するのが難しくなるからそういう職業を持たないほうがよい
 - 2 結婚生活の最重要事項は夫が決めるべき
 - 3 主婦が働くと夫をないがしろにしがちで、夫婦関係にひびがはいりやすい
 - 4 女性の居るべき場所は家庭であり、男性の居るべき場所は職場である
 - 5 主婦が仕事を持つと、家庭の負担が重くなるのでよくない
 - 6 結婚後、妻は必ずしも夫の姓を名乗る必要はなく、旧姓で通してもよい
 - 7 家事は男女の共同作業となるべきである
 - 8 子育ては女性にとって一番大切なキャリアである
 - 9 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てることが非常に大切である
 - 10 娘は将来主婦に、息子は職業人になることを想定して育てるべきである
 - 11 女性は、家事や育児をしなければならないから、フルタイムで働くよりパートタイムで働いたほうがよい
 - 12 女性の人生において、妻であり母であることも大事だが、仕事することもそれと同じくらい重要である
 - 13 女性は子供が生まれても、仕事を続けたほうがよい
 - 14 経済的に不自由でなければ、女性は働かなくてもよい
 - 15 家事や育児をしなければならないから、女性はあまり責任の重い、競争の激しい仕事をしないほうがよい
-

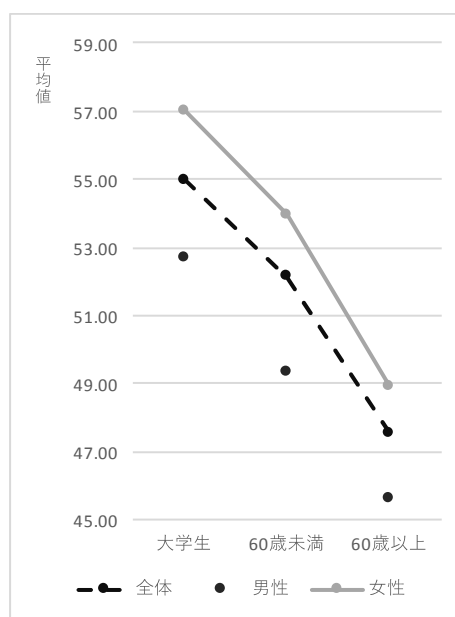
上記の質問に対して、5段階尺度で回答者に選択してもらい、「非常に賛成」を1点、「やや賛成」を2点、「どちらでもない」を3点、「やや反対」を4点、「非常に反対」を5点とし、各項目の得点の合計を尺度得点とした。ただし、質問6、7、12、13は反対質問であり、「非常に賛成」を5点、「やや賛成」を4点、「どちらでもない」を3点、「やや反対」を2点、「非常に反対」を1点として尺度得点を求めている。この得点が高いほど性別による役割に対して平等意識が強いこと示しており、得点が低いほど性別による役割に対して伝統的な価値観が強いことを示している。

調査結果は、八幡浜市民を対象とした当該調査結果と、2016年10月21日に愛媛大学社会共創学部および松山大学経営学部の1年生を対象に実施した調査結果を加えて、「大学生」、「60歳未満」の八幡浜市民、「60歳以上」の八幡浜市民の3属性間の意識差を分析した。次に、「男性」と「女性」による平等意識の差異についてもその結果を示す。また、問10の1から15の得点を合計した結果と、項目ごとの調査結果を示している。なお、集計にあたり、八幡浜市民を対象とした当該調査については、問10のすべての項目に回答した697名(60歳未満349名、60歳以上348名)を分析の対象とした。記述統計量は以下のとおりである。

記述統計量

	人数	男女比(%)	平均値	標準偏差
大学生全体	312	100.0	55.0	7.69
男性	147	47.1	52.7	7.82
女性	165	52.9	57.0	7.00
60歳未満全体	349	100.0	52.1	8.28
男性	138	39.5	49.3	8.17
女性	211	60.5	54.0	7.86
60歳以上全体	348	100.0	47.5	9.28
男性	143	41.1	45.6	9.35
女性	205	58.9	48.9	9.01

世代間の得点

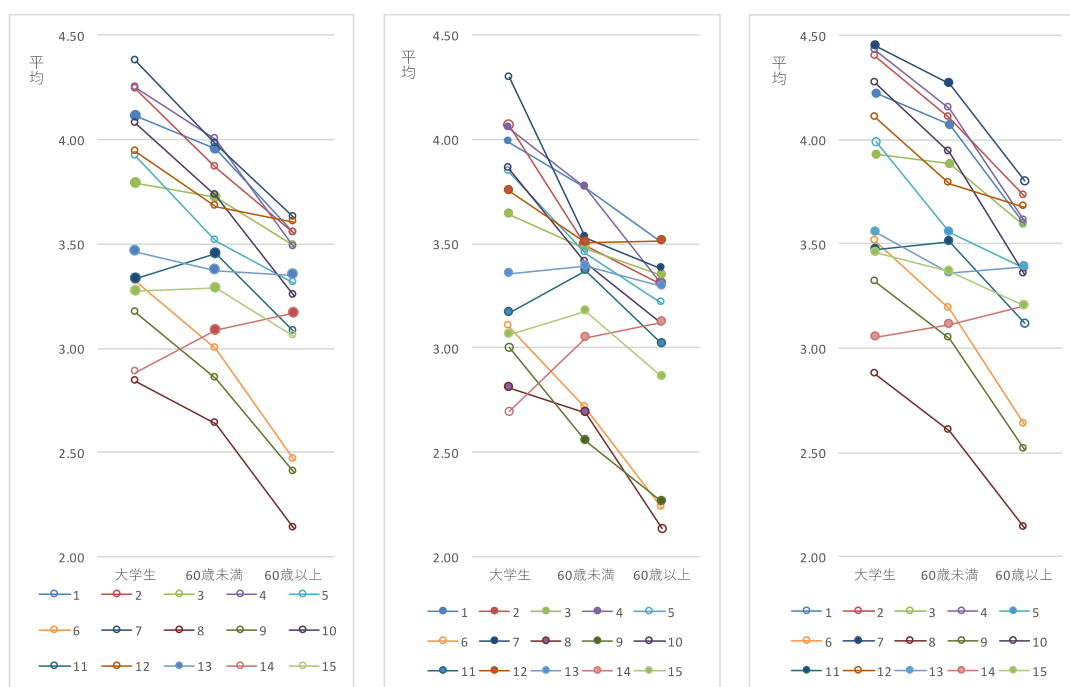


大学生の尺度得点（平等意識）が最も高く、60歳未満、60歳以上の順に得点が低くなっている。男女別の尺度得点は、どの世代においても男性と比較して、女性の方が高い結果となった。さらに、男性、女性とも、大学生が最も得点が高く、次いで60歳未満、60歳以上の順に得点が低くなる結果となった。世代間の尺度得点について、1要因の分散分析を行った結果、世代間の得点差は全体、男性、女性すべてにおいて0.1%有意であった（全体： $F(2, 1006)=65.162$, $p<0.001$ 、男性： $F(2, 425)=25.543$, $p<0.001$ 、女性： $F(2, 578)=48.309$, $p<0.001$ ）。世代間の得点差を詳しく見るため Tukey の HSD 法（5%水準）による多重比較を行ったところ、全体、男性、女性すべてにおいて、「大学生」と「60歳未満」、「大学生」と

「60歳以上」、「60歳未満」と「60歳以上」のいずれの間にも尺度得点には有意な差があった。

世代間の得点（項目ごと）

尺度得点を項目ごとに集計した結果を以下のグラフにまとめた。男女合わせて項目ごとに集計した結果が左図、男性データを抽出し項目ごとに集計した結果が中図、女性データの項目ごとの結果が右図となる。

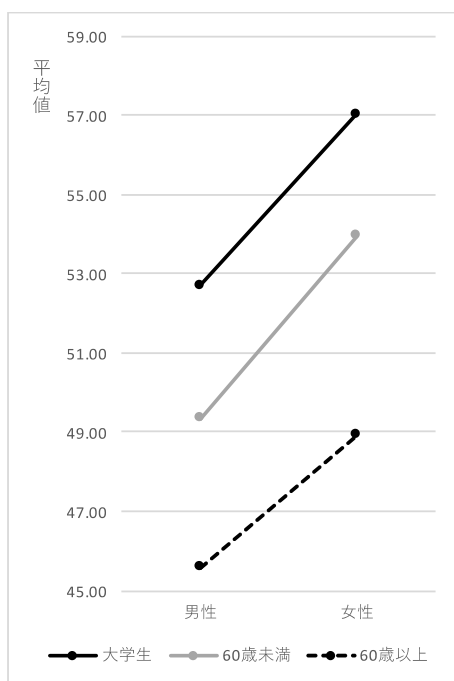


項目ごとの結果についても、大学生の尺度得点が最も高く、次いで60歳未満、60歳以上と得点が低くなる傾向がみられる。全体データを項目ごとに集計した結果のうち、「13 女性は子供が生まれても、仕事を続けたほうがよい」は世代間の差がなく ($F(2, 1006)=1.448, n. s.$)、それ以外の項目は世代間の差が有意にみられた。各項目について、Tukey の HSD 法を用いて多重比較を行った結果、「1 女性が社会的地位や高い賃金を持つと結婚するのが難しくなるからそういう職業を持たないほうがよい」の大学生と60歳未満、「3 主婦が働くと夫をないがしろにしがちで、夫婦関係にひびがはいりやすい」の大学生と60歳未満、「11 女性は、家事や育児をしなければならないから、フルタイムで働くよりパートタイムで働いたほうがよい」の大学生と60歳未満、「12 女性の人生において、妻であり母であることも大事だが、仕事をするのもそれと同じくらい重要である」の60歳未満と60歳以上、「14 経済的に不自由でなければ、女性は働かなくてもよい」の60歳未満と60歳以上、「15 家事や育児をしなければならないから、女性はあまり責任の重い、競争の激しい仕事をしないほうがよい」の大学生と60歳未満において尺度得点に有意差はみられなかったが、それ以外については世代間の尺度得点には有意な差があることが明らかとなった。

男性データのみで項目ごとに集計した結果、「13 女性は子供が生まれても、仕事を続けたほうがよい」は世代間の差がなく ($F(2, 427)=.487, n. s.$)、それ以外の項目については世代間に有意差がみられた。多重比較の結果、項目 13 に加えて「12 女性の人生において、妻であり母であることも大事だが、仕事をするのもそれと同じくらい重要である」も世代間で有意差はみられなかった。また、項目 1 の大学生と 60 歳未満、および 60 歳未満と 60 歳以上、項目 2 の 60 歳未満と 60 歳以上、項目 3 の大学生と 60 歳未満、および 60 歳未満と 60 歳以上、項目 4 の大学生と 60 歳未満、項目 7 の 60 歳未満と 60 歳以上、項目 8 の大学生と 60 歳未満、項目 9 の 60 歳未満と 60 歳以上、項目 11 の大学生と 60 歳未満、および大学生と 60 歳以上、項目 14 の 60 歳未満と 60 歳以上、項目 15 の大学生と 60 歳未満、および大学生と 60 歳以上には有意差がみられなかったが、それ以外については世代間の尺度得点に有意差がみられた。

女性データのみで項目ごとに集計した結果、「13 女性は子供が生まれても、仕事を続けたほうがよい」および「14 経済的に不自由でなければ、女性は働かなくてもよい」は世代間の差がなく ($F(2, 578)=2.548, F(2, 258)=1.048$ 、いずれも $n. s.$)、それ以外の項目については世代間に有意差がみられた。多重比較の結果、項目 1 の大学生と 60 歳未満、項目 3 の大学生と 60 歳未満、項目 5 の 60 歳以上と 60 歳未満、項目 7 の大学生と 60 歳未満、項目 11 の大学生と 60 歳未満、項目 12 の 60 歳未満と 60 歳以上、項目 15 の大学生と 60 歳未満、および 60 歳未満と 60 歳以上には有意差がみられなかったが、それ以外については世代間の尺度得点に有意差がみられた。

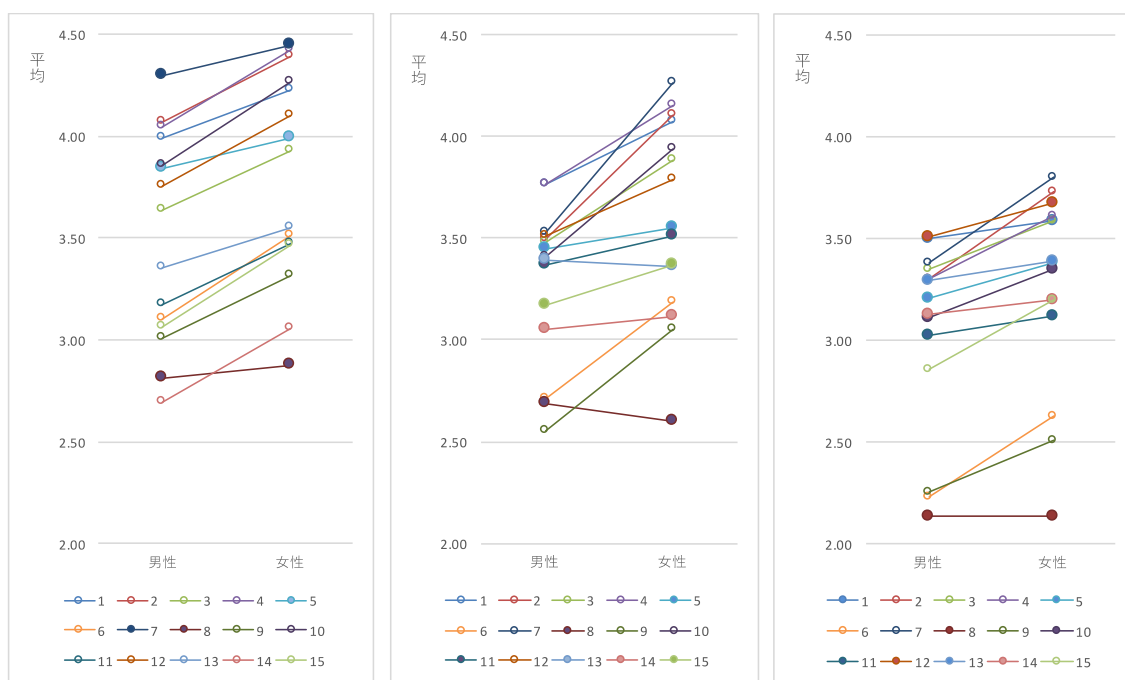
男女間の得点



尺度得点（平等意識）は、どの世代についても男性と比較して女性の方が高い結果となった。世代別の男女差についても、大学生、60歳未満、60歳以上でそれぞれ男女間に有意な差がみられた（ $F(1, 310)=26.498$, $F(1, 347)=27.955$, $F(1, 346)=11.084$, いずれも $p<0.001$ ）。

男女間の得点（項目ごと）

尺度得点を項目ごとに集計した結果を以下のグラフにまとめた。大学生の男女別尺度得点グラフが左図、60歳未満のグラフが中図、60歳以上のグラフが右図となる。



大学生データを項目ごとにみると、項目 5、項目 7、項目 8、については男女間に有意な差はみられなかったが（ $F(1, 310)=1.797$, $F(1, 310)=2.952$, $F(1, 310)=.302$, いずれも n. s.）、それ以外の項目については男女の尺度得点に有意な差がみられた。60歳未満データについては、項目 5、項目 8、項目 11、項目 13、項目 14、項目 15 については男女間に有意な差はみられなかった（ $F(1, 347)=.797$, $F(1, 347)=.656$, $F(1, 347)=1.696$, $F(1, 347)=.122$, $F(1, 347)=.364$, $F(1, 347)=3.711$, いずれも n. s.）。60歳以上データについては、半数以上の 8 項目（項目 1、項目 5、項目 8、項目 10、項目 11、項目 12、項目 13、項目 14）について有意な差はみられなかった（ $F(1, 346)=0.610$, $F(1, 346)=2.527$, $F(1, 346)=0.001$, $F(1, 346)=3.638$, $F(1, 346)=0.650$, $F(1, 346)=2.221$, $F(1, 346)=0.875$, $F(1, 346)=0.4419$, いずれも n. s.）。

また、「8 子育ては女性にとって一番大切なキャリアである」はどの世代でも男女の平均値が低い傾向にある。一方、「7 家事は男女の共同作業となるべきである」は女性においてどの世代においても尺度得点が最も高い。

問 22 結婚相手に求める条件

コンジョイント分析を用いた選択型実験の結果を以下に示す。

変数	Random- Nonrandom	parameters in utility functions			
		係数	S.E.	t値	P値
容姿**		0.036	0.002	14.78	0.0000
共通の趣味**		0.605	0.060	10.04	0.0000
仕事への理解 (理解度ゼロ=0)					
かなりあり**		2.638	0.122	21.64	0.0000
ある程度あり**		2.391	0.134	17.90	0.0000
家事への関わり (相手にまかせきり=0)					
積極的に関わる**		2.228	0.108	20.54	0.0000
一部関わる**		2.137	0.104	20.50	0.0000
相手の収入**		0.009	0.001	14.15	0.0000
ASC3**		9.056	0.397	22.84	0.0000
No. of Obs.		4680	(n=585)		
Log likelihood		-3697.32			

各属性の係数の値が限界効用の値を示している。具体的には、「容姿」については相手の外見が1点増加したときの効用の増分が0.036、「共通の趣味」が「ない」から「ある」になったときの効用の増分が0.605、「仕事への理解度」が、「理解度ゼロ」から「かなりある」相手に対する効用の増分が2.638、「理解度ゼロ」から「ある程度ある」相手に対する効用の増分が2.391、「家事への関わり」が「相手にまかせきり」から「積極的に関わる」相手に対する効用の増分が2.228、「相手にまかせきり」から「一部関わる」相手に対する効用の増分が2.137、相手の収入が1万円増加したときの効用の増分が0.009となりいずれの係数も有意水準0.1%で有意となった。これらの属性のうち、仕事への理解やお互いの家事への関与について重視する結果となった。

男性に1、女性に0を割り当てたダミー変数を用いて集計した結果を以下に示す。

変数	Random- Nonrandom	parameters in utility functions				男性係数
		係数	S.E.	t値	P値	
容姿**		0.026	0.003	9.06	0.0000	
容姿×男性ダミー**		0.030	0.004	7.36	0.0000	0.056
共通の趣味**		0.704	0.081	8.70	0.0000	
共通の趣味×男性ダミー*		-0.268	0.123	-2.18	0.0290	0.436
仕事への理解 (理解度ゼロ=0)						
かなりあり**		2.607	0.143	18.21	0.0000	
かなりあり×男性ダミー*		0.456	0.178	2.57	0.0103	3.063
ある程度あり**		2.278	0.159	14.33	0.0000	
ある程度あり×男性ダミー**		0.581	0.207	2.80	0.0050	2.859
家事への関わり (相手にまかせきり=0)						
積極的に関わる**		2.540	0.137	18.51	0.0000	
積極的に関わる×男性ダミー		-0.309	0.186	-1.66	0.0964	-
一部関わる**		2.639	0.140	18.88	0.0000	
一部関わる×男性ダミー**		-0.750	0.177	-4.22	0.0000	1.889
相手の収入**		0.010	0.001	14.07	0.0000	
相手の収入×男性ダミー**		-0.002	0.001	-3.09	0.0020	0.008
ASC3**		9.533	0.416	22.89	0.0000	
No. of Obs.		4680	(n=585)			
Log likelihood		-3629.01				

男性ダミー変数の係数の値は、各属性のうち、男性の追加的な効用の増分を表している。各属性について、すべての属性において男性ダミーの値は有意な結果となった。容姿については、男性は容姿得点が1点増加するにつれて追加的に0.030効用が増加するため、男性の容姿に対する限界効用は0.056という結果となった。また、男性は結婚相手に対して仕事への理解度を重視する結果となった（仕事への理解度かなりあり：3.036、ある程度あり：2.859）一方、家事への関わりは相対的に低い結果となった（家事へ一部関わる：1.889）また、相手の収入についても、男性ダミーの係数は-0.002と相対的に低い値となった。

60歳未満に1、60歳以上0に割り当てたダミー変数を用いて集計した結果を以下に示す。

Random- Nonrandom parameters in utility functions					
変数	係数	S. E.	t値	P値	60未満係数
容姿**	0.030	0.003	9.47	0.0000	
容姿×60未満ダミー**	0.010	0.004	2.61	0.0091	0.040
共通の趣味**	0.677	0.091	7.44	0.0000	
共通の趣味×60未満ダミー	-0.087	0.121	-0.72	0.4697	-
仕事への理解（理解度ゼロ=0）					
かなりあり**	2.647	0.158	16.75	0.0000	
かなりあり×60未満ダミー	0.037	0.169	0.22	0.8289	-
ある程度あり**	2.529	0.178	14.23	0.0000	
ある程度あり×60未満ダミー	-0.188	0.200	-0.94	0.3479	-
家事への関わり（相手にまかせきり=0）					
積極的に関わる**	1.840	0.145	12.65	0.0000	
積極的に関わる×60未満ダミー**	0.738	0.177	4.18	0.0000	2.578
一部関わる**	2.038	0.140	14.59	0.0000	
一部関わる×60未満ダミー	0.187	0.170	1.10	0.2703	-
相手の収入**	0.009	0.001	11.89	0.0000	
相手の収入×60未満ダミー	0.000	0.001	-0.26	0.7914	-
ASC3**	9.124	0.406	22.48	0.0000	
No. of Obs.	4680 (n=585)				
Log likelihood	-3676.77				

世代別の結果については、容姿と家事への関わりのみ有意に差がある結果となったが、それ以外の属性については差はない結果となった。容姿については60歳未満ダミーの限界効用は0.010という結果となった。また、60歳未満は家事に積極的に関わる相手を重視している結果となった（家事に積極的に関わる：2.578）。

配偶者ありに1、それ以外0に割り当てたダミー変数を用いて集計した結果を以下に示す。

変数	Random- Nonrandom	parameters in utility functions				配偶者係数
		係数	S. E.	t値	P値	
容姿**		0.036	0.004	9.81	0.0000	
容姿×配偶者ありダミー		0.002	0.004	0.43	0.6697	-
共通の趣味**		0.685	0.105	6.49	0.0000	
共通の趣味×配偶者ありダミー		-0.132	0.126	-1.05	0.2953	-
仕事への理解 (理解度ゼロ=0)						
かなりあり**		2.653	0.173	15.33	0.0000	
かなりあり×配偶者ありダミー		0.175	0.175	1.00	0.3169	-
ある程度あり**		2.308	0.201	11.48	0.0000	
ある程度あり×配偶者ありダミー		0.305	0.213	1.43	0.1522	-
家事への関わり (相手にまかせきり=0)						
積極的に関わる**		2.579	0.165	15.63	0.0000	
積極的に関わる×配偶者ありダミー*		-0.423	0.183	-2.31	0.0210	2.156
一部関わる**		2.424	0.164	14.75	0.0000	
一部関わる×配偶者ありダミー		-0.288	0.183	-1.57	0.1158	-
相手の収入**		0.009	0.001	10.07	0.0000	
相手の収入×配偶者ありダミー		0.001	0.001	1.12	0.2637	-
ASC3**		9.380	0.414	22.63	0.0000	
No. of Obs.		4680	(n=585)			
Log likelihood		-3677.57				

配偶者の有無による差は、「家事に積極的に関わる」のみ有意差があったが、それ以外の項目については有意差はみられなかった。

新男女共同参画計画策定のための事業所アンケート

調査結果報告書

調査の目的

八幡浜市では市町合併後の平成 19 年 3 月に策定した「八幡浜市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでいる。この計画は、平成 28 年度をもって終期を迎えることから、平成 29 年度から平成 38 年度までを対象期間とする新しい男女共同参画計画を策定することになっている。

男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法において、「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けられており、重要な役割を担う計画である。本調査は、八幡浜市の事業所を対象に男女共同参画に関する意識・実態調査を実施し、調査結果をもとに地域の実情に即した計画を策定したいと考えている。

調査の概要

本アンケート調査は、八幡浜市内にある事業所を対象に、200 社を抽出し 120 社から有効回答が得られた（回答率 60.0%）。アンケートの調査期間は平成 28 年 11 月 2 日から 12 月 2 日までとし、各事業所の人事労務担当者の自著による無記名の調査を実施し、郵送によって回収を行った（当日消印有効）。回収した調査票は、委託先の愛媛大学社会共創学部曾我亘由が集計・分析を行った。

本調査結果報告書について、単純集計の結果については、質問とその結果のグラフ（もしくは表）を示している。本調査結果報告書における数値については原則小数点第 1 位まで記載している。本調査の集計は Excel で行った。

*Excel は Microsoft 社の製品です。

1. 回答事業所について

業種

	度数(社)	割合 (%)
建設業	15	12.5
製造業	16	13.3
流通・商業	14	11.7
サービス業	54	45.0
(うち医療福祉業)	23	-
(その他サービス業)	31	-
その他	14	11.7
無回答	7	5.8
計	120	100.0

正規従業員数

	度数(社)	割合 (%)
1～9 人	41	34.2
10～19 人	31	25.8
20～49 人	28	23.3
50～99 人	11	9.2
100 人以上	7	5.8
無回答	2	1.7
計	120	100.0
総従業員数	4573 人	
女性従業員数	1800 人	39.4
女性管理職者	135 人	3.0

非正規従業員数

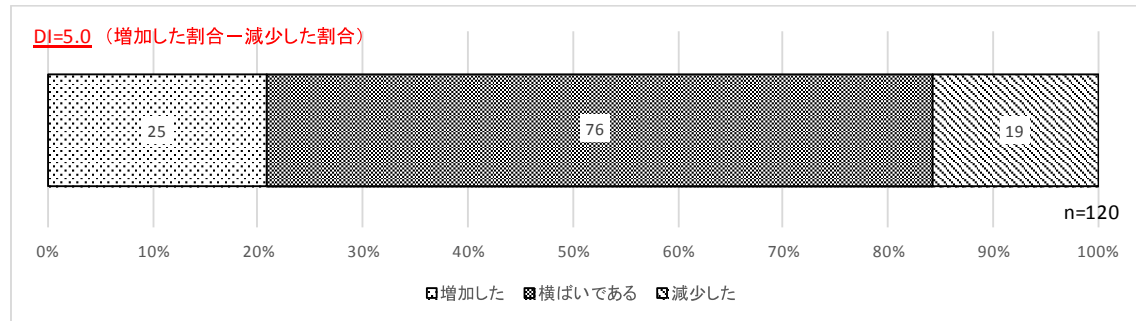
	度数(社)	割合 (%)
1～9 人	82	68.3
10～19 人	10	8.3
20～49 人	13	10.8
50～99 人	5	4.2
100 人以上	4	3.3
無回答	6	5.0
計	120	100.0
総従業員数	1724 人	
女性従業員数	1294 人	75.1

会社団体の役員総数：488 人
うち女性役員総数：102 人 (20.9%)

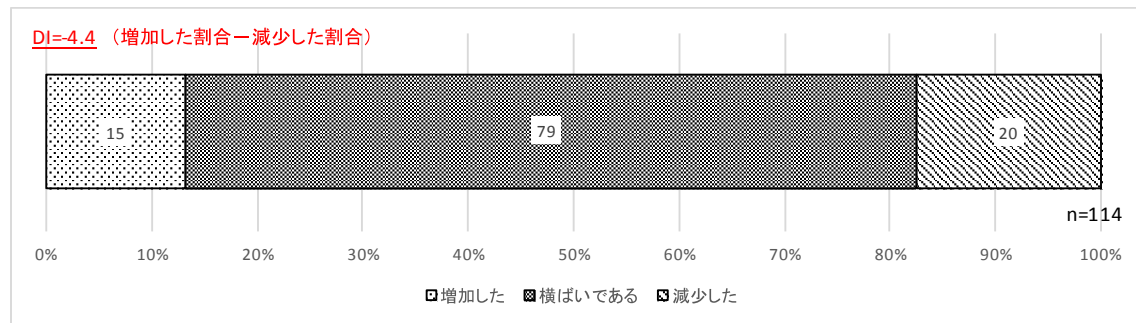
2. 従業員数の増減、労働時間、休日の出勤、定期採用等に関する質問

問3 2016年7月～9月の従業員数および労働時間について

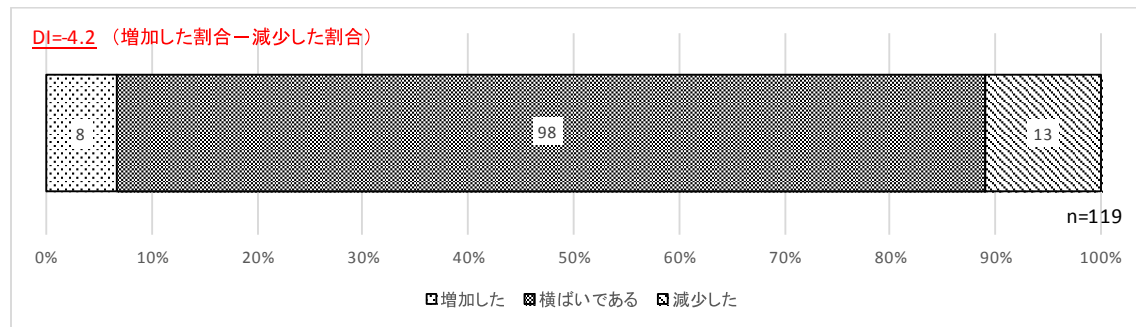
問3-1 2015年7月～9月と比べた正社員数



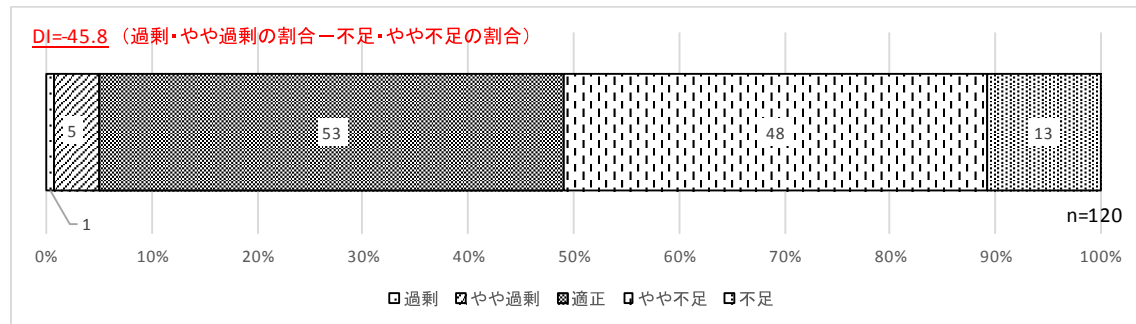
問3-2 2015年7月～9月と比べた契約・派遣社員を含むパート・アルバイト数



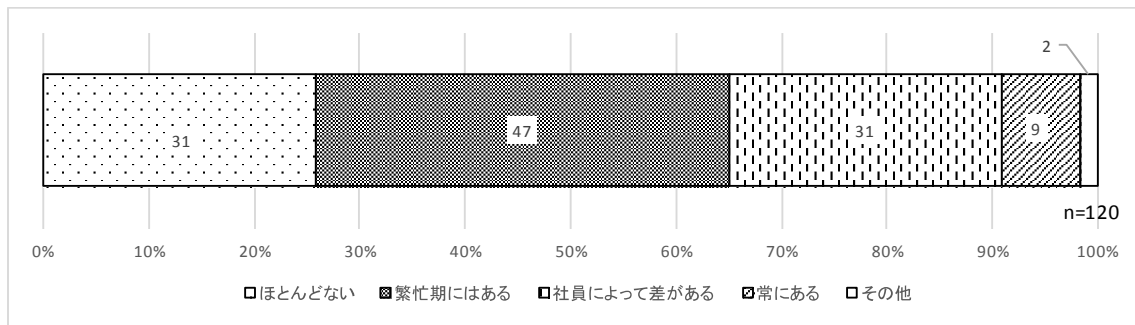
問3-3 2015年7月～9月と比べた所定外労働時間



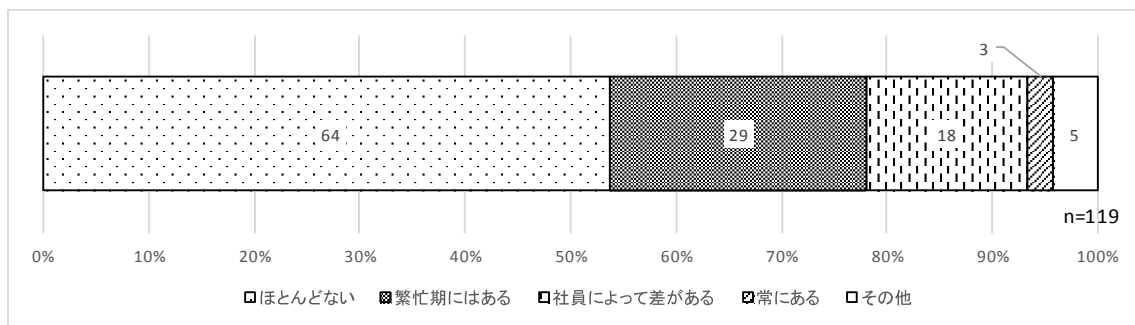
問3-4 2016年10月時点の人手の過不足感



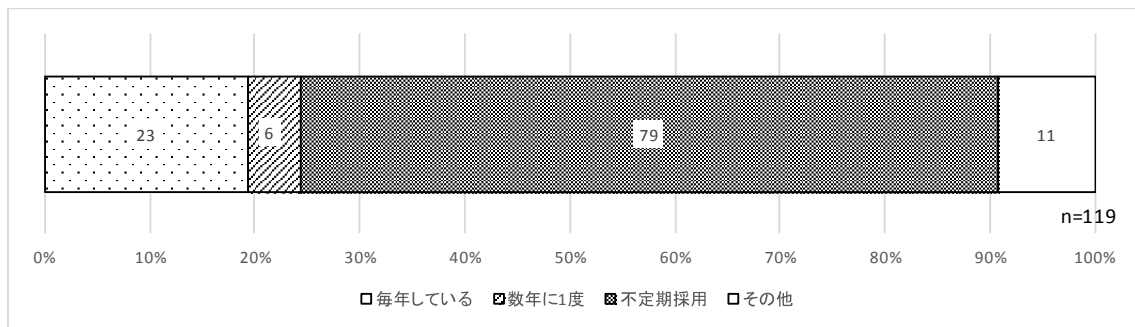
問4 残業について



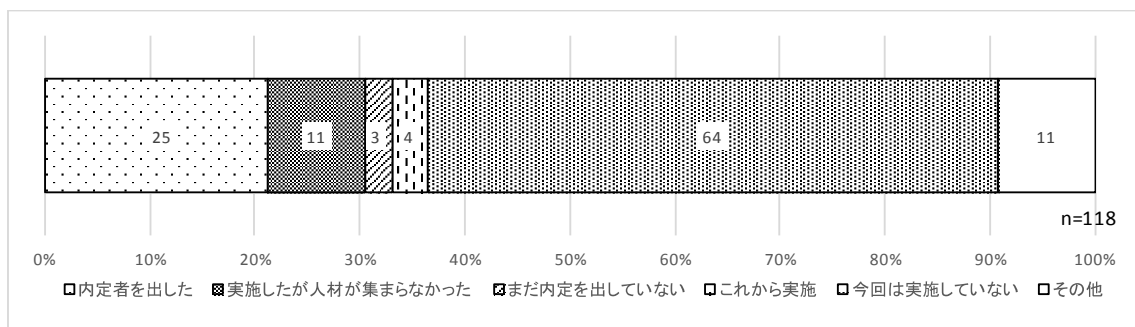
問5 休日出勤について



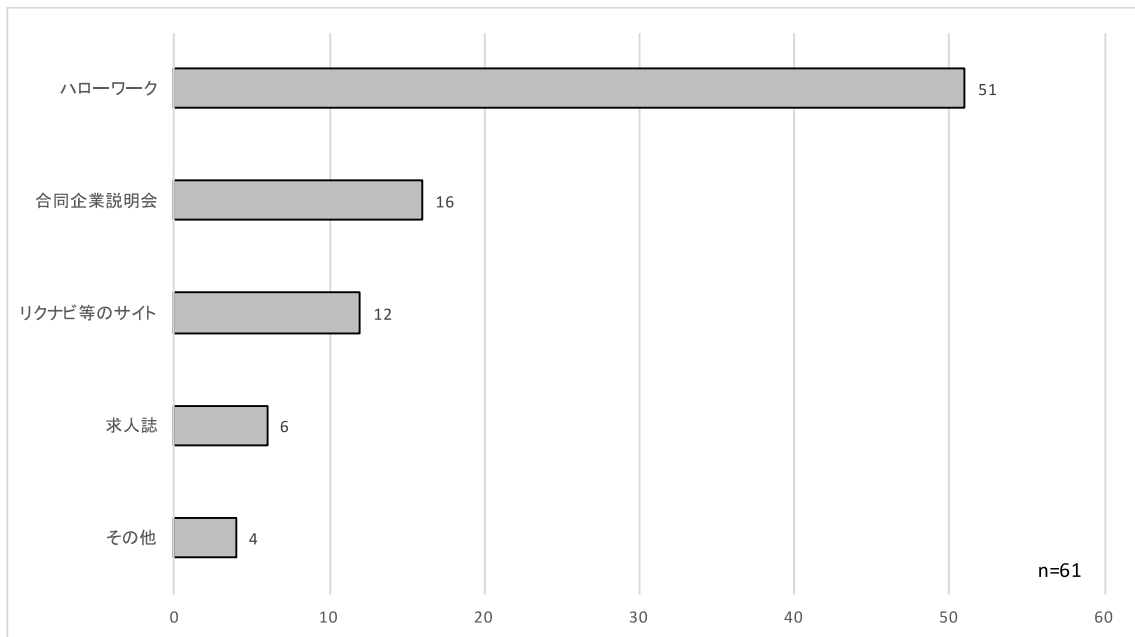
問6 定期採用の実施について



問7 2017年4月に向けた採用活動（2016年度の採用活動）について

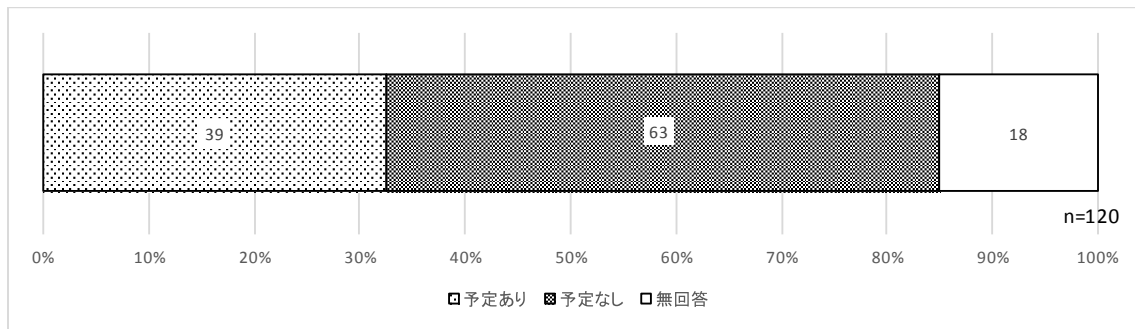


問8 採用活動の方法（募集方法）について（「採用活動を行っている」事業所対象）

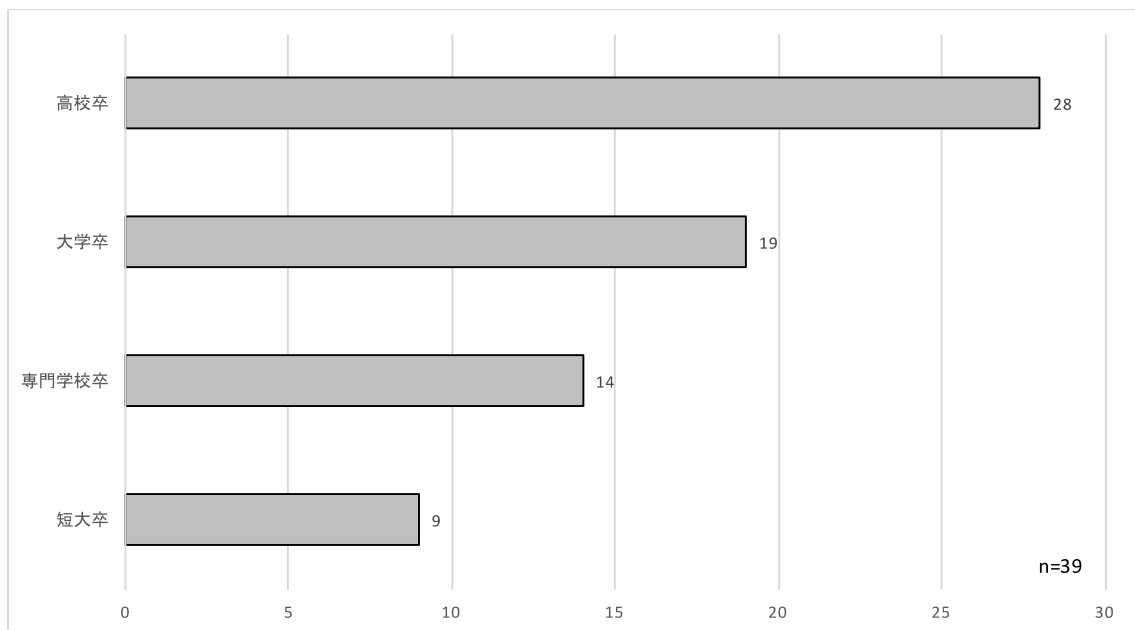


※複数回答

問9 2018年4月に向けた新卒採用活動（2017年度の新卒採用）の予定

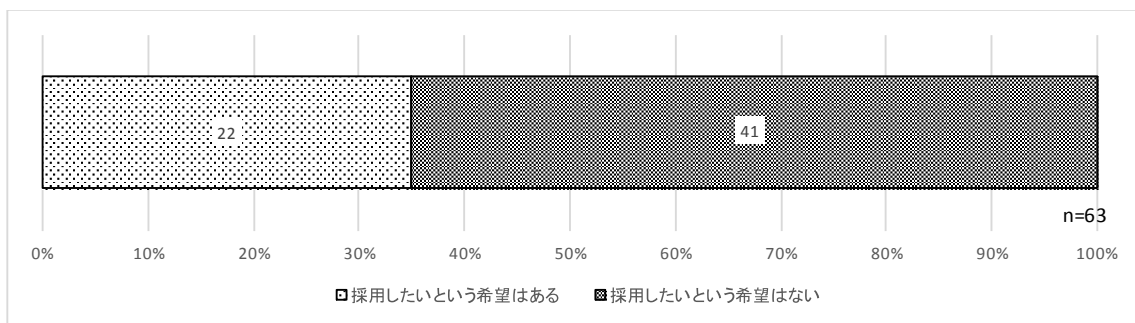


問9-1 採用活動を予定している事業所の、新卒者の希望



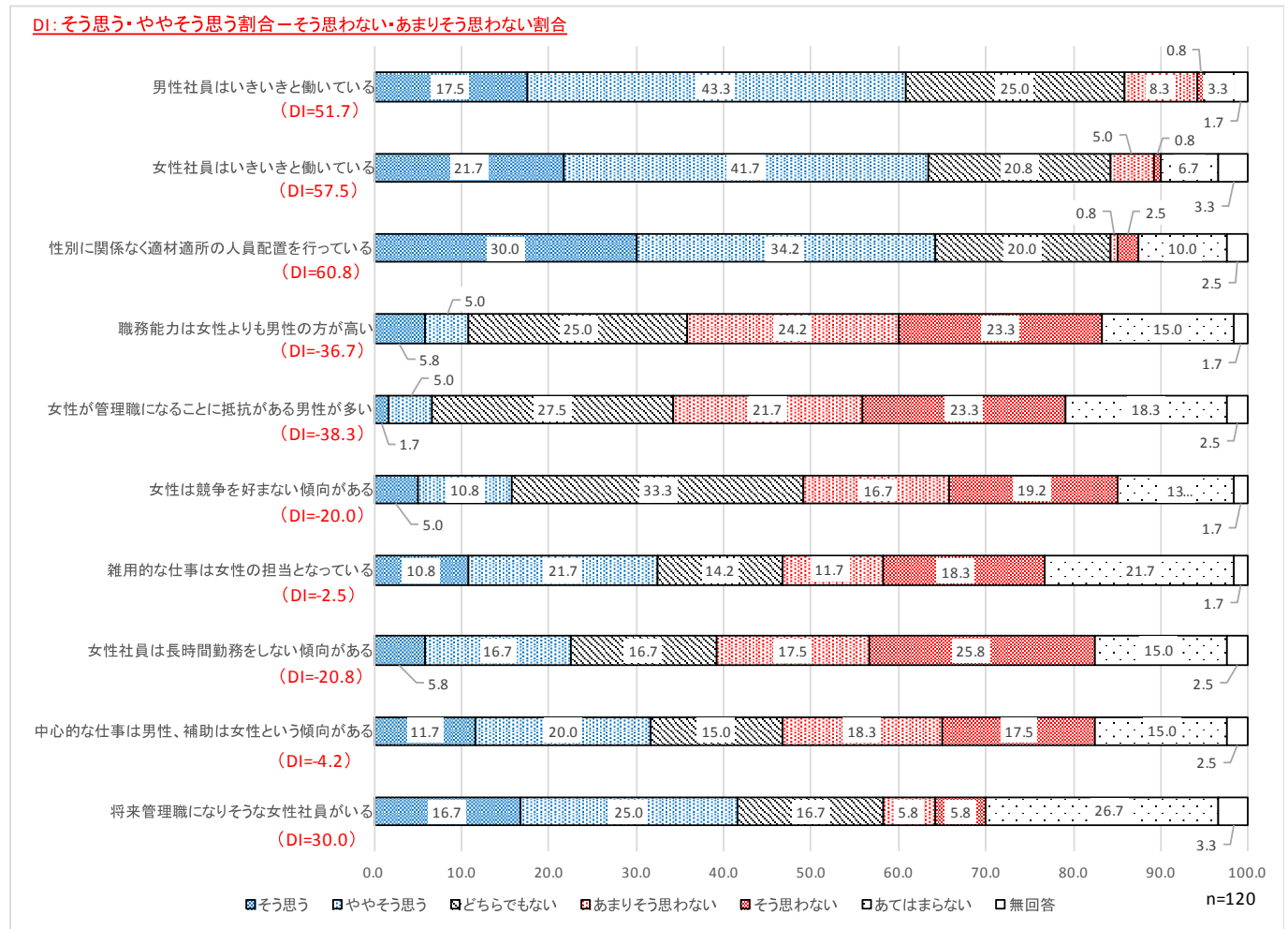
※複数回答

問9-2 採用活動を予定していない事業所の、採用活動の希望

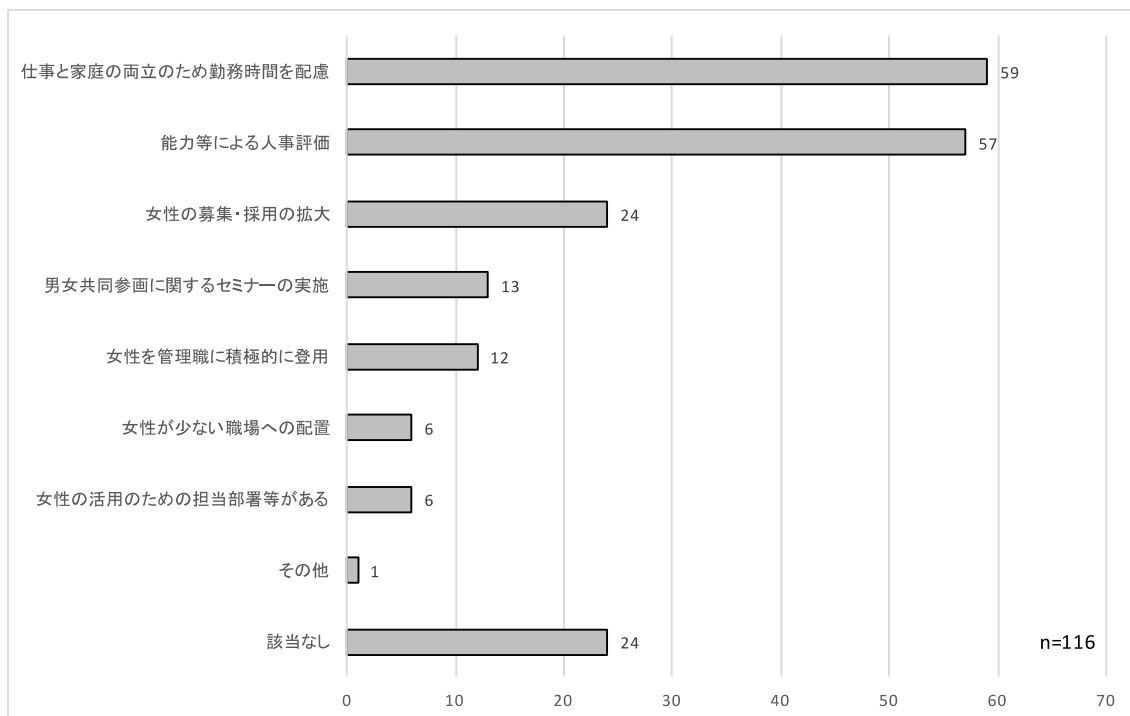


3. 女性の活躍、女性の働き方、ワーク・ライフ・バランス等についての質問

問 10 経営者、もしくは人事担当者からみた貴事業所の社風、職場雰囲気、社員について

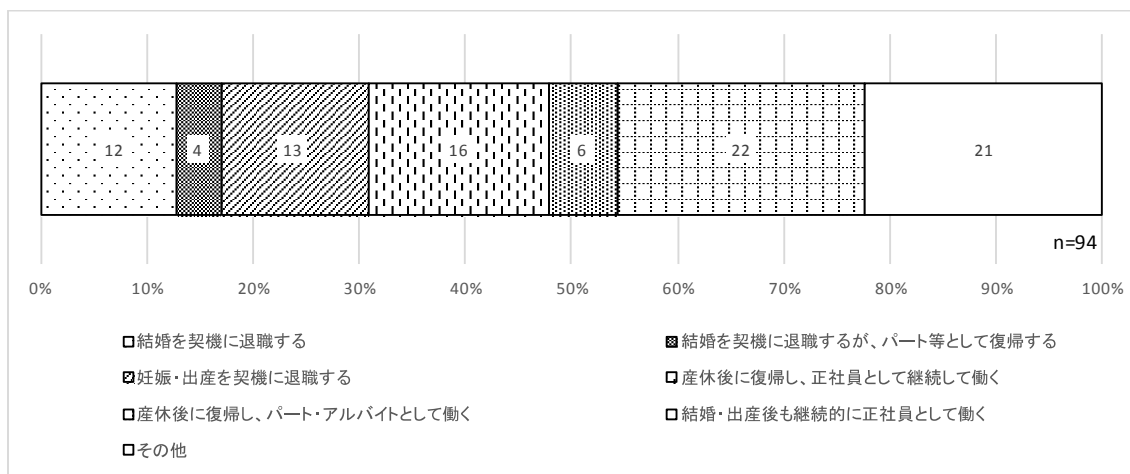


問 11 女性を積極的に活用するための取り組み



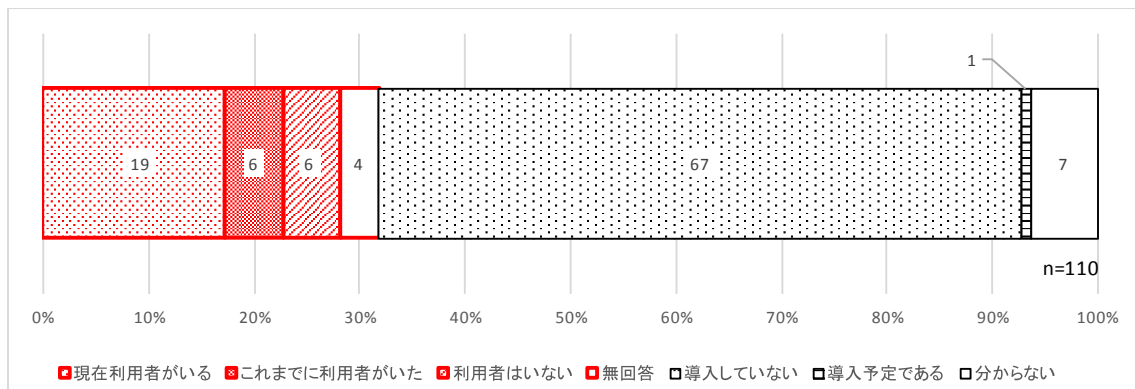
※複数回答

問 12 事業所における女性社員の働き方の傾向

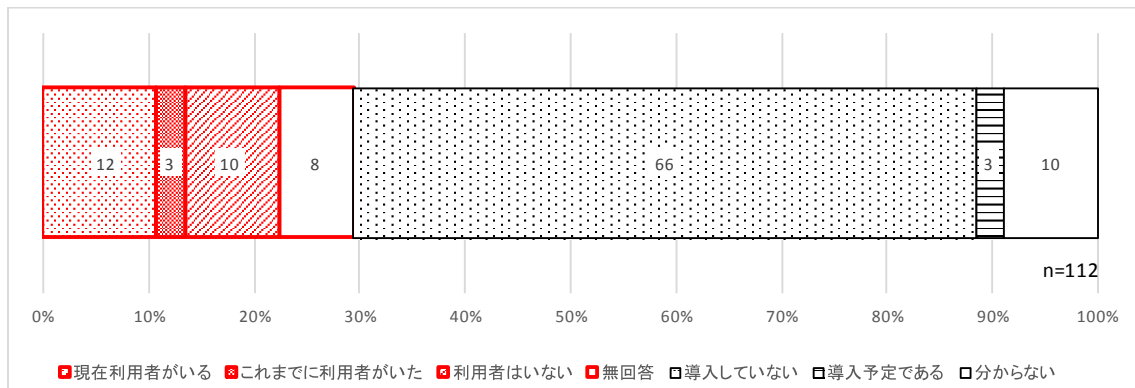


問 13 ワーク・ライフ・バランスを支援する取り組みについて

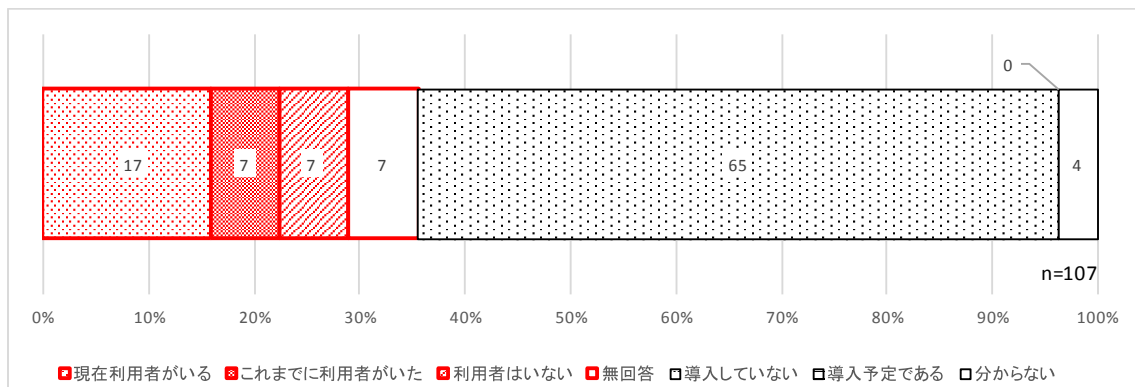
問 13-1 短時間勤務制度



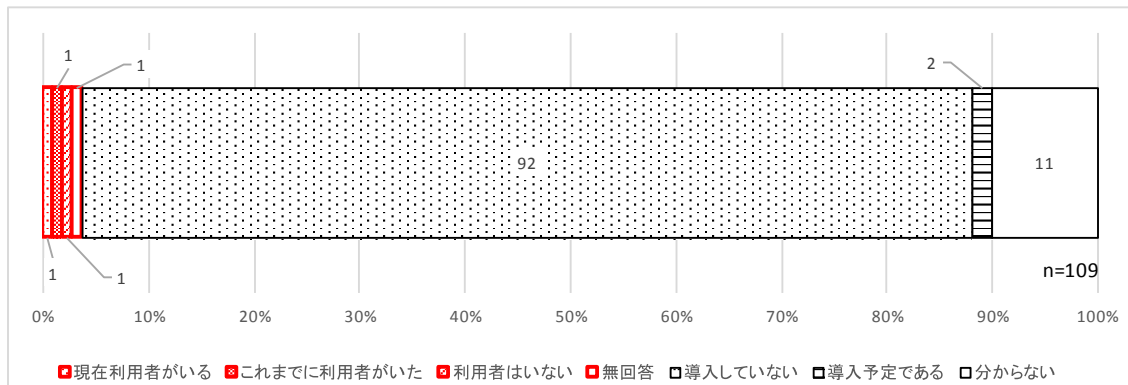
問 13-2 残業の免除



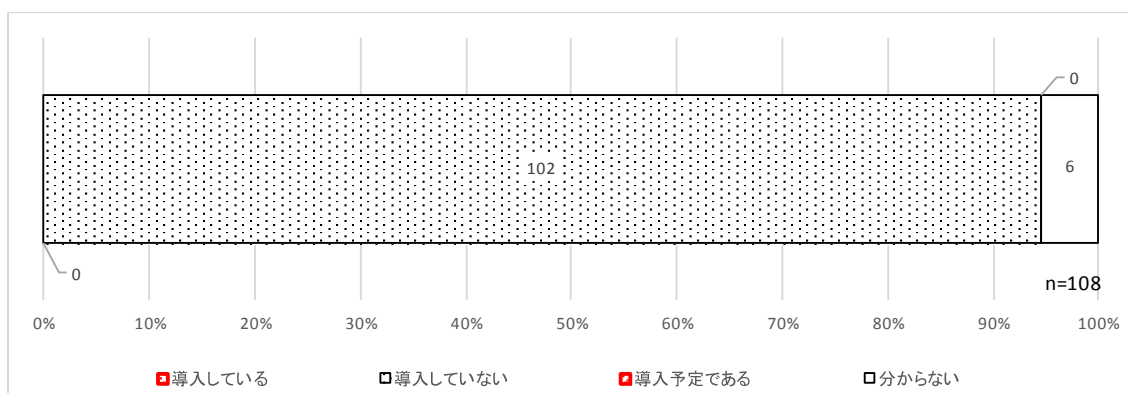
問 13-3 始業・就業時間の繰り下げ、繰り上げ



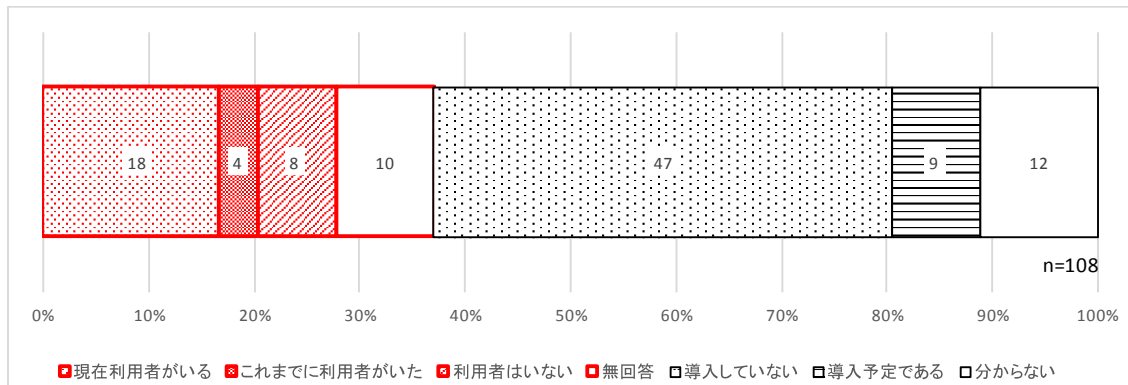
問 13-4 フレックスタイム制度



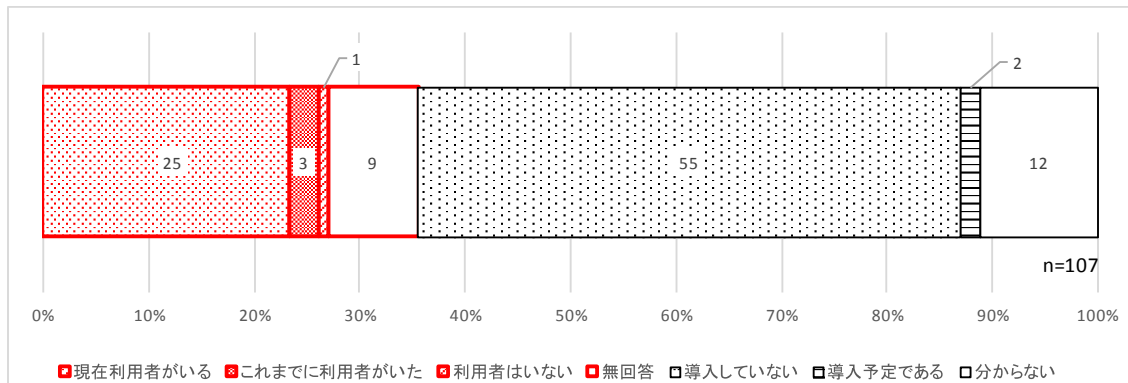
問 13-5 在宅勤務



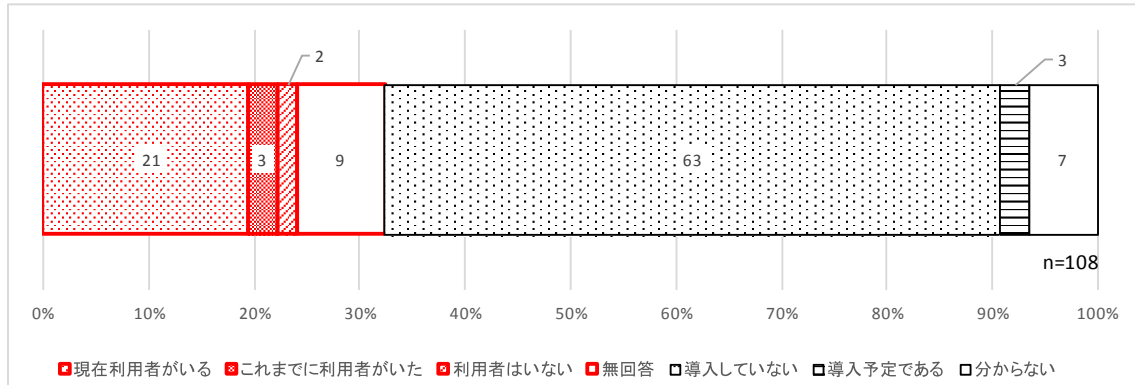
問 13-6 再雇用制度



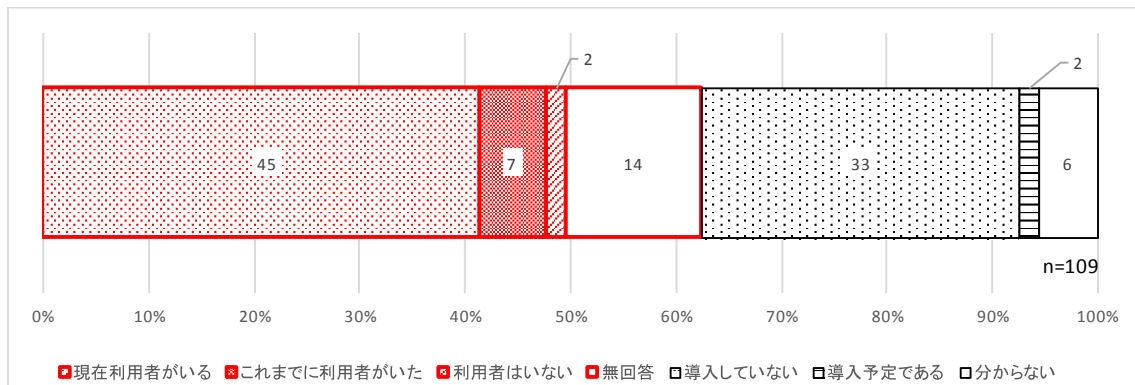
問 13-7 勤務地、担当業務、勤務時間についての希望聴取



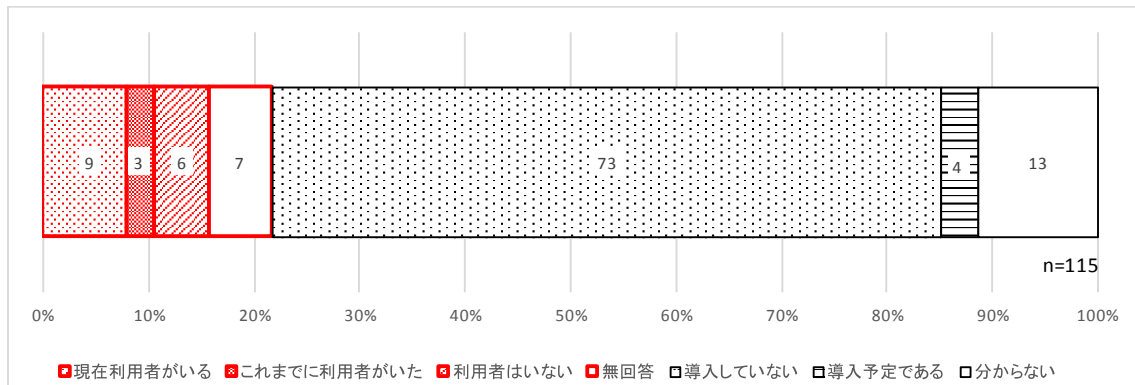
問 13-8 時間単位の有給休暇



問 13-9 半日単位の有給休暇

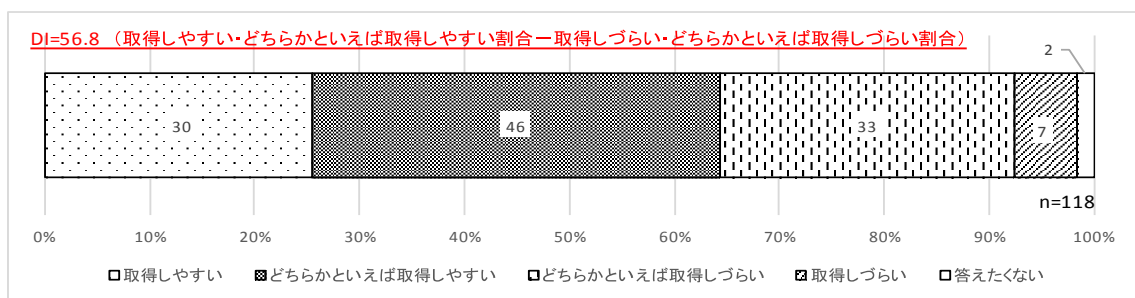


問 13-10 メンタルヘルスの相談窓口

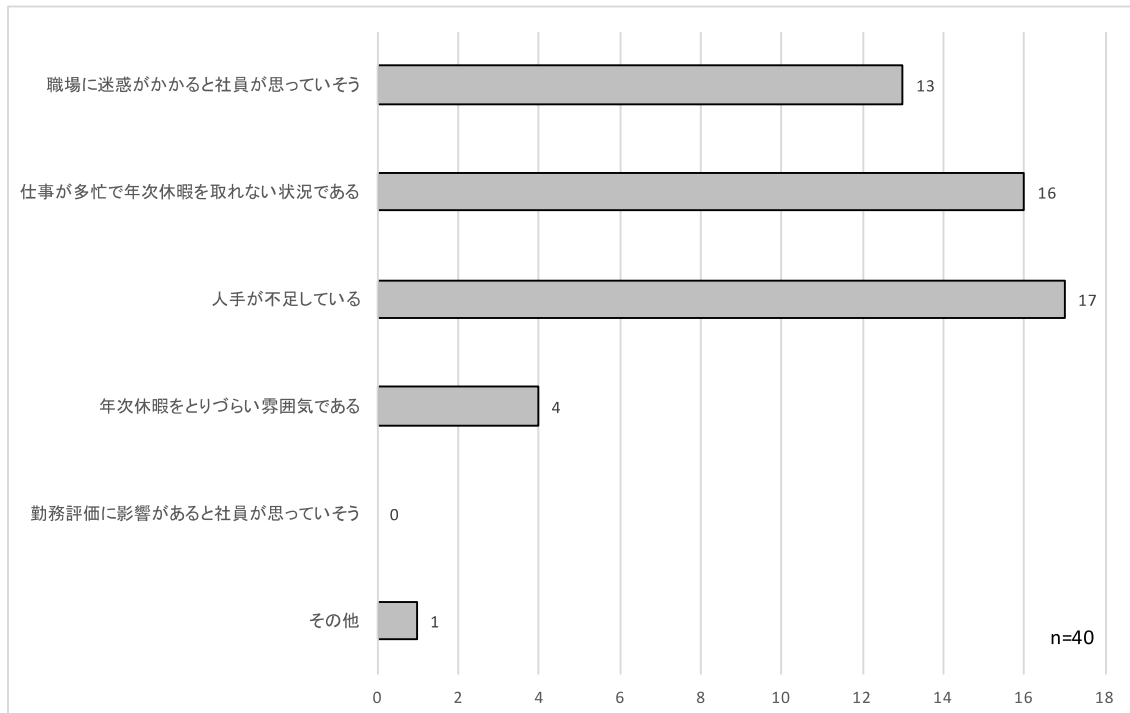


4. 年次休暇、育児休業、介護休業に関する質問

問 14 貴事業所の年次休暇取得環境

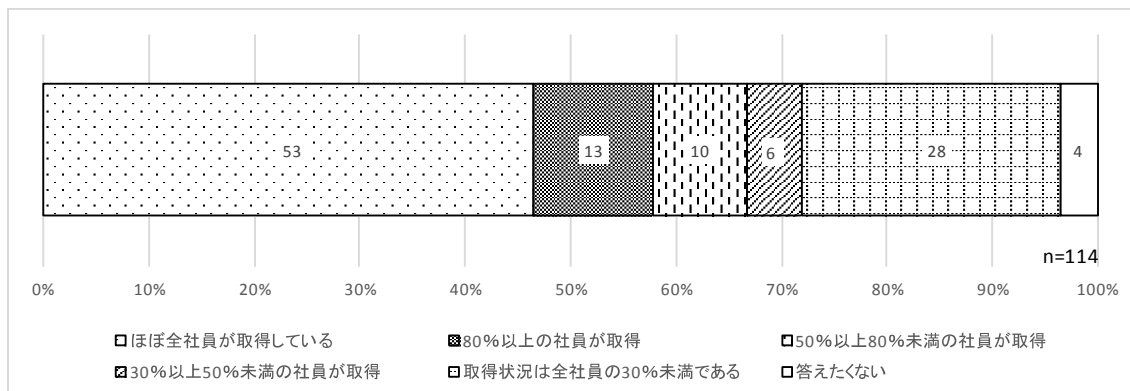


問 15 年次休暇を取得しづらい理由（年次休暇を「取得しづらい」、「どちらかといえば取得しづらい」と回答した事業所対象）

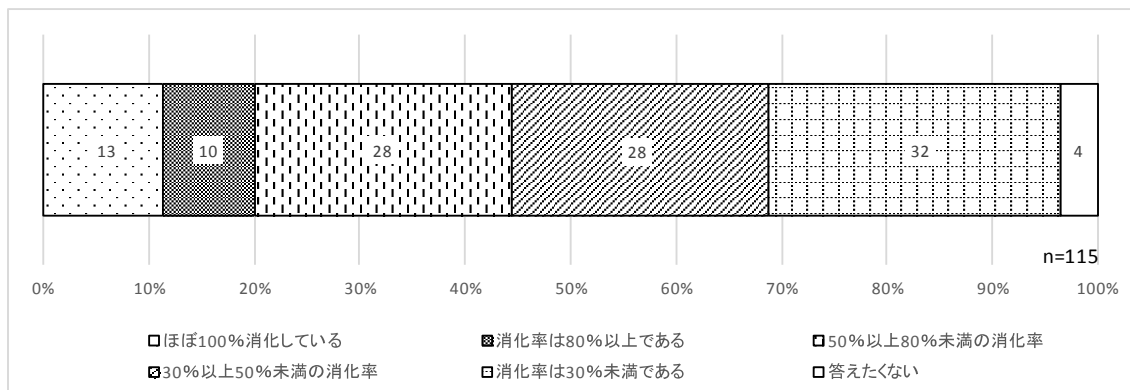


問 16 正社員の2015年度年次休暇の取得状況

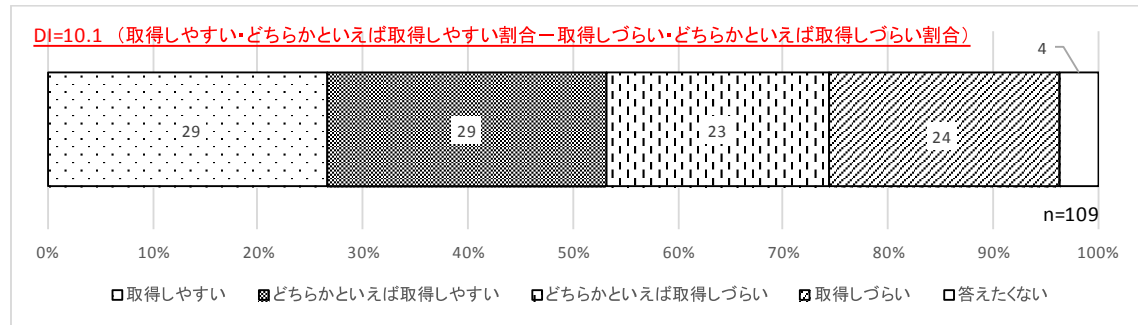
問 16-1 2015年度の事業所全体の取得状況



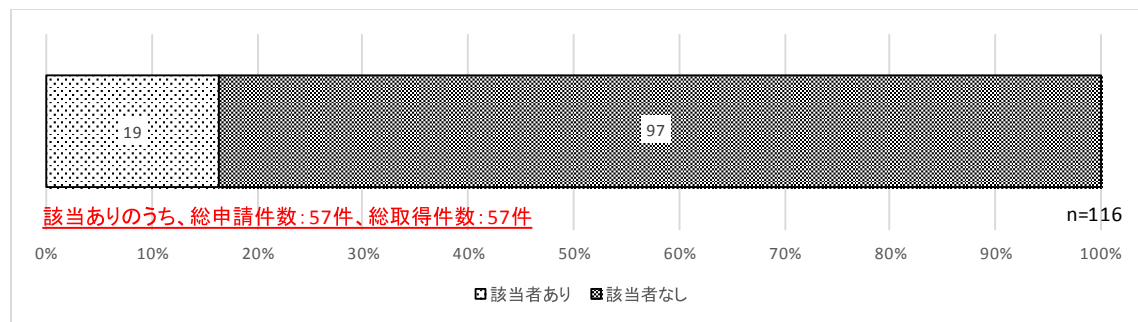
問 16-2 2015年度の社員1人あたりの消化率



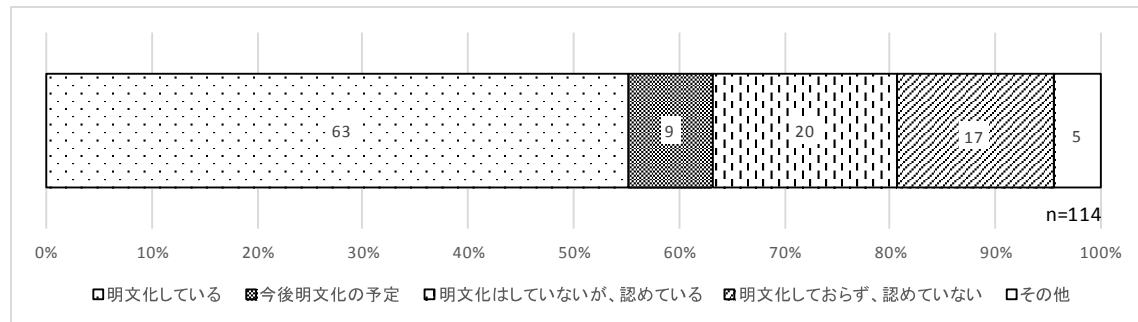
問 17 育児休業の取得環境



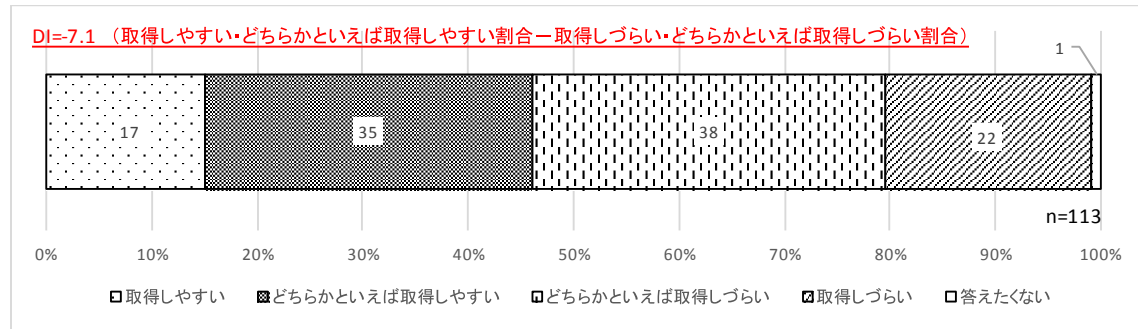
問 18 2015年度の育児休業の取得実績



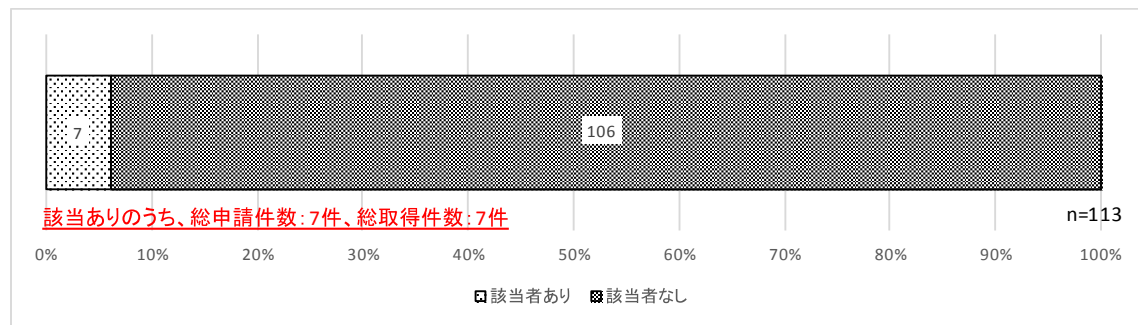
問 19 育児休業の就業規則、規定等への明文化について



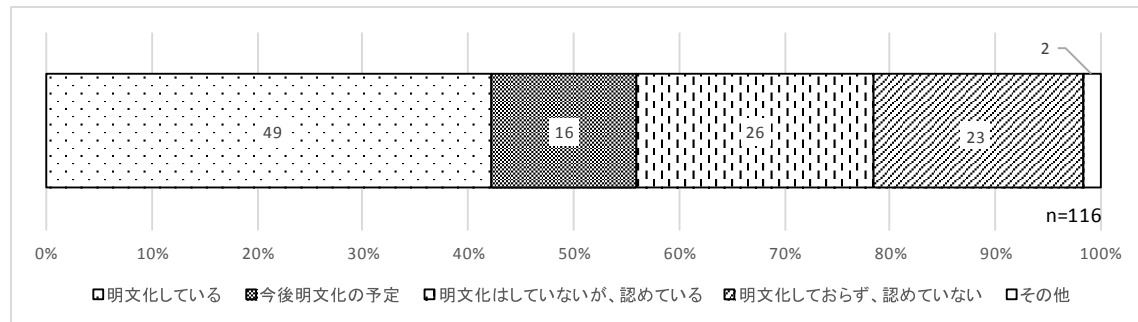
問 20 介護休業の取得環境



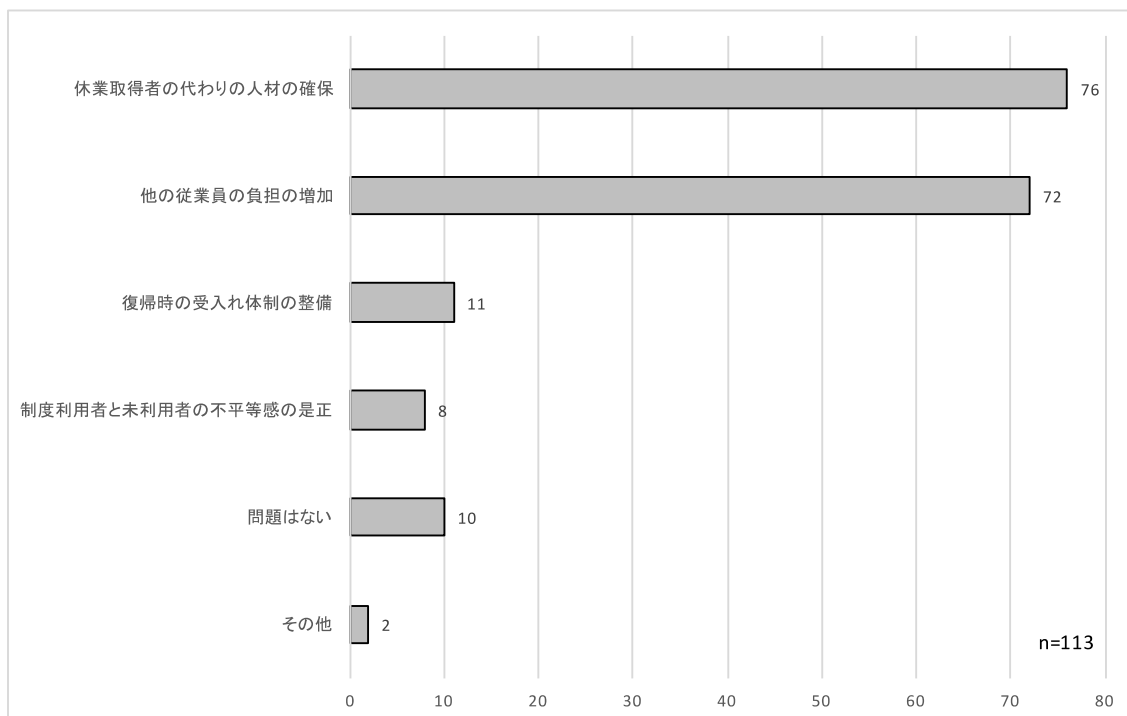
問 21 2015 年度の介護休業の取得実績



問 22 介護休業の就業規則、規定等への明文化について

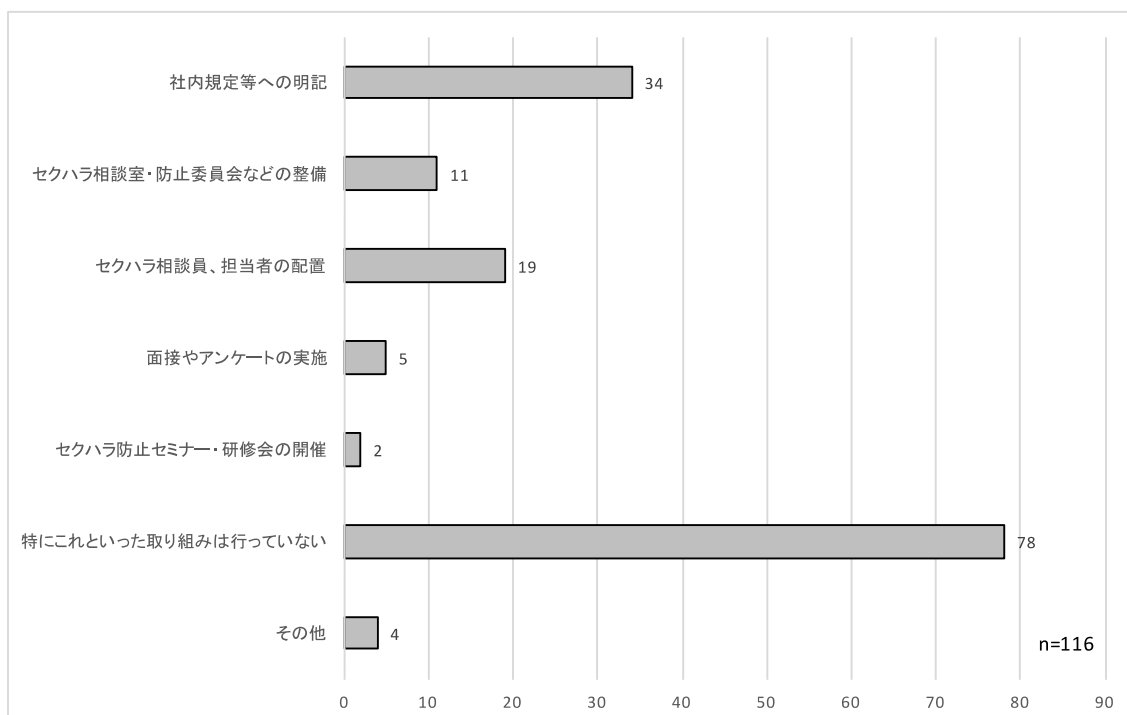


問 23 育児休業・介護休業制度を運用する上での問題、課題

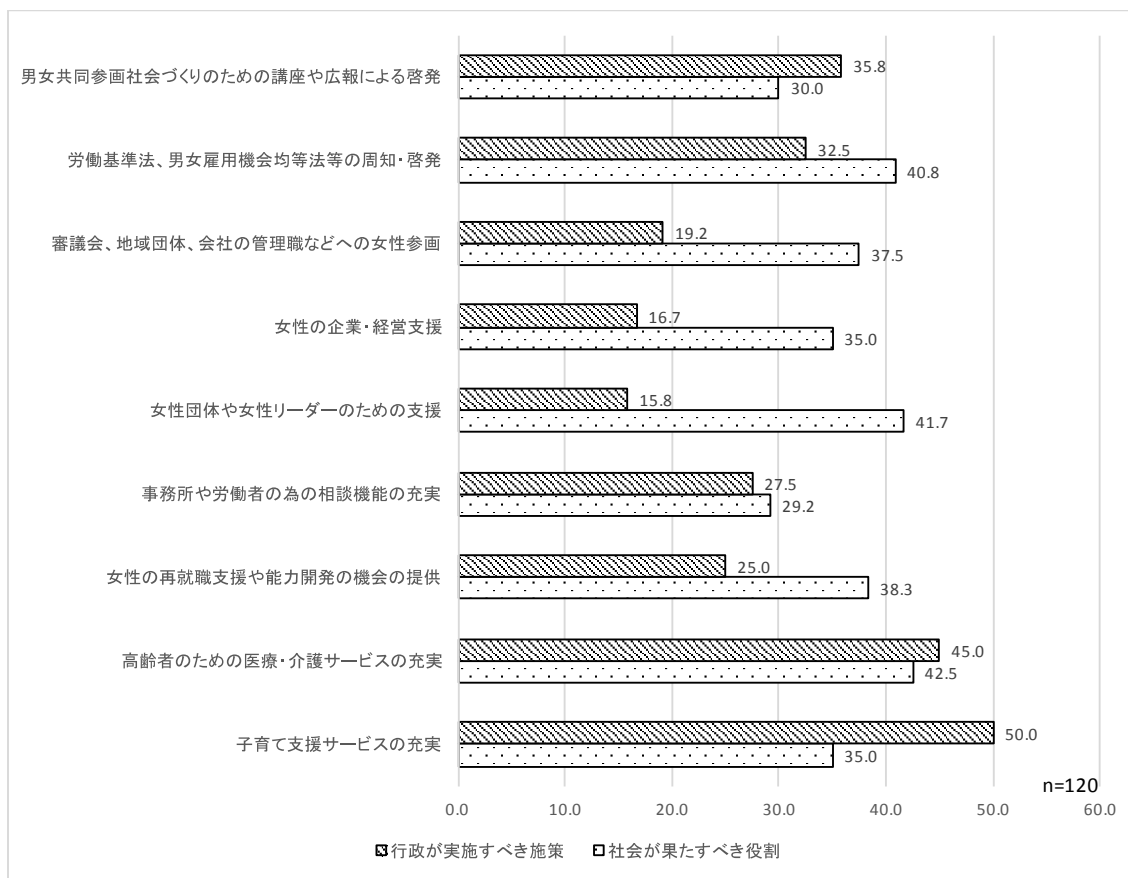


4. セクシュアル・ハラスメント防止についての取り組み、男女共同参画社会を促進するために社会や行政が取り組むべき課題についての質問

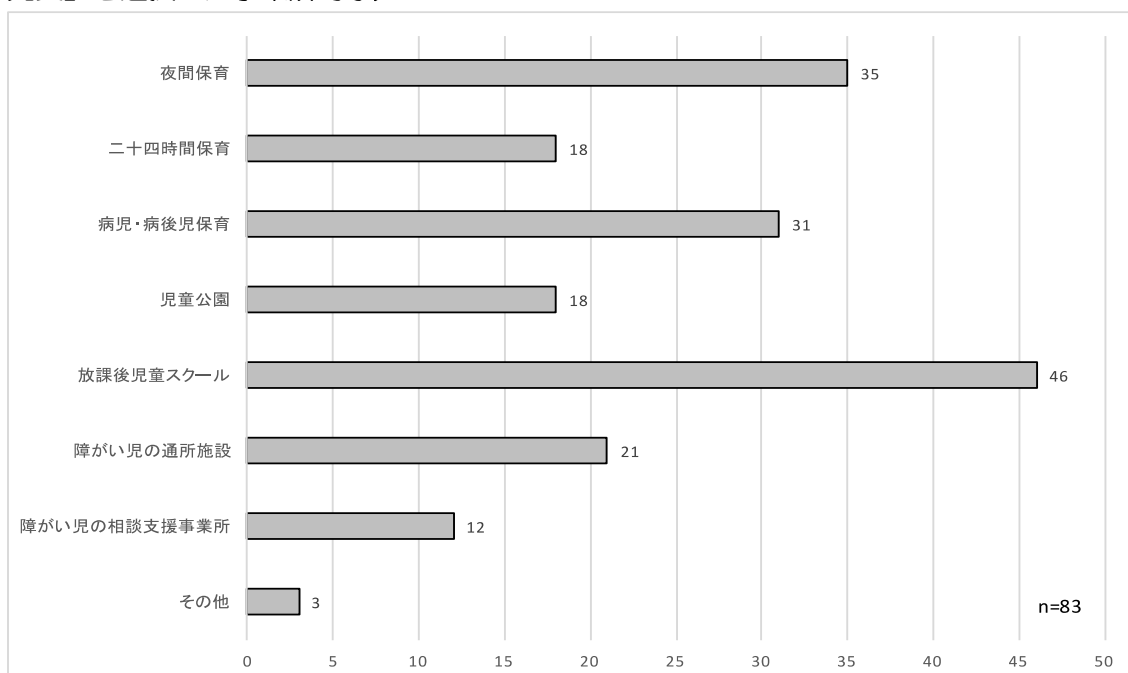
問 24 セクシュアル・ハラスメントの防止についての取り組み



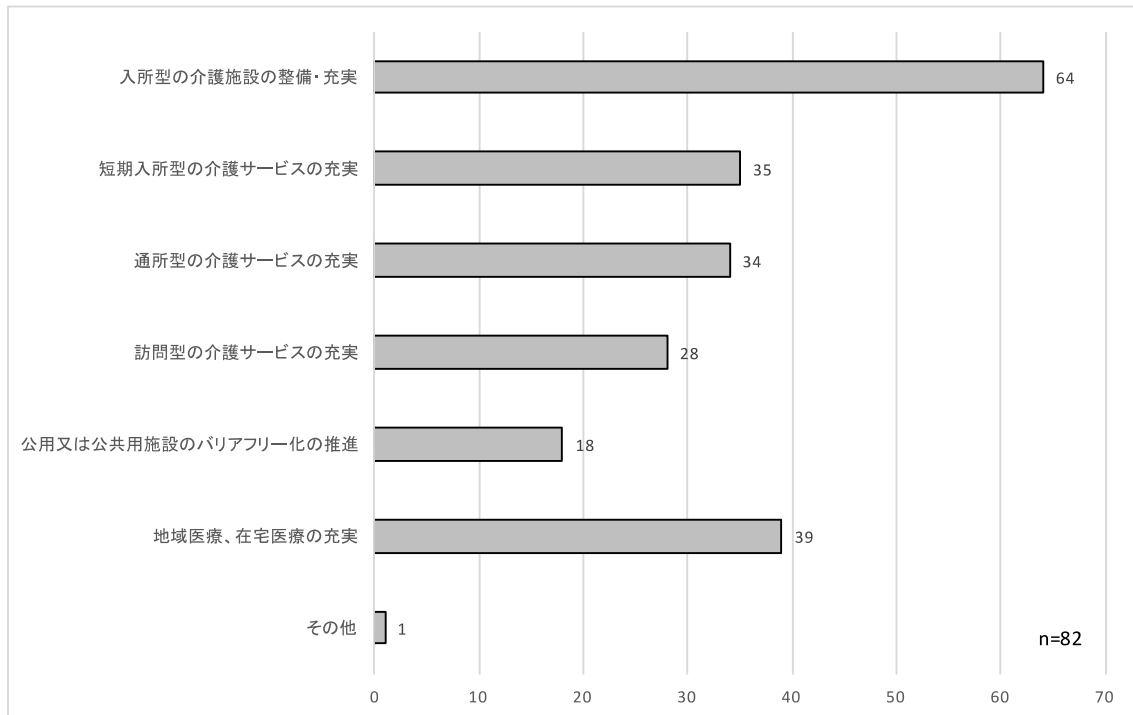
問 25 あなたの事業所（職場）において男女共同参画を進めるにあたって行政や社会が果たすべき役割や実施すべき施策について



問 26 具体的に実施や充実を希望するサービス（「保育・児童福祉施設や子育て支援サービスの充実」）を選択した事業所対象）



問 27 具体的に実施や充実を希望するサービス（「高齢者のための施設や医療・介護サービスの充実」を選択した事業所対象）



八幡浜市男女共同参画計画検討委員会設置要綱

〔平成28年11月28日〕
要綱第38号

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく八幡浜市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）の策定に関し、その基本となる事項及び主要な課題等について検討するため、八幡浜市男女共同参画計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 公共的団体の役職員
- (4) 女性の社会参画に識見を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。
- 4 会議は、公開する。

(委員の任期等)

第6条 委員の任期は、市長が委員を委嘱した日から第2条に規定する検討結果の報告についての任務を完遂した日までとする。

2 前項の任期の途中で、その職によって委嘱された委員が当該職に異動を生じたときは、委員を辞したものとみなす。

3 市長は、委員に欠員が生じた場合は、後任の委員を委嘱することができる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画部政策推進課において処理する。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に行われる会議は、市長が招集し、会長が選出されるまでの間、市長が会長となる。

八幡浜市男女共同参画計画検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 ・ 職 名
会 長	郡司島 宏美	愛媛大学 女性未来育成センター特命准教授
副会長	白石 喜美子	八幡浜市女性団体連絡協議会会長
委 員	佐々木 加代子	八幡浜市議会議員
	緒方 与二	八幡浜公共職業安定所所長
	上田 純子	八幡浜市教育委員会委員
	河野 和恵	八幡浜市人権擁護委員
	木綱 俊三	八幡浜商工会議所会頭
	若松 勲	保内町商工会会長
	井上 裕士	一般社団法人八幡浜青年会議所会員
	玉井 真吾	西宇和青壮年同志会会長
	玉岡 美樹	八幡浜市PTA連合会理事
	脇水 文与	八幡浜市立保内幼稚園保護者代表
	塩見 美紀	八幡浜市公民館連絡協議会主事部副会長
	上田 日登美	オレンジベイフーズ株式会社 財務・経理部リーダー
	市川 晋	株式会社あわしま堂 管理部人事課課長

八幡浜市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

〔平成28年9月28日〕
制 定

(設置)

第1条 男女平等を実現し、男女が個人として尊重される社会の形成を目的として、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、八幡浜市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の計画的かつ体系的な推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は総務企画部長をもって充て、副委員長は政策推進課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を統括し、推進会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長の事務を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長及び副委員長と共に第2条各号に掲げる事項について審議する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総務企画部政策推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月28日から施行する。

別表（第3条関係）

総務課長
市民課長
社会福祉課長
保健センター所長
人権啓発課長
農林課長
商工観光課長
学校教育課長
生涯学習課長

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに

第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は

援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令

の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘察し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由

が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該

募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七條 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

